六ヶ所村
暮らしのガイドブック

CONTENTS

村のプロフィール
各種手続き・窓口案内
公共施設一覧

六ヶ所村次世代エネルギーパーク（二又風力発電）

暮らしのガイドブック発刊ごあいさつ

村民の皆さまには、日頃から村政運営にご支援ご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

本村は、多彩な表情をもつ５つの沼や太平洋に面した漁場、広大な土地といった地域資源に恵まれており、これらを活かした魅力的なまちづくりの可能性を秘めております。また、国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設をはじめ、国際核融合エネルギー研究センター、地域性を活かした自然エネルギー発電施設等多くのエネルギー関連施設が集積し、自然と科学が融合するまちとなっています。

本村では「郷土（ふるさと）を愛し、未来（あした）へ躍進」の理念の下、将来像である「安らぎと幸せを実感できるまち」の実現に向けて、まちづくりを進めています。今後も、豊かな自然環境や受け継がれてきた歴史や文化を守り、未来に引き継いでいくためには村民と行政が問題意識や情報を共有し、広い視野でまちづくりを進めていくことが必要です。

このたび、村民の皆さまが便利で快適な生活を送っていただけるよう「暮らしのガイドブック」を作成しました。健康・福祉・子育てにおける各種制度や手続きをはじめ、文化・スポーツ等身近な村の施設や、避難場所・ハザードマップなどの防災情報など日常生活に欠かせない情報を紹介しております。村と村民の皆さまを結ぶガイドブックとして、ご活用いただけましたら幸いです。

村にお住まいの皆さまはもちろんのこと、これからお住まいになる皆さまも、ぜひ日々の暮らしにお役立てください。

六ヶ所村長　**戸田　衛**

六ヶ所村　暮らしのガイドブック

Rokkasho Village Life Guide Book

六ヶ所村ホームページ　URL：https://www.rokkasho.jp/

目 次

村のプロフィール 003
六ヶ所村の由来・歴史／村民憲章　など

Cuna 004
第２期六ヶ所村まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン

行政情報　届出と証明 005
各種届出／印鑑登録／各種証明　など

行政情報　税金 010
納付期限／村税／電子申告／軽自動車税　など

行政情報　成人 016
各種健康診査、六ヶ所村禁煙外来治療費　など

行政情報　福祉・介護・健康 021
高齢者／認知症／後期高齢者医療制度／障がい者　など

行政情報　子育てと教育 040
妊婦・出産／乳幼児／祝金・各種手当　など

行政情報　くらし 055
住まい／水道・電気関係／動物関係　など

行政情報　防災・安全 063
原子燃料サイクル施設／六ヶ所村津波・高潮ハザードマップ　など

行政情報　公共施設一覧 082
公共施設連絡先

村役場窓口案内 086
各種窓口連絡先

本誌に掲載されている情報は、内容に変更が生じる場合があります。
ご利用の際は、ご注意ください。

ロクジロー

メジロちゃん

村のプロフィール

六ヶ所村の由来・歴史

明治22年の町村制施行により、６つの村を統一してできた「六ヶ所村」。その歴史は縄文時代から始まり、発見された145の遺跡の中でも住居跡約500軒からなる「富ノ沢遺跡」は、県内でも大規模な集落であったことが分かっています。また古来名馬の産地として知られ、鎌倉時代には名馬『生唼』が源頼朝の軍馬となり、その馬が六ヶ所村の６つの集落の名に由来していると200年ほど前に書かれた「木村文書」に残されています。その中では『その馬の出たところが「出戸」、身丈が鷹待場の架のようだったので「鷹架」、背中が沼のように平らだったので「平沼」、尾が斑になっているので「尾駮」。さらにその馬に鞍を打ったので「倉内」、鎌倉へ引き渡すために泊まったところが「泊」となった』と伝えられています。

本村では古くから農業・水産業が営まれてきましたが、1970年代初頭に始まった「むつ小川原開発」により、エネルギーなどの産業が展開されてきております。1980年には、村民憲章と村の木・花・鳥を制定。1997年には村文化交流プラザ「スワニー」と村民図書館が設置され、文化教育面の充実が図られました。1998年には韓国ヤンヤン郡と交流を開始、2010年には国際教育研修センターが設置されるなど、本村の教育分野でも国際化が進んでいます。

村民憲章

わたしたちは、恵まれた自然とたゆみない努力を続けてきた祖先の心を受けつぎ、郷土がますます発展することを願い、産業と科学・文化が共栄する新しい郷土をめざし、力をあわせて実践するためここに村民憲章を定める。

（昭和55年11月３日制定／平成17年11月３日改定）

一、わたしたちは、太平洋のような広い心を持ち、人間愛に満ちた村民になります。
一、わたしたちは、小川原湖のような大きな希望を持ち、進んで協力する村民になります。
一、わたしたちは、貴宝山のような気高さを持ち、心身ともに健全な村民になります。
一、わたしたちは、老部川のような清い心を持ち、親切で礼儀正しい村民になります。
一、わたしたちは、七鞍平のようなおおらかな心を持ち、郷土を愛する村民になります。

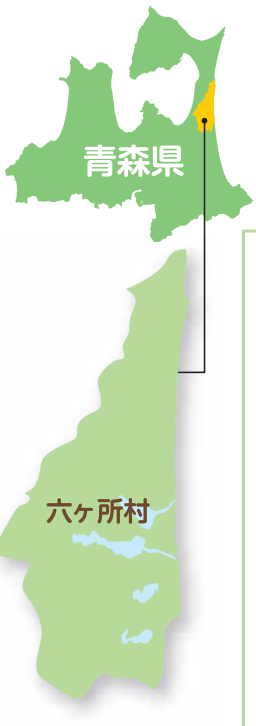

南北 33km　東西 14km
面積 252.69㎢

村章

六ヶ所村の六の字を図案化したもので、上部には躍進発展を、下部の2本の線は、村民の協和を力強く表現しました。
（昭和41年2月策定）

村の木　黒松

黒っぽい樹皮をしているマツであることから、この名前がついた。別名「雄松」とも呼ばれる。海岸線に防砂林として植えられているのがよくみられる。

村の花　ニッコウキスゲ

花の見ごろは初夏。草原・湿原を代表する花で、群生すると山吹色の絨毯のようで美しい。高さは50cm～80cm。花茎の先端に数個つぼみをつける。

村の鳥　オジロワシ

尾の羽が白いことからこの名前がついた。ユーラシア大陸北部で繁殖し、冬になると六ヶ所村に飛来して、海岸沿いや湖沼周辺で休む姿がみられる。

Cuna

クーナ

for Rokkasho Village

第2期 ／ 六ヶ所村まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン

ライフステージに応じた支援へ

「選ばれる村」＝住人にとって「魅力ある村」づくり

それぞれのライフステージにおける快適な環境を創出するため、多様で豊かな暮らしの実現のため、六ヶ所村の次世代を担う人材を育成するため、地域がひとつになった「村民主体のまちづくり」の土台づくりを行っています。

Life stage
ライフステージサイクル

LIFE STAGE 0

情報が行き届くまち

村の取り組みを住民の皆さんに理解していただけるよう、情報発信に力を入れています。

◎地方創生広報企画事業　◎情報発信力向上　など

LIFE STAGE 1

働きやすいまち

ワークライフバランスの向上や起業・新規就業などさまざまな分野でのチャレンジを応援しています。

◎起業・創業チャレンジ応援事業　◎新規就農支援事業　◎在宅／オフィス外勤務（テレワーク）推進事業　など

LIFE STAGE 2

出会いの多いまち

誰でも気軽に交流できる機会を提供し、互いに認め合い高め合うことができる地域づくりを進めています。

◎地域交流会「LOVEろっかしょでつながる会」　◎未来を支える人・文化育成事業　◎出会い・結婚応援事業　など

LIFE STAGE 3

子どもを産みやすいまち

誰もが安心して出産に臨むことができるような体制づくりをしています。

◎妊婦支援事業　◎子宝祝金支給事業　◎妊婦健康診査交通費助成事業　◎ハイリスク妊産婦交通費等助成事業　◎特定不妊治療費給付事業　など

LIFE STAGE 4

子育てのまち

安心して子育てに臨むことができるよう、「精神面」「経済面」「仕事面」での支援を行っています。

◎親子ふれあい事業　◎子育て応援タクシー事業　◎一時預かり保育　◎保育料無料化事業　など

LIFE STAGE 5

学び・学ばせやすいまち

子どもの個性や能力を尊重し、希望する進路が選択できるような環境を整備しています。

◎村営学習塾（小学５年～中学生）　◎ICT教育　◎奨学資金貸付事業　◎通学費等補助　など

LIFE STAGE 6

快適な居住空間づくり

防災・衛生・景観などにおいて良好な環境を提供し、ニーズに合った住居選択が可能となるよう支援しています。

◎尾駮レイクタウン北地区定住促進事業　◎住宅新築リフォーム支援事業　◎住宅用新エネルギー設備導入支援事業　など

LIFE STAGE 7

関係人口づくり

六ヶ所村と“つながる人（関係人口）”が地域に加わることで、地域課題の解決を図ります。

◎地域おこし協力隊　◎エネルギーパークマラソン　◎お試し移住体験「ちょこっとClass」　など

住民票の異動に関する届出（問い合わせ先　住民課　戸籍・住民登録グループ　☎0175-72-8161）

●転入届

届出をするとき	他の市区町村や外国から村に転入したとき
届出人	世帯主または同じ世帯にいる人
届出期間	転入した日から14日以内（転入日の翌日を１日目と数えます）
届出に必要なもの	【マイナンバーカードを持っていない場合】 ①前の住所地で発行された転出証明書 ②運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類 【マイナンバーカードを持っている場合】 ①マイナンバーカード ＊カードがある場合は原則、転出証明書は発行されません。特別に発行されている場合は、必ずお持ちください ＊外国人の人は、上記の他に在留カード（交付前の場合は、パスポート）をお持ちください

●転居届

届出をするとき	村内で住所が変わったとき
届出人	世帯主または同じ世帯にいる人
届出期間	転居した日から14日以内（転居日の翌日を１日目と数えます）
届出に必要なもの	【マイナンバーカードを持っていない場合】 ①運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類 【マイナンバーカードを持っている場合】 ①マイナンバーカード ＊外国人の人は、上記の他に在留カードをお持ちください

●転出届

届出をするとき	村から他の市区町村や外国へ転出するとき
届出人	世帯主または同じ世帯にいる人
届出期間	転出予定日の14日前から転出した後14日以内
届出に必要なもの	【マイナンバーカードを持っていない場合】 ①運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類 【マイナンバーカードを持っている場合】 ①マイナンバーカード

＊マイナンバーカードとは、顔写真の付いたプラスチック製のカードのことです。紙製のマイナンバー通知カードは、手続きに必要ありません
＊全ての届出について代理人が行う場合は、届出人本人が作成した委任状が必要になります
＊顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない人は、健康保険証や年金手帳などの書類を２点以上お持ちいただく必要があります
＊令和５年２月６日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能となりました。このサービスを利用する人は、転出にあたり六ヶ所村の来庁が原則不要となります。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、日本国内での引っ越しをする人が利用できます
＊マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です

届出と証明

戸籍に関する主な届出　（問い合わせ先　住民課　戸籍・住民登録グループ　☎0175-72-8161）

●出生届

届出をするとき	子どもが生まれたとき
届出人	生まれた子どもの父または母
届出期間	生まれた日から14日以内（生まれた日を１日目と数えます）
届出場所	子どもの出生地か本籍地、または届出人の所在地のいずれかの市区町村
届出に必要なもの	①出生届の用紙（用紙の右側「出生証明書」に医師が記入済みのもの） ②母子健康手帳

●死亡届

届出をするとき	家族が亡くなったとき
届出人	同居の親族（同居の親族がいない場合は、同居していない親族）
届出期間	死亡の事実を知った日から７日以内（知った日を１日目と数えます）
届出場所	死亡者の死亡地か本籍地、または届出人の所在地のいずれかの市区町村
届出に必要なもの	死亡届の用紙（用紙の右側「死亡診断書（死体検案書）」に医師が記入済みのもの）

●婚姻届

届出をするとき	結婚をするとき
届出人	夫になる人と妻になる人
届出期間	届出のときから効力が発生します
届出場所	届出人の本籍地か所在地のいずれかの市区町村
届出に必要なもの	①婚姻届の用紙（右側「証人」欄に成年者２人が記入済みのもの） ②届出人の戸籍謄本（本籍地以外へ届出をする場合） ③運転免許証、マイナンバーカードなどの顔写真付きの本人確認書類 ＊夫妻両方または片方が外国籍の場合は、必要書類が追加になる場合があります

●離婚届

届出をするとき	離婚をするとき
届出人	協議離婚の場合は夫と妻（裁判離婚の場合は、その申立人）
届出期間	協議離婚の場合は、届出のときから効力が発生します （裁判離婚の場合は、確定の日から10日以内）
届出場所	届出人の本籍地か所在地のいずれかの市区町村
届出に必要なもの	①離婚届の用紙（協議離婚の場合、右側「証人」欄に成年者２人が記入済みのもの） ②裁判離婚の場合、その謄本や確定証明書など ③届出人の戸籍謄本（本籍地以外へ届出をする場合） ④運転免許証、マイナンバーカードなどの顔写真付きの本人確認書類 ＊離婚後の氏の変更や子どもの戸籍の異動に関しては、別の届出が必要になります

●転籍届

届出をするとき	本籍を異動するとき
届出人	戸籍筆頭者とその配偶者
届出期間	届出のときから効力が発生します
届出場所	新本籍地か現本籍地、または届出人の所在地のいずれかの市区町村
届出に必要なもの	①転籍届の用紙 ②届出人の戸籍謄本（同一の市区町村内で転籍する場合は不要）

＊結婚や離婚に合わせて住所が変わる場合は、別途「住民票の異動に関する届出」が必要です
＊「所在地」には、住民登録をしている住所地のほか、一時的な滞在地も含まれます

印鑑登録

（問い合わせ先　住民課　戸籍・住民登録グループ　☎0175-72-8161）

●登録できる人

村に住民登録をしている人
ただし、次に該当する人は登録できません。
- 15歳未満の人（15歳以上でも未成年の場合は親権者の同意が必要）
- 意思表示をすることができない人

●登録できる印鑑

１人につき１個
ただし、次の印鑑は登録できません。
- 住民登録上の氏名以外の事項を表しているもの
- 印影の大きさが８㎜以下または25㎜以上のもの
- 印影が不鮮明なもの
- ゴム印など変形しやすい材質のもの
- 世帯内で同じもの

●印鑑登録申請に必要なもの

- 登録をする印鑑
- 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

＊顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない人は、すでに村に印鑑登録している別の人を保証人にすることで、登録ができます

●代理人が印鑑登録する場合の手順

印鑑登録を行う際は、原則登録する本人が窓口に来てください。代理人が登録申請を行う場合の手順は次のとおりです。

①印鑑登録する本人が印鑑登録する旨を記載した委任状を作成し、代理人が窓口に提出する。
②本人の住所へ書類（照会書兼回答書）が送付される。
③届いた書類に本人が必要事項を記入する。
④代理人が窓口に③の書類を持参し、登録申請を行う。

●印鑑登録証明書の交付申請に必要なもの

- 登録時に交付される印鑑登録証

＊代理人の場合でも印鑑登録証があれば申請できます

印鑑登録証を紛失した場合や、印鑑を紛失・毀損（きそん）したとき、または登録印鑑を変更する場合は届出をする必要があります。また再度印鑑登録を希望する場合は、登録申請を行う必要があります。なお死亡したときや村から転出したときは、自動的に登録が廃止となります。

届出と証明

戸籍・住民票に関する証明書など（問い合わせ先　住民課　戸籍・住民登録グループ　☎0175-72-8161）

●手数料　【令和５年１月現在】

区分	名称	手数料		請求できる人
戸籍	戸籍の謄本（全部事項証明）・抄本（個人事項証明）	１通	450円	①本人、配偶者、親や子などの直系親族 ②代理人（委任状が必要）
	除籍の謄本（全部事項証明）・抄本（個人事項証明）	１通	750円	
	改製原戸籍謄本・抄本	１通	750円	
	戸籍記載事項証明	１通	350円	
	戸籍届出受理証明	普通紙	350円	
		上質紙	1,400円	
	戸籍附票の謄本・抄本	１件１枚まで	200円	
		１件２枚以上	400円	
	身分証明書	１通	200円	①本人 ②代理人（委任状が必要）
住民	住民票の写し（個人）	１通	200円	①本人、同一世帯員 ②代理人（委任状が必要）
	住民票の写し（世帯全員）	１件５枚まで	200円	
		１件６枚以上	400円	
	住民票の記載事項証明書	１件	200円	
印鑑	印鑑登録申請（印鑑登録証の交付）	１件	200円	①本人 ②代理人（Ｐ５参照）
	印鑑登録証明書	１通	200円	本人、代理人（印鑑登録証が必要）

＊一部手数料については変更になる場合があります

各種証明書の請求方法　（問い合わせ先　住民課　戸籍・住民登録グループ　☎0175-72-8161）

●戸籍・住民票関係の証明書

窓口に備え付けの交付申請書に必要事項を記入し、住民課に提出してください。交付申請の際には、本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど、顔写真付きのもの。お持ちでない場合は、健康保険証や年金手帳などの書類が２点以上必要）を提示してください。

＊代理人が請求する場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類（委任状など）が必要です

《請求理由の記載についての注意事項》

【権利の行使・義務の履行のために請求する場合】

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記入してください。

【国または地方公共団体の機関に提出する場合】

戸籍証明などを提出する国または地方公共団体名を記入してください。また、その機関への提出を必要とする理由も記入してください。

【その他の理由で請求する場合】

戸籍記載事項の利用目的や、その理由を詳細に記入してください。

《資料提供について》

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

●印鑑登録証明書

窓口に備え付けの交付申請書に必要事項を記入し、住民課に提出してください。交付申請の際には、印鑑登録時に交付された印鑑登録証を提示してください。また代理人の場合でも、印鑑登録証があれば申請することができます。

●転出届を郵送で行う場合

次のものを住民課宛てに郵送してください。

- 転出証明書郵送依頼書
- 本人確認書類の写し
- 返信用封筒（宛名を記載し、切手を貼付したもの）
- 印鑑登録証　＊お持ちの人のみ

●戸籍・住民票関係証明書の郵便請求

次のものを住民課宛てに郵送してください。

- 郵便請求申込書（戸籍または住民票）
- 本人確認書類の写し

＊必要書類は、Ｐ８「戸籍・住民票関係の証明書」を参照

- 手数料分の定額小為替（郵便局で購入可能）
- 返信用封筒（宛名を記載し、切手を貼付したもの）

＊郵便の配達状況や発行処理状況によって、請求から到着まで日数がかかる場合があるため、余裕を持って請求を行ってください。お急ぎの人は、事前の電話連絡や速達利用などの対応をお願いします

申請書などは村ホームページからダウンロードすることができます。

行政手続きのオンライン申請　（問い合わせ先　総務課　デジタル化推進室　☎0175-72-8015）

村では、下記の手続きについて「六ヶ所村電子申請・届出システム」を利用したオンライン（電子）申請を受け付けています。パソコンやスマートフォンからインターネットを通して、24時間いつでもどこからでも申請ができます。（一部の手続きではマイナンバーカードによる本人確認が必要となります。）

●利用方法

以下の２つの方法で「六ヶ所村電子申請・届出システム」の利用ができます。

①村ホームページの「六ヶ所村電子申請・届出システム」バナーから

②検索エンジンから「六ヶ所村電子申請・届出システム」で検索

●利用できる手続き

【子育て関係】

- 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 氏名変更／住所変更等の届出
- 受給事由消滅の届出
- 未支払の児童手当等の請求
- 児童手当等に係る寄附の申出
- 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 児童手当等の現況届
- 支給認定の申請
- 保育施設等の利用申込
- 保育施設等の現況届
- 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 妊娠の届出時の面談の予約

【被災者支援関係】

- 罹災証明書　＊火災を除く

【介護関係】

- 要介護・要支援認定の申請
- 要介護・要支援更新認定の申請
- 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 介護保険負担割合証の再交付申請
- 被保険者証の再交付申請
- 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 介護保険負担限度額認定申請
- 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 住所移転後の要介護・要支援認定申請

●申請方法

詳しい申請方法については、広報ろっかしょ３月号（2023年）または「六ヶ所村電子申請・届出システム」内のコンテンツ「ヘルプ」をご覧になるか、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先

コールセンター

固定電話　0120-464-119（フリーダイヤル）

携帯電話　0570-041-001（有料）

＊土日祝日・年末年始除く　９：00～17：00

税金

税金の納付期限

（問い合わせ先　税務課　課税グループ　☎0175-72-8019）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人村(県)民税<普通徴収>			1期		2期		3期		4期			
固定資産税		1期		2期		3期			4期			
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

村税などの概要

（問い合わせ先　税務課　課税グループ　☎0175-72-8019）

■ 固定資産税

●納税義務者

賦課期日（1月1日）現在の固定資産の所有者

▶**土　　地**　登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

▶**家　　屋**　登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

▶**償却資産**　償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

●税額

固定資産課税台帳に登録された評価額をもとに課税標準額を算定し、それに税率1.4%を乗じて算出します。

●免税点

村内において、同一の人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

▶**土　　地**　30万円

▶**家　　屋**　20万円

▶**償却資産**　150万円

●申告・届出

- 償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の償却資産状況を申告しなければなりません（申告期限1月31日）。
- 下記に該当する場合は、届出が必要となります。

①固定資産の所有者が死亡し、相続登記が遅れるとき

②家屋を新（増改）築や取り壊した場合、または用途を変更したとき

③納税通知書の送付先が変更になったとき

●納税方法

納税通知書・口座振替のいずれかの方法で納めてください。

●固定資産の評価額

土地、家屋は基準年度の3年ごとに、償却資産は毎年基準に従って適正な時価に評価し、固定資産税の算定基礎とします。ただし、新増築や損壊のあった家屋や地目変更のあった土地などはその都度評価します。

●固定資産の価格などの縦覧

自分の土地や家屋の評価額などが登録されている固定資産課税台帳を縦覧することができます。

▶**縦覧期間**

毎年4月1日から第1期納期限まで（土日、祝日を除く）

▶**縦覧場所**　税務課

▶**縦覧できる人**

土地や家屋の固定資産税の納税者または使用者など。

■ 個人村（県）民税

●納税義務者

毎年1月1日現在に村に住所がある人を対象に、前年の所得に基づいて課税されます。

村に住所がなく事務所や家屋敷がある人には、均等割だけ課税されます。また村民税を課税された人は、県民税も同時に計算・課税されます。

●税額

一律にかかる均等割と、所得に応じてかかる所得割の合計が税額となります。

▶**均等割**　5,000円（村民税3,500円、県民税1,500円）

▶**所得割**　一般的に次のような方法で計算されます。

（所得金額－所得控除額）×10%－税額控除額

●非課税となる人

次に該当する人は、均等割と所得割が課税されません。

①生活保護法の規定により生活扶助を受けている人
②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が135万円以下の人
③前年中の合計所得金額が次に掲げる額以下の人

扶養親族がある人（均等割）	28万円×（１＋控除対象配偶者＋扶養親族）＋10万円＋（＊）16万８千円
扶養親族がある人（所得割）	35万円×（１＋控除対象配偶者＋扶養親族）＋10万円＋（＊）32万円

（＊）…控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算されます。

●申告

毎年１月１日現在、村に住所がある人は、２月16日から３月15日まで（土日・祝日の関係で日付が前後する年もあります）に前年中の所得についての申告をしなければなりません。

ただし、次に該当する人は不要です。

①所得税の確定申告をした人
②前年中の所得が給与所得だけで、会社で年末調整済みであり、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されている人
③上記①または②に該当する人の控除対象配偶者または扶養親族となっている人

●納税方法

納税通知書・特別徴収・口座振替のいずれかの方法で納めてください。

■ 法人村民税

●納税義務者

①村に事務所または事業所がある法人
②村に寮、宿泊所、クラブなどがある法人で、村に事務所または事業所がないもの
③法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課税される個人で、村に事務所または事業所があるもの

●税額

資本金などの金額と従業者数によって決まる均等割と、法人税額によって決まる法人税割の合計が税額となります。

▶均等割

法人などの区分		税率
資本金の金額	従業者数	
50億円超え	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え50億円以下	50人超	175万円
	50人以下	41万円
１億円を超え10億円以下	50人超	40万円
	50人以下	16万円
１千万円を超え１億円以下	50人超	15万円
	50人以下	13万円
１千万円以下	50人超	12万円
	50人以下	5万円
上記以外	－	5万円

▶法人税割

課税標準額×税率（６％）

●申告期限

▶中間申告

事業年度開始の日以後６カ月を経過した日から２カ月以内

▶確定申告

事業年度終了の日の翌日から２カ月以内

●納付税額

▶中間申告（次のいずれか）

①均等割（年額）の１/２と前事業年度の法人税割の１/２の合計額（予定申告）
②均等割（年額）の１/２とその事業年度開始の日以後６カ月の期間を１事業とみなして計算した法人税額の合計額

▶確定申告

均等割額と法人税額の合計額。ただし中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引いた額

電子申告について

■ 村税の電子申告のご案内

村では、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した電子申告などの受け付けを行っています。

●eLTAX（エルタックス）とは？

地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。またeLTAXでは、無料で利用できるeLTAX対応ソフトウェアとして「PCdesk」を提供しています。

＊国税の電子申告e-Tax（イータックス）とは異なります

●eLTAXのメリット

- 自宅やオフィスのパソコンを使いインターネットを利用して、申告などの手続きができます。
- 複数の地方公共団体への申告などの手続きをまとめて行うことができます。
- 申告書の作成を支援するさまざまな機能があります。（住所、氏名などの自動入力、税額自動計算など）
- eLTAXに対応した市販の税務会計ソフトウェアで作成したデータを利用できます。

●利用できる手続き

税目	申告・申請・届出
法人村民税	• 法人村民税の申告（確定・予定・中間・修正・均等割） • 法人設立、設置届 • 法人異動届 • 電子納付
個人住民税（特別徴収）	• 給与支払報告書（総括表含む） • 給与支払報告、特別徴収に係る給与所得者異動届出 • 給与特別徴収への切替申請 • 特別徴収義務者の所在地・名称変更届 • 電子納付
固定資産税	• 償却資産申告 • 電子納付

●eLTAXの利用手順

利用をするためには、届出が必要となります。

手続きは、eLTAXホームページの「利用届出」ページから行ってください。

ホームページアドレス

https://www.eltax.lta.go.jp/riyoutodokede/

●問い合わせ先（eLTAXについて）

☎0570-081459

受付時間　9：00～17：00

（土日、祝日、年末年始除く）

●問い合わせ先　税務課または地方税共同機構

軽自動車税

（問い合わせ先　税務課　課税グループ　☎0175-72-8019）

●納税義務者

毎年４月１日現在、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車の所有者に課税されます。

●税額

区分	種別		税額		
			旧税額（※１）	新税額（※２）	重課税額（※３）
原動機付自転車	二輪のもの	排気量50cc以下	－	2,000円	－
		排気量50cc超～90cc以下	－	2,000円	
		排気量90cc超～125cc以下	－	2,400円	
	ミニカー（三輪以上、20cc超～50cc以下、車室を備えるもの）		－	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用		－	2,000円	
	その他のもの		－	5,900円	
軽自動車	軽二輪125cc超～250cc以下のもの（側車付のものを含む）		－	3,600円	
	軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
	軽四輪乗用車	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	軽四輪貨物車	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	雪上車		－	3,600円	－
二輪の小型自動車（250cc超）			－	6,000円	

（＊１）旧税額とは、平成27年３月31日以前に初度検査を受けた車両（初度検査年月は車検証に記載されています）。

（＊２）新税額とは、平成27年４月１日以降に初度検査を受けた車両。

（＊３）重課税額とは、初度検査から13年を経過した車両（電気自動車などを除く）。

●減免制度

次に該当する軽自動車税は、申請により減免される制度があります。なお、減免申請は納期限までに届出が必要となりますのでご注意ください。

①公益のため直接専用する軽自動車

②身体や精神に障がいがあり歩行が困難な人が所有する軽自動車など

③②に該当する障がい者と生計を一にする人が所有し、当該所有者のために使用する軽自動車

●登録・廃車などの申告

軽自動車の種類によって、申告書の手続先が異なりますのでご注意ください。

●申告先

種類	申告先
原動機付自転車（125cc以下）	六ヶ所村役場　税務課 課税グループ ☎0175-72-8019
小型特殊自動車（農耕作業用・その他）	
軽二輪自動車（125cc超～250cc以下）	軽自動車協会　八戸支所 ☎0178-51-2560
二輪の小型自動車（250cc超）	八戸自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2009
軽自動車（貨物・乗用）	軽自動車検査協会　八戸支所 ☎050-3816-1832

●申告期限

事項	申告期限
①軽自動車の所有者となった場合 ②届出事項に変更が生じた場合	15日以内
①軽自動車を他の人に譲った場合 ②廃車にした場合 ③村外に転居した場合	30日以内

●原動機付自転車（125cc以下のバイク）の申告

種類	内容	申告に必要なもの
新規取得	販売店から購入した場合または村外の人から譲り受けた場合	• 住所、氏名、車体番号を記載した申告書（販売証明書） • 村外の人から購入した場合は廃車証明書 • 本人確認書類
名義変更	村内の人から譲り受けた場合	• 新旧所有者の住所、氏名、車体番号を記載した申告書 • 旧所有者の標識交付証明書 • 本人確認書類
廃車	廃棄、販売店へ下取り、村外へ転出、村外の人に譲渡する場合	• 住所・氏名・車体番号を記載した申告書 • 標識（ナンバープレート） • 標識交付証明書　• 本人確認書類
住所･氏名変更	住所・氏名に変更があった場合	• 住所・氏名・車体番号を記載した申告書 • 標識交付証明書　• 本人確認書類

＊故意や過失により標識（ナンバープレート）を紛失した場合は、弁償金（100円）がかかります
＊本人確認書類とは、マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きのものとなります。顔写真付きの書類がない場合は、健康保険証や年金手帳など２点以上必要となる場合があります

●納税方法

納税通知書・口座振替のいずれかの方法で納めてください。

国民健康保険税

（問い合わせ先　税務課　課税グループ　☎0175-72-8019）

●納税義務者

国民健康保険の被保険者である世帯主。その世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯に被保険者がいる場合は、被保険者である世帯主（擬制世帯主）とみなして課税されます。

●税額

基礎課税額・介護納付金課税額・後期高齢者支援金等課税額の合計が課税され、上記のそれぞれは次のとおり所得割、資産割、均等割、平等割に区分され計算されます。

算出基礎となる項目		基礎課税額	介護分課税額	後期高齢者支援金分
所得割	その世帯の基礎控除額後の総所得金額	×6%	×1.6%	×2%
資産割	その世帯の固定資産の税額	×30%	×7.5%	×6%
均等割	その世帯の国保加入者数	×22,000円	×8,800円	×7,400円
平等割	１世帯当たり	35,000円	6,000円	6,900円

●課税限度額（最高額）

- 基礎課税額　65万円
- 介護納付金課税額　17万円
- 後期高齢者支援金等課税額　20万円

●軽減制度

- 確定申告をした前年分の所得（擬制世帯主を含む）が一定の基準を下回る世帯については、均等割と平等割を右表のとおり軽減します。
- 加入している未就学児（６歳に達する年の３月31日まで）の均等割額を１/２に減額します。

＊上記の軽減制度に該当する場合は、軽減後の金額が１/２となります。

●納税方法

納税通知書・特別徴収・口座振替のいずれかの方法で納めてください。

前年中の所得	軽減割合
43万円＋10万円×（給与・年金所得者の数－１）を超えない人	７割
43万円＋（28万５千円×国保加入者数＊）＋10万円×（給与・年金所得者数の数－１）を超えない人	５割
43万円＋（52万円×国保加入者数＊）＋10万円×（給与・年金所得者の数－１）を超えない人	２割

＊国保加入者数には、特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する人）は含み、擬制世帯主（他の健康保険に加入している世帯主）は含みません

滞納整理について

（問い合わせ先　税務課　徴収対策グループ　☎0175-72-8019）

村では、納税の公平のために税務調査や滞納処分を行っています。「村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税」を納税者が納期限までに納付しないときは、法律の定めにより次の手続きが行われます。

①督促状（＊１）の発付
②催告書（＊２）による納税催告
③差押、換価などの滞納処分（＊３）

納税が定められた納期限内に遅れた場合、納期限の翌日から納付の日までの延滞金（強制手続きの場合など）を併せて納付することになります。なお税金の一括納付ができない場合は、分割納付の相談に応じます。

（＊１）督促状とは、納期限までに完納しない場合にされる請求をいい、20日以内に督促を発しなければならないことになっています。この場合、督促状１枚につき100円徴収されます。
（＊２）催告書とは、納付を促すための書類です。
（＊３）滞納処分とは、財産（動産、不動産、債権、預金など）の換価、配当の強制手続きのことをいいます。

税金などに関する証明

（問い合わせ先　税務課　課税グループ　☎0175-72-8019）

●税金に関する証明

証明の種類	証明内容	手数料	申請に必要なもの
所得証明	所得金額、所得控除内訳	１枚　200円	[本人が申請] 申請書、本人確認書類 [代理人が申請] 申請書、委任状、本人確認書類
所得課税証明	所得金額、所得控除内訳、課税額		
課税証明（非課税証明）	課税額（課税されていないことの証明）		
納税証明	課税額、納付額		
営業証明	氏名または名称、住所を証明		

●固定資産に関する証明

証明の種類	証明内容	手数料			申請に必要なもの
土地・家屋資産証明	土地・家屋の登録されている内容	単有	１枚　200円		[本人が申請] 申請書、本人確認書類 [代理人が申請] 申請書、委任状、本人確認書類
土地・家屋評価額証明	資産証明の内容と評価額	共有	８筆(棟)以内	200円	
土地・家屋公課金証明	評価証明の内容と公課金	共有	８筆(棟)を超える場合	８筆（棟）までごとに200円加算	
課税台帳（名寄）の交付(＊)		１枚　200円			
土地台帳の閲覧		１冊　200円			申請書
地番現況図写しの交付		地番のみ		１枚　250円	
		地番に航空写真を付したもの		１枚　300円	

（＊）課税台帳（名寄）の交付は、縦覧期間以外とする。（縦覧期間中は無料）
＊本人確認書類とは、マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きのものとなります。顔写真付きの書類がない場合は、健康保険証や年金手帳など２点以上必要となる場合があります
＊全ての届出について、代理人が申請する場合は、届出人本人が作成した委任状が必要です

■ 郵便による申請

窓口に来られない場合は、郵便での申請も可能です。次の内容を記入の上、税務課まで郵送してください。

①住所（現在村外に住所のある人は、村に居住していたときの住所も記入してください）
②氏名（ふりがなを記入してください。苗字が変わった人は、旧姓も記入してください）
③生年月日
④電話番号
⑤必要な証明の種類、年度、枚数

●他に同封するもの

①返信用の封筒（切手を貼り、宛名を記入してください）
②証明書発行手数料分の定額小為替（郵便局で購入できます）
③請求者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証など）

＊全ての届出について、代理人が申請する場合は、届出人本人が作成した委任状が必要です

●委任状が必要な場合

代理の人が申請する場合は、委任状が必要です。

＊全ての届出について、代理人が申請する場合は、届出人本人が作成した委任状が必要です

●送付先

〒039-3212
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475
六ヶ所村役場　税務課　課税グループ

■ 健康づくりポイント事業

運動教室や栄養教室などのさまざまな事業へ参加し、健康づくりに取り組むことで、ポイントが付与されます。貯めたポイントは、特典と交換できます。

対象者	村内に住所がある18歳以上の人（学生を除く）

●事業のながれ

ポイントカードをもらい、ポイントを貯めよう

＜ポイントの貯め方＞

①各課で実施している運動教室や栄養教室などの対象事業に参加する

②健康チャレンジシートを使用して健康づくりに取り組む

特典１

20ポイント貯めると、1,000円相当の商品券などと交換

- 健康増進施設利用券
- 健康増進商品券
- お米券
- かもめスタンプ共通商品券
- Ａコープ商品券

特典２

20ポイント貯まった健康ポイントカードを１枚１口として抽選に応募

抽選会で豪華賞品が当たります！

＜令和４年度の賞品例＞

Ａ賞（１組）	多機能調理鍋
Ｂ賞（３組）	ミニホットプレート
Ｃ賞（５組）	特産品詰め合わせセット
Ｄ賞（10組）	特産品詰め合わせミニセット

＊賞品は変更となる場合があります

●問い合わせ先

保健相談センター　☎0175-72-2794

■ がん検診受診促進事業

当該年度にがん検診を受診した人を対象に抽選会を実施します。

●参加方法

①村の個別健診または集団健診でがん検診を受診する

②職場・病院等でがん検診を受診し、保健相談センターに結果を提出する

＊上記のいずれかの方法で参加可能

●対象のがん検診

①胃がん　②大腸がん　③肺がん　④子宮がん　⑤乳がん

＊上記の①～⑤のうち、一項目以上

＜令和４年度の賞品例＞

１等（１名）	おうちで健活!!『健康器具』
２等（５名）	備えておきたい『防災グッズ』
３等（10名）	健康応援！『健康グッズ』

＊賞品は変更となる場合があります

●問い合わせ先

保健相談センター　☎0175-72-2794

■ 各種健康診査

生活習慣病を予防するためには、ご自身の健康状態を知ることが大切です。年に一度健診を受け、自分の健康状態を確認しましょう。詳しい内容や日程などは、健康づくりカレンダーや広報をご覧ください。

【個別健診】

国民健康保険加入者および後期高齢者医療加入者を対象に、医療機関において個別に各種健康診断を無料で実施します。

対象者	40歳以上の国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者

●申込方法

３月に健診対象者に配布される各種健康診査案内をご覧になり、希望医療機関・健診項目を選び申し込んでください。

●問い合わせ先

健康課　医療・保険グループ　☎0175-72-8143

【複合健診】

＊対象年齢は、その年度末３月31日時点の満年齢が基準です

項目	対象者	内容
特定健康診査	20歳以上の男女 （40歳以上の社会保険など加入者を除く） ＊詳細はお問い合わせください	問診、身体測定、診察、血圧測定、尿検査 血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査 心電図検査、眼底検査、貧血検査
胃がん検診	40歳以上の男女	胃部エックス線検査
大腸がん検診	40歳以上の男女	免疫便潜血検査（SPIA法）
肺がん検診	20歳以上の男女	胸部エックス線検査 ＊喀痰検査（問診の結果、必要と認められた人）
前立腺がん検診	50歳以上の男性	採血（PSA検査）
腹部超音波検査	40歳以上の男女（隔年で対象者が異なる）	肝臓、胆のう、じん臓、すい臓などの臓器を超音波で検査
肝炎検査	20歳以上の男女（検査歴がない人）	採血（Ｂ型肝炎ウイルス、Ｃ型肝炎ウイルス）
ペプシノゲン検査	20～39歳の男女（検査歴がない人）	採血（胃の粘膜の老化度を調べる）
ピロリ菌検査	20歳以上の男女（検査歴がない人）	採血（胃にピロリ菌が感染しているか調べる）

【婦人健診】

項目	対象者	内容
子宮がん検診	20歳以上の女性	視診、細胞診、内診
卵巣がん検診	20歳以上の女性	超音波検査
乳がん検診	40歳以上の女性	マンモグラフィー
骨密度検診	40歳以上の女性	DXA法

【脳検診】

項目	対象者	内容
脳検診	25～74歳の男女（隔年で対象が異なる）	MRI検査、MRA検査

（注意）

- 妊娠している人または、妊娠している可能性のある人は健診対象外となります。
- 胃がん検診は１年以内に手術を受けた人、心筋梗塞、脳梗塞などの既往がある人は受診できません。
- 子宮がん検診は、子宮の手術を受けたことのある人でも受診できます。
- 脳検診は脳腫瘍、脳血管疾患で治療中、経過観察中の人、心臓にペースメーカーや除細動器など、金属製の人工心臓弁が入っている人は受診できません。また、手術などで体の中に金属が入っている人（消化管のクリップ、磁石式のインプラントや義歯、歯列矯正用具、金属製の避妊リングなど）も対象外となる可能性があります。

●申込方法

- ３月に健診対象者に配布される各種健康診査案内をご覧になり、希望日・健診項目を選び申し込んでください。
- 健康診査申込書に必要事項を記入の上、健康課または保健相談センターへ提出、または郵送してください。

【歯周疾患検診】 ＊詳細は個別通知で案内します

項目	対象者	内容
歯周疾患検診	40、45、50、55、60、65、70歳の男女（ただし、現在治療中の人、職場などで歯周疾患を受ける機会のある人、総入れ歯の人を除く）	問診、口腔内診察、歯科保健指導

【後期高齢者歯科健康診査】 ＊詳細は個別通知で案内します

項目	対象者	内容
後期高齢者歯科健康診査	75歳以上の男女（ただし、施設入所者や要介護２以上の人を除く）	問診、口腔内診察、口腔機能状態の確認

【肝炎ウイルス検診】

＊個別健診（地域家庭医療センター）、集団健診（各会場）で実施

項目	対象者	内容
肝炎検査	20歳以上の男女（検査歴がない人）	採血（B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス）

●申込方法

保健相談センターへ、肝炎ウイルス検診を受けたい旨を伝えてください。対象となるか聞き取りを行い、確認します。

●問い合わせ先

保健相談センター　☎0175-72-2794

【がん検診助成事業】

村の健診を利用せず、ご自身で医療機関においてがん検診を受診された場合、費用の一部を助成しています。次に該当する人が対象となります。

①がん検診受診時において、村に住所がある人
②職場などにおいてがん検診の助成制度がない人
③以下の表の年齢に該当する人

項目	対象年齢	助成上限額
胃がん検診	40歳以上の男女	15,000円
大腸がん検診	40歳以上の男女	2,000円
肺がん検診	20歳以上の男女	3,000円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	4,000円
子宮がん検診	20歳以上の女性	10,000円
卵巣がん検診	20歳以上の女性	2,000円
乳がん検診	40歳以上の女性	13,000円
ピロリ菌検査	20歳以上の男女	6,000円
文書作成料等	健診結果作成等に要した費用	3,000円

●申請に必要なもの

- 印鑑
- 検診受診時の領収書（診療明細書）
- 検診結果
- 振込口座が確認できる通帳など

＊保険証を使用して検査したものは対象となりません
＊保健相談センターで受診後６カ月以内に申請が必要です

●問い合わせ先

保健相談センター　☎0175-72-2794

■ 健康学習会・相談

村民を対象に、健康づくりに関する各種健康学習会や健康相談を行っています。

●問い合わせ先

保健相談センター　☎0175-72-2794

■ 家庭訪問

家庭訪問を希望の人は、保健相談センターにご連絡ください。

対象者	支援が必要な人 （生活習慣病、こころ、その他）
日時	随時

●問い合わせ先

保健相談センター　☎0175-72-2794

■ 健康相談事業

保健相談センターの窓口・電話において、健康相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

対象者	村民（生活習慣病、こころ、その他）
日時	8：15～16：00（土日、祝日、年末年始は除く）

●問い合わせ先

保健相談センター　☎0175-72-2794

■ 六ヶ所村禁煙外来治療費助成事業

禁煙による生活習慣病の予防を目的に、禁煙外来治療の全額を助成します。治療前に一度ご相談ください。

対象者	次の項目全てに該当する人 ①村に住所がある20歳以上の人 ②県の指定医療機関に登録されている医療機関で治療過程を完了した人 ③禁煙外来治療を完了したことについて医師の証明を受けた人 ④今までに禁煙外来治療の助成を受けたことがない人
助成額	費用の全額

●申請方法

治療完了後３カ月以内に申請書を提出してください。

●問い合わせ先

保健相談センター　☎0175-72-2794

■ 新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業

新型コロナウイルス感染症に対する不安の解消および無症状感染者による感染拡大の防止を図るため、検査費用を助成します。

対象者	• 検査日当日に村に住所がある人 • 検査費用に対し、会社などから助成を受けていない人
対象となる検査	PCR検査または抗原定量検査
助成額	費用の２分の１

＊検査日当日から起算して６カ月以内または、検査をした年度の翌年度４月30日まで（いずれか早い日）

●問い合わせ

保健相談センター　☎0175-72-2794

■ 風しん追加的対策事業＜第５期定期接種＞

風しんの抗体保有率が低く、感染のリスクが高い世代の男性を対象に、風しん抗体検査と予防接種を実施します。

対象者	昭和37年４月２日から昭和54年４月１日生まれの男性で、村に住所がある人
助成額	クーポン券利用で無料（抗体検査１回、予防接種１回）

●接種方法

村が発行したクーポン券を医療機関などに提出すると、抗体検査と予防接種が受けられます。

●実施可能な医療機関など

千歳平診療所、地域家庭医療センター、泊診療所など

＊事前に希望する医療機関にお問い合わせください。他医療機関を希望する場合は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

●問い合わせ

保健相談センター　☎0175-72-2794

■ 六ヶ所村骨髄移植ドナー支援助成金制度

骨髄移植の推進および骨髄・末梢血幹細胞の提供を希望する人の増加を図るため、提供を行った人（以下「ドナー」という。）とドナーを雇用する事業所（以下「事業所」という。）に対して助成金を交付します。

対象者	▼ドナーで次の項目全てに該当する人 ①骨髄などの提供が完了し、助成金を申請する時点で村に住所がある人 ②骨髄などの提供が完了したことを証明する書類の交付を受けた人 ③他自治体からこの助成金と同様の助成金などの交付を受けていない人 ④村税などの滞納がない人 ▼事業所で次の項目全てに該当する人 ①青森県内に所在する事業所 ②国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立法人ではない事業所 ③他自治体からこの助成金と同様の助成金などの交付を受けていない事業所 ④村税などの滞納がない事業所
助成額	次の骨髄などの提供にかかる通院、入院または医師などとの面談（以下「通院など」という。）の日数に、ドナーの場合１日２万円、事業所の場合は１日１万円を乗じた額とします。 ①提供前および提供後の健康診断にかかる通院など ②採取の準備にかかる通院など ③採取にかかる通院など ④提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院など ＊通院などの日数は、１回の提供につき通算７日を限度とします

＊ドナーが骨髄などの提供を完了した日から30日以内に申請をしてください

●問い合わせ

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

高齢者福祉

介護保険

■ 介護保険サービスの利用手続き

●対象者

村に住所がある40～64歳の人で、特定疾患の該当者および、65歳以上で介護や支援が必要な人。

特定疾患	
がん	関節リウマチ
筋萎縮性側策硬化症	後縦靭帯骨化症
骨折を伴う骨粗鬆症	初老期における認知症
脊髄小脳変性症	進行性核上麻痺、大脳基底核変性症およびパーキンソン病
脊柱管狭窄症	早老症
多系統萎縮症	閉塞性動脈硬化症
慢性閉塞性肺疾患	糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
脳血管疾患	両側の股関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●申請方法

ご本人や家族による申請のほか、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターに申請の代行を依頼することができます。

●申請に必要なもの

- 介護保険要支援・要介護認定申請書
- 65歳以上の人は介護保険被保険者証
- 40歳から64歳の人は特定疾患が確認できるもの
- 健康保険証
- 印鑑

●問い合せ先

福祉課　介護・障がいグループ　☎0175-72-8141

■介護保険サービス内容

訪問介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。
訪問入浴介護	看護職員と介護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行います。
訪問看護	疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護 （デイサービス）	デイサービスセンターや介護老人福祉施設などの通所介護施設に通い、食事・入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを行います。
通所リハビリテーション （デイケア）	介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士・作業療法士などによるリハビリテーションを行います。
短期入所生活（療養）介護 （ショートステイ）	介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間入所している人へ、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどを行います。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。
福祉用具購入	入浴や排せつなど、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。
住宅改修	手すりの取付や段差解消などの住宅改修費を支給します。
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の方がスタッフの支援の元で共同生活をする住宅です。
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、在宅での介護が困難な人のための施設で、日常生活上の支援や介護を提供します。
介護老人保健施設	状態の安定している人に、医療上のケアやリハビリテーション、介護を提供し、居宅への復帰を支援します。

＊いずれのサービスも要介護度によって利用できるサービスや回数などが異なります

高齢者健康づくり事業　（問い合わせ先　福祉課 地域包括支援センター室　☎0175-72-4457）

65歳以上の高齢者を対象に、いくつになっても自分らしい生活を過ごすことができるような事業を行っています。

日時や開催場所は、お問い合わせください。

■ 転倒・骨折予防教室

いつまでも自分の足で歩くことができるよう、転倒・骨折予防を目的とした体操を行っています。

■ 筋力アップトレーニング教室

専属トレーナーが各自に合わせてプログラムを作り、トレーニング機器を使用した運動を実施します。

■ 足つぼ健康教室

手足をもみほぐすことで、毎日簡単にできる健康づくりを行います。

■ 地域リハビリテーション活動支援

地域において、介護予防の取り組みを行う住民団体（いきいきサロンなど）や介護職員に対し、理学療法士などから介護予防に関する技術的指導を受けることができます。

■ 脳の楽習教室

くもんの教材を使用して読み書きや計算を行い、楽しんで学習します。また仲間とのコミュニケーションにより、脳の活性化を図っていきます。

■ 口腔機能向上教室

言語聴覚士・歯科衛生士などの指導により、口腔清潔や口腔体操などを行い、お口の機能を保てるように支援をしています。

■ 高齢者栄養教室

管理栄養士などの指導により、低栄養を予防するほか「食」を楽しみ、いつまでも自立した生活を送れるよう栄養教室を開催します。

■ 家族介護者交流事業

在宅で高齢者を介護している家族などを介護から一時的に開放し、介護者相互の交流会などに参加することにより心身の元気回復を図っています。

対象者	村に住所があり、在宅要介護高齢者などを介護している家族
開催時期	５月から11月の期間で宿泊や日帰り旅行を行い、施設見学や介護者相互の交流会などを開催します。

■ 家族介護教室

介護方法や介護予防、健康づくりについての知識や技術習得のための教室を開催することにより、在宅介護の継続を支援しています。

対象者	村で要介護高齢者などを介護している家族および地域の住民
開催時期	毎年10月から翌年３月の間

認知症関係

（問い合わせ先　福祉課 地域包括支援センター室　☎0175-72-4457）

申請方法などの詳細は、お問い合わせください。

■ 徘徊SOSネットワーク事業

認知症などにより徘徊のおそれのある高齢者などを事前に登録し、登録者に履物用ステッカーを配布し、行方不明になった場合に関係機関・協力団体に情報発信し早期発見につなげます。

対象者	村に住所があり、おおむね65歳以上の徘徊高齢者など

■ 徘徊高齢者等家族支援事業

認知症などにより徘徊のおそれのある高齢者などを介護している家族などに対して、GPS機能付端末を貸与し、早期発見ができる環境を整備します。

対象者	村に住所があり、徘徊高齢者などを在宅で介護している家族など

■ 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域環境で暮らし続けるために、認知症初期集中支援チームを配置し、早期発見・早期診断に向けた支援体制を構築しています。

対象者	村に居住する40歳以上で在宅生活をしており、かつ認知症が疑われる人または認知症の人で、次のいずれかに該当する人 ①医療サービス・介護サービスを受けていない人、中断している人で以下のいずれかに該当する人 • 認知症疾患の臨床診断を受けていない人 • 継続的な医療サービスを受けていない人 • 適切な介護保険サービスに結びついていない人 • 診断されたが介護サービスが中断している人 ②医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している人

■ 認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせる村づくりを目指し、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を養成します。

●開催方法

サポーター養成講座を希望する場合、福祉課に連絡してください。

■ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

年間保険料を村で負担します。以下の状況のとき、個人賠償責任補償、死亡時の見舞費用を補償します。

- 日常生活で他人にけがをさせたり、他人の財物を壊したりしたことなどにより、法律上の賠償責任を負った場合
- 保険の対象となる人ご本人が日常生活に起因する偶然の事故で他人にけがをさせ、けがをした人がその事故を直接の結果として死亡した場合

対象者	村に住所があり、要介護認定における主治医意見書または介護認定調査員の調査結果が、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人

■ 認知症情報連携ツール促進事業

認知症の情報を連携するツールとして「あおもり医療・介護手帳」の発行を行っています。この手帳には認知症の人の介護保険の情報やかかりつけの医療機関、認知症の症状、飲んでいるお薬など様々な情報が記載されています。

医療機関を受診するときや、介護サービスを受けるときに、この手帳を掲示することで、医療・関係者で認知症の人の情報を共有でき、より適切なサービスの提供につながります。

対象者	村に住所を有する全ての認知症の人（若年性認知症などの人含む）

■ 高齢者等適正服薬支援事業

認知症などの要因により定期的な服薬が困難な在宅で生活する高齢者に対し、服薬支援機器を用いた服薬支援を行います。

対象者	村に住所があり認知症などにより服薬の管理が困難な人で、他者による服薬支援機器への薬のセットが可能な人

■ おれんじカフェ

お茶を飲みながら悩みごと相談や情報交換、介護負担感の軽減を図ったり、さまざまな講師を呼び認知症について勉強しています。

対象者	認知症の人やその家族、地域住民など

権利擁護関係　（問い合わせ先　福祉課 地域包括支援センター室　☎0175-72-4457）

■ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が生活をする上で不利益を被らないよう「成年後見人」が本人の代わりに適切な財産管理や契約行為を行うための制度です。

認知症などにより判断能力が不十分で身寄りがないなど、親戚などによる後見等開始の審査申し立てができない人について、村長が代わって申し立てを行ったり、審判申し立てに係る費用や後見人などへの報酬助成を行う事業です。

対象者	認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分な人

■ 三沢・上北広域権利擁護支援センター

成年後見制度の利用支援の他、権利擁護に関するセミナーや権利擁護・成年後見制度の普及啓発を行っています。相談支援は、各地域の地域包括支援センターなどの関係機関と連携して対応しますので、お気軽にお越しください。

受付時間	平日８：30～17：00（相談料無料） ＊祝祭日、12月29日から１月３日を除く
場所	三沢市幸町１丁目１－９

●問い合わせ先

三沢・上北広域権利擁護支援センター　☎0176-27-0044

＊三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村の７市町村からの委託を受けて運営しています

高齢者などの福祉・生活支援

■ 介護用品の支給

在宅で高齢者などを介護している家族に対して介護用品を支給します。

対象者	在宅で要介護４・５と判定された人および重度身体障がい者で寝たきりの人
サービス内容	紙おむつ、尿取りパットなどを月額5,000円分まで支給します。

●問い合わせ先

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140
六ケ所在宅介護支援センター　☎0175-72-3886
たもぎ在宅介護支援センター　☎0175-71-3311
在宅介護支援センター尚祐の里　☎0175-77-2040

■ 外出支援サービス

特殊車両で医療機関への入退院や通院、老人施設などへの入退所時の送迎を行います。

対象者	要介護認定において要介護１以上の人
利用回数	片道１回とし、月４回まで
利用料	[村内] 往復　500円／回、片道300円／回 [村外（近隣）] 往復　700円／回、片道400円／回 [村外（近隣外）] 往復1,500円／回、片道800円／回
利用日時	原則として、受託法人の営業時間内

●問い合わせ先

六ヶ所村ホームヘルパーステーション
☎0175-71-3311
在宅生活ヘルパーステーション（NPO法人）
☎0175-76-2236
株式会社ゆう
☎0176-68-4780

■ 軽度生活援助

65歳以上の人に対しヘルパー派遣を行い、要介護状態への進行を防止します。

対象者	要介護認定に該当しないおおむね65歳以上の単身世帯および高齢者世帯
サービス内容	食事、食材の確保、清掃、洗濯などの家事援助
利用料	１回290円、週２回まで１回当たり１時間

●問い合わせ先

六ヶ所村ホームヘルパーステーション
☎0175-71-3311
在宅生活ヘルパーステーション（NPO法人）
☎0175-76-2236
株式会社ゆう
☎0176-68-4780

■ 生きがい活動支援通所

65歳以上のひとり暮らしなどで家に閉じこもりがちな人を対象に、日常生活訓練などの日帰りサービスを提供します。

利用回数	週１回まで
利用料	１回400円（食事代は別となります）

●問い合わせ先

ぼんてん荘デイサービスセンター　☎0175-72-3886
たもぎデイサービスセンター　☎0175-71-3311

■ 高齢者等無料入浴券交付事業

入浴の促進および経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的とし、高齢者などに村内の入浴施設が利用できる無料入浴券を交付します。また各地区から対象施設へ送迎バスを運行しております。

対象者	①高齢者（当該年度に65歳以上になる人） ②身体障害者手帳所持者 ③愛護手帳所持者 ④精神障害者福祉手帳所持者 ⑤生活保護受給者 ⑥運転免許証返還による運転経歴証明書の交付を受けた人 （⑥については、証明書を福祉課へ提示ください）
対象施設	老人福祉センター 地域交流ホーム 泊地区ふれあいセンター スパハウスろっかぽっか

●問い合わせ先

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

■ 緊急通報システム

緊急通報装置を貸与し、急病や災害などのため援助を必要とするとき、安心センターに通報することにより速やかな支援を行います。

対象者	①65歳以上で病弱なひとり暮らしの人 ②ひとり暮らしの重度身体障がい者 ＊介護や障がいの程度により、該当にならない場合もあります
費用	設置費用、使用料は無料 （通報装置の通話料金などは利用者負担となります）

●問い合わせ先

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

■ 高齢者生活支援ハウス

60歳以上でひとり暮らしの人や高齢者世帯、家族による援助を受けることが困難な高齢者の人に住居の提供などを行います。

利用期間	原則12月以内。生活環境などを勘案して延長が必要と村長が認めた場合は、12月以内で期間の延長ができます。
利用定員	10人
利用料	前年の収入に基づき決定します。 別途光熱費などとして１日140円

●問い合わせ先

たもぎ在宅介護支援センター　☎0175-71-3311

■ 高齢者世帯等除雪支援

朝までに15㎝以上の降雪があったとき、歩きやすいように自宅玄関から道路まで、約１ｍ幅程度の通路分の除雪を行います。

実施期間	11月中旬から３月末まで
対象者	①高齢者世帯で自力での除雪ができない世帯 ②要介護高齢者世帯、ひとり暮らし世帯 ③身体障がい者 ＊近くに子、孫、親類などがいて除雪（金銭援助も含む）できる人がいる場合は、対象となりません ＊民生委員、ケアマネジャーの確認が必要となります

■ 冬季在宅高齢者世帯等支援

冬期間における住宅の屋根の雪下ろしおよび敷地内の除排雪を行います。

実施期間	12月から３月末まで
対象者	①高齢者世帯で自力での屋根の雪下ろし、除排雪ができない世帯 ②要介護高齢者世帯、ひとり暮らし世帯 ③身体障がい者 ＊近くに子、孫、親類などがいて、屋根の雪下ろし、除排雪（金銭援助も含む）できる人がいる場合は、対象となりません ＊民生委員、ケアマネジャーの確認が必要となります

■ 配食サービス（すこやかランチ）事業

食事の調理や調達が困難な人を対象に、栄養バランスの取れた食事の提供と見守りを目的とした配食事業を実施しています。

対象者	65歳以上の単身世帯、高齢者世帯など

●申請・問い合わせ先
福祉課　地域包括支援センター室　☎0175-72-4457

■ 外出支援バス（はっぴぃ号）運行事業

尾駮・出戸地区、倉内・平沼地区、千歳平地区、戸鎖地区の４地区から役場やリーブ、薬王堂などへの往復運行を週１回行っています。買い物や役場での手続きの際は、ぜひご利用ください。運行時間などはお問い合わせください。

対象者	65歳以上の人や生活保護者などの無料入浴券所持者

●問い合わせ先
福祉課　地域包括支援センター室　☎0175-72-4457

■ 六ヶ所村住民主体通いの場支援事業

高齢者の社会的孤独の解消や介護状態になることの予防のため、住民が主体となって行う「通いの場」を運営する団体に対し、その活動に要する費用を助成します。

対象者	次の項目全てに該当する団体 ①高齢者の介護予防に資する取り組みを行う団体などであること。 ②村に活動拠点を置く団体などであり、代表者が村内に居住していること。 ③おおむね５人以上で構成された団体などであること。 ④事業を６カ月以上継続して実施、または実施する体制が整備されていること。

●問い合わせ
福祉課　地域包括支援センター室　0175-72-4457
六ヶ所村社会福祉協議会　☎0175-75-3000

■ 家族介護慰労金

在宅で高齢者を介護している家族に対し、介護度に応じて慰労金を年額支給します。

対象者	在宅で要介護認定において要介護１以上の人を介護している人（過去１年間で90日を超える入院および７日を超える施設短期入所を利用した人は、対象外です。）
支給額	介護１…１万円 介護２…２万円 介護３…３万円 介護４…４万円 介護５…５万円

●問い合わせ先
福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

■ 長寿祝金支給（米寿・百歳祝金）

高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、敬老思想の高揚を図ることを目的に祝金を支給します。

対象者	①米寿祝金は、満88歳に達した人で村に８年以上住所がある人 ②九十五歳祝金は、満95歳に達した人で、村に15年以上住所がある人 ③百歳祝金は、満100歳に達した人で村に20年以上住所がある人 ④老人福祉施設などに入所中のため村に住所がない場合でも、入所前に各祝金の住所がある年数を満たしている人で、その人の扶養義務者が村に住所がある人（ただし六ヶ所村以外の市町村から祝金を受ける人は除きます）
支給額	米寿祝金……５万円 九十五歳祝金…50万円 百歳祝金……50万円
申請者	対象者または世帯主

●問い合わせ先
福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

■ 六ヶ所村自動車急発進防止装置（後付ブレーキ）整備費補助金制度

村では後付けで急発進防止装置を設置した人を対象に、費用の一部を助成します。

対象費用	装置の購入＋設置費用の９割（最大９万円） ＊国からのサポカー補助金を受けられる場合は、その金額分を除きます
対象者	• 村に住所を有する65歳以上の人 • 有効な運転免許証を有している人 • 村民税（住民税、軽自動車税、固定資産税および国民健康保険税）を滞納していない人 • 認知症の診断を受けていない人
対象車両	• 自動車車検証に「自家用」と記載されたもの • 自動車車検証の「使用者の氏名又は名称」の欄に申請者と同一の氏名が記載されたもの

●注意事項

- １人につき１台まで助成可能です。
- 後付けブレーキの購入や取り付けに要した費用のみが対象です。（自動車の故障箇所の修理、補修または改良・改造に要する経費は除きます。）
- 後付けブレーキを取り付けする際は、事前に福祉課窓口にご相談ください。
- 村から交付決定通知が出される前に取り付けした装置は補助の対象とはなりません。

●問い合わせ先

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

高齢者予防接種

定期接種は、接種を義務付けるものではなく、あくまでも本人の意志に基づき接種することになっています。予診票と同封の説明書をよく読み、必要性や副反応を理解した上で接種をしてください。

■ 高齢者インフルエンザ予防接種

高齢者のインフルエンザ予防接種を行います。

対象者	①65歳以上の人 ②60歳から64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある人。
接種方法	村が発行した指定の予診票をお持ちになり、委託医療機関にて接種してください。
日時	地区ごとに指定日あり （予定：10月から翌年３月）
料金	無料 ＊対象者には個別通知しますので、案内をご確認ください

●問い合わせ先

保健相談センター　☎0175-72-2794

■ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

肺炎球菌による肺炎の重症度と死亡リスクを軽減する目的で予防接種を行います。

対象者	①当該年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人。（ただし、過去に一度でも助成を受けた人は対象になりません） ＊対象者には個別通知しますので、案内をご確認ください。 ②60歳から64歳で、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害のある人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある人。
接種方法	村が発行した指定の予診票をお持ちになり、委託医療機関にて接種してください。
料金	無料

●問い合わせ先

保健相談センター　☎0175-72-2794

後期高齢者医療制度

●制度の概要

- 75歳以上の全ての人（65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された人）が、後期高齢者医療の被保険者となります（生活保護受給者を除く）。
- 医療費の１割または２割を被保険者本人が負担します（現役並み所得者は３割）。
- 被保険者の皆さんに保険料を納めていただくこととなります。
- 窓口業務や保険料の徴収などは村が行い、財政運営、資格管理などの後期高齢者医療保険運営全般は青森県後期高齢者医療広域連合が行います。

●保険料

保険料の額は、均等割額と所得割額の合計額となります（年額）。

状況によって、均等割額の軽減、被用者保険の被扶養者であった人の軽減、特別の事情での保険料の減免があります。

年金からの天引き（特別徴収）または納付書や口座振替により納めていただきます。

均等割額
被保険者１人あたり
44,400円

＋

所得割額
基礎控除後所得×所得割率
8.80%

＝

保険料
（限度額66万円）
100円未満切捨

【令和４年度現在】

●受けられる給付

後期高齢者医療制度では、次のような給付が受けられます。

療養の給付	病気やけがにより医療機関にかかったときは、被保険者証を提示することで療養の給付を受けられ、医療費の１割または２割を窓口に支払います（現役並み所得者は３割負担）。
入院時食事療養費	入院時に療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用を給付します。
入院時生活療養費	療養病床に入院したとき、療養の給付と併せて受けた生活療養（食費、居住費）に要した費用を給付します。
保険外併用療養費	先発医療などを受けたとき、一般治療と共通する部分については保険が適用され、被保険者証で診療が受けられます。
訪問看護療養費	主治医の指示で訪問看護を受けた費用を給付します。
療養費	次の診療を受けたとき、申請により一部負担金を除いた額が支給されます。 ・急病などで被保険者証を持たずに受診したとき（海外渡航中やむを得ずかかった治療費も一部可） ・医師が治療上、必要と認め装着したコルセット、補装具 ・医師の同意の基、施術を行ったはり、きゅう、マッサージなど ・捻挫などで柔道整復師から施術を受けたとき
特別療養費	資格証明書の交付を受けている人が診療などを受けたとき、医療機関などの窓口で全額を支払い、申請により一部負担金を除いた額が支給されます。
移送費	医師の指示により、やむを得ず重病人の入院や転院などの移送費用がかかったときに支給されます。
高額療養費	同一月の医療費の自己負担が高額になったとき、自己限度額を超えた分が支給されます。
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の限度額をそれぞれ適用後、年間（８月～翌年７月）の合算した額が高額となった場合、限度額を超えた分が支給されます。
特定疾病療養受領証	厚生労働大臣の指定する特定疾病の人が医療機関の窓口に提示すると自己負担額がひと月１万円となります。
葬祭費	被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に５万円を支給します。

●問い合わせ先　健康課　医療・保険グループ　☎0175-72-8143

国民健康保険制度

●制度の概要

国民健康保険は、病気やケガをしたときに経済的に心配なく安心して医療を受けられるよう、加入者全体で国民健康保険税を出し合い、健康と暮らしをお互いに助け合う制度です。

●受けられる給付

国民健康保険制度では、次のような給付が受けられます。

療養の給付	病気やけがにより医療機関にかかったときは、被保険者証を提示することで療養の給付を受けられ、医療費の３割又は２割を窓口に支払います。
入院時食事療養費	入院時に療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用を給付します。
入院時生活療養費	65歳以上の人が療養病床に入院したとき、療養の給付と併せて受けた生活療養（食費、居住費）に要した費用を給付します。
保険外併用療養費	先発医療などを受けたとき、一般治療と共通する部分については保険が適用され、被保険者証で診療が受けられます。
訪問看護療養費	主治医の指示で訪問看護を受けた費用を給付します。
療養費	次の診療を受けたとき、申請により一部負担金を除いた額が支給されます。 ・急病などで被保険者証を持たずに受診したとき（海外渡航中やむを得ずかかった治療費も一部可） ・医師が治療上、必要と認め装着したコルセット、補装具 ・医師の同意の基、施術を行ったはり、きゅう、マッサージなど ・捻挫などで柔道整復師から施術を受けたとき
特別療養費	資格証明書の交付を受けている人が診療などを受けたとき、医療機関などの窓口で全額を支払い、申請により一部負担金を除いた額が支給されます。
移送費	医師の指示により、やむを得ず重病人の入院や転院などの移送費用がかかったときに支給されます。
高額療養費	同一月の医療費の自己負担が高額になったとき、自己限度額を超えた分が支給されます。（70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人では限度額が異なります）
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の限度額をそれぞれ適用後、年間（８月～翌年７月）の合算した額が高額となった場合、限度額を超えた分が支給されます。
特定疾病療養受領証	厚生労働大臣の指定する特定疾病の人が医療機関の窓口に提示すると自己負担額がひと月１万円となります。（70歳未満の人は所得区分によりひと月２万円まで）
葬祭費	国保加入者が亡くなったとき、葬祭を行った人に５万円を支給します。

●問い合わせ先　健康課　医療・保険グループ　☎0175-72-8143

■ 限度額適用認定証

医療機関の窓口での支払いは限度額までです。なお限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付の申請をしてください。この認定証を医療機関の窓口に提示することにより、窓口での支払いが限度額までとなります。

＊国保税の滞納がある場合は、交付対象となりません。

●問い合わせ先　税務課　課税グループ　☎0175-72-8019

障がい者・障がい児

■ 各種障害者手帳の交付

【身体障害者手帳】

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がい者に該当すると認められた場合に交付されるもので、身体障害者手帳を持つことによってさまざまなサービスが受けられるようになります。本人が15歳未満の場合は、その保護者が申請してください。

対象者	肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡の障がい、音声・言語の障がい、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能に障がいがある人

●申請に必要なもの

- 身体障害者手帳交付申請書
- 指定医師の作成した診断書（指定様式）
- 写真２枚（たて４㎝×よこ３㎝、胸から上の写真）
- 印鑑

【愛護手帳】

知的障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障がい者（児）に対する各種援助を受けやすくするために交付される手帳です。

対象者	児童相談所または障害者相談センターで知的障がい者と判定された人

●申請に必要なもの

- 愛護手帳交付申請書
- 写真２枚（たて４㎝×よこ３㎝、胸から上の写真）
- 印鑑

＊愛護手帳の詳細は、上北地域県民局健康福祉部福祉こども総室ホームページでご確認ください
（http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ka-fukushi/index.html）

【精神障害者福祉手帳】

精神障がいによって、長期にわたり日常生活や社会生活に制約をきたす人に対して、自立と社会参加を促進し、福祉サービスなどを受けやすくするために交付されます。

対象者	精神疾患（知的障がいは除く）を有する人のうち、日常生活または社会生活への制限を受ける人

●申請に必要なもの

- 精神障害者福祉手帳申請書
- 診断書（指定様式）または障害年金証書の写し
- 同意書（障害年金証書の写しを添付の場合）
- 写真２枚（たて４㎝×よこ３㎝、胸から上の写真）
- 印鑑

＊手帳交付後は、２年ごとに更新が必要です

●問い合わせ先

福祉課　介護・障がいグループ　☎0175-72-8141

■ 自立支援給付事業（補装具の交付・修理）

身体障害者手帳をお持ちの人に対し、失われたり損傷のある身体機能を補って日常生活を容易にするために、必要な補装具を交付または修理します。

補装具の種類	[肢体不自由] 義肢（義足など）、装具、座位保持装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖（一本杖以外）、頭部保持具（児童のみ）など [視覚障がい] 盲人安全杖、義眼、眼鏡など [聴覚障がい] 補聴器など [音声言語障がいで重度肢体不自由] 重度障がい者用意思伝達装置など

●申請に必要なもの

- 補装具費支給申請書
- 身体障害者手帳
- 医師の交付意見書
  （補装具によっては必要のない場合もあります）
- 印鑑
- 補装具の見積書

●自己負担額

補装具費についての費用は、基準額の１割負担となります。なお所得に応じて、次のように月額の限度額が決められています。

区分	対象者	上限負担額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	村民税非課税世帯	0円
一般	村民税課税世帯で所得割額46万円未満の世帯	37,200円

▼補装具費の上限負担額についての世帯は、下記のとおりです。

種類	世帯の範囲
障がい者（18歳以上） ＊施設に入所する18、19歳を除く	障がいのある人とその配偶者
障がい児（18歳未満） ＊施設に入所する18、19歳を含む	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●その他

- 介護保険サービスが適用とされる障がいのある人は、介護保険法による給付が優先となります。
- 障がいの種類や程度により、給付とならない場合もあります。

●問い合わせ先

福祉課　介護・障がいグループ　☎0175-72-8141

■ 自立支援給付事業

●障がい福祉サービス・児童通所サービスに係る介護給付費・障がい児通所給付費支給事業

障がい福祉サービス・児童通所サービスに係る給付のうち、費用の９割が支給される制度です。

●訪問系サービス（在宅で訪問を受けるサービス）

居宅介護	自宅で食事や入浴、排せつなどの介助のほか、通院時の院内介助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人へ、自宅で食事や入浴、排せつなどの介助のほか、外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人へ、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	重度の知的および精神障がいにより常に介護が必要な人へ、行動する際に必要な支援を行います。

●その他のサービス（施設などにおける居住や日中活動を支援するサービス）

療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介助などのほか、創作や生産活動の機会を提供します。
短期入所	在宅で介護を行う人が病気などの緊急時に短期間施設へ入所させ、必要な支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に入浴や排せつ、食事の介助などを行います。
自立訓練（機能・生活）	自立した生活に向けて、一定期間必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	居住の場を提供して生活能力の維持・向上のため、一定期間必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間必要な訓練や活動の機会を提供します。
就労継続支援	通常の事業所で働くのが困難な人に、就労の機会の提供および必要な訓練を行います。
就労定着支援	通常の事業所に雇用された人の就労の継続を図るため、関係機関との連絡調整など必要な支援を行います。
自立生活援助	単身で生活する人などに対して、情報の提供や助言、相談など、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、居住における相談や日常生活上必要な支援を行います。

●児童通所サービス

児童発達支援	未就学の障がい児などに対して、施設で日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	身体に障がいのある児童などに対して、施設で児童発達支援および治療などの必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児などに対して、授業の終了後・休業日に施設で生活能力の向上のために必要な訓練や活動場所の提供などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより、通所によるサービスの利用が困難な障がい児などに対して、必要な支援が提供されるように居宅を訪問し発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などの集団生活を営む施設に通う障がい児などに対して、その施設を訪問し、集団生活への適応のため専門的な支援や施設への指導などを行います。

●サービス利用までの流れ

▶サービスについて相談

- その人にあったサービスプランを作成してくれる事業者を選択します。
- 利用計画を作成する事業者を選択し、事業所と契約します。

＊詳しくは「指定相談支援事業所かけはし」に確認してください

▶申請方法

村職員が面接調査を行い、医師意見書をもとに障害支援区分を決定します。

▶サービス利用計画案

利用計画を作成する事業者を選択し、事業者と契約します。その後、契約した事業所から本人や家族、村へ計画案が提出されます。

▶サービス支給決定・利用開始

村では計画案を確認し支給を決定し、受給者証を交付します。サービス事業所と契約しサービスの利用が開始されます。

▶モニタリング

期間を設定し利用状況を確認しながら、その人に合ったサービスの見直しなどを行っていきます。

●問い合わせ先

福祉課　介護・障がいグループ　☎0175-72-8141
指定相談支援事業所かけはし
☎0175-72-4700　FAX：0175-72-4701

●利用者負担額

▼サービス利用についての費用は、基準額の１割負担となります。なお、所得に応じて次のように月額の限度額が決められています。

区分	対象者			上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯			0円
低所得	市町村民税非課税世帯			0円
一般	一般１	市町村民税課税世帯の人で所得割額が16万円未満の人（障がい児や20歳未満入所者は28万円未満）	在宅障がい児	4,600円
			入所・在宅障がい者	9,300円
	一般２	市町村民税課税世帯で一般１に該当しない人		37,200円

＊施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費は全額自己負担ですが、所得の低い人は負担が軽減されます
＊グループホームやケアホームを利用する人で所得の低い人は家賃の一定額が助成されます

▼サービス利用の上限負担額算定についての世帯は、次のとおりです。

種類	世帯の範囲
障がい者（18歳以上）＊施設に入所する18、19歳を除く	障がいのある人とその配偶者
障がい児（18歳未満）＊施設に入所する18、19歳を含む	保護者の属する住民基本台帳での世帯

■ 地域生活支援事業（相談支援、住宅改修、その他事業）

【相談支援事業】

村では障がい者などの福祉に関して抱えている問題について、障がい者や障がい児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、支援を『指定相談支援事業所かけはし』へ委託しています。

▶どんな人が利用できるの？

村に住む身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者やその家族や支援に関わる人などが利用できます。

▶どんなサービスをするの？

各種サービス利用についての申請、相談、情報提供などを行います。

▶誰が相談に応じるの？

「指定相談支援事業所かけはし」の相談員が相談に応じます（専門の相談員）。

▶相談の仕方は？

電話で相談　☎0175-72-4700
FAXで相談　☎0175-72-4701
行って相談　『指定相談支援事業所かけはし』（住所：出戸字棚沢130-23）
訪問相談　電話でお願いし、直接自宅に来てもらい相談できます。

▶相談時間は？

月曜日から金曜日（８：30～17：00）

▶費用は？

相談費用は、無料です。

【意思疎通支援事業】

- 村内在住の身体障害者手帳保持者であり、聴覚、言語機能、音声機能障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者の派遣を行って、意思疎通の円滑化を図ります。

【成年後見制度利用支援事業】

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人が、身のまわりの世話のために介護などの福祉サービスや施設入所に関する契約締結、財産管理や遺産分割協議などを行う場合に、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

【移動支援事業】

- 屋外での移動が困難な障がい者などの外出支援を行うことにより、自立生活や社会参加の促進を図ります。
- 社会生活上必要な外出や余暇活動など社会活動参加のための支援が必要な人が対象です。

【更生訓練費給付事業】

- 就労移行支援事業、自立訓練事業（自立支援サービス事業）を利用している人に対し更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【日中一時支援事業】
- 障がい者などの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
- 日中において監護する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要と認められた障がい者などを対象とします。
- 障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設などにおいて活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練、その他の支援を行います。

【生活サポート事業】
- 障がい者などの居宅にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助などの日常生活に関する支援を行い、地域での自立した生活の増進を図ります。

【自動車運転免許取得・改造助成事業】
- 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている人に対し、運転免許の取得または自動車改造費の一部を助成します。
- 自動車免許の交付を受けた人で、免許取得により就労などの社会参加が見込まれる人を対象とします。
- 身体障がい者自らが所有し運転する自動車の改造に要する費用を対象とします。

●申請に必要なもの
- 申請書
- 印鑑
- 各種障害者手帳

●問い合わせ先
福祉課　介護・障がいグループ　☎0175-72-8141

■ 地域生活支援事業（日常生活用具の給付）

在宅で心身に重度の障がいがある人や難病患者に対し、日常生活を送りやすくするために必要な用具を給付します。なお世帯の課税状況に応じて費用負担があります。

肢体不自由	入浴補助用具、歩行補助杖（一本杖のみ）、便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、移動用リフトなど
視覚障がい	ポータブルレコーダー、音声式体温計、点字図書、電磁調理器、盲人用時計、活字文字読上げ装置など
聴覚障がい	屋内信号装置、通信装置、情報受信装置など
呼吸器障がい	空気清浄機、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素吸入装置など
音声・言語障がい	通信装置、人工喉頭、携帯用会話補助装置など
内部障がい	ストマ装具など
知的障がいなど	特殊便器、頭部保護帽など
その他	火災警報器、自動消火装置など
住宅改修費	特殊便器の取り替え、段差の解消、スロープ、手すりなど

●申請に必要なもの
- 日常生活用具給付申請書
- 身体障害者手帳または愛護手帳
- 印鑑
- 日常生活用具の見積書

＊障がいの程度により、医師からの意見書が必要となる場合があります

●問い合わせ先
福祉課　介護・障がいグループ　☎0175-72-8141

●自己負担額

▼支給基準額の１割負担となりますが、世帯の収入状況により地域生活支援事業に係る月額の限度額が次のように決められています。

区分			負担月額
生活保護世帯		生活保護受給世帯	0円
村民税非課税世帯	低所得１	障がい者本人の年収が80万円以下 障がい児の保護者の年収が80万円以下	上限15,000円
	低所得２	低所得１に該当しない人	上限24,600円
村民税課税世帯	一般	所得割額46万円未満	上限37,200円

●所得を判断する際の世帯の範囲

種類	世帯の範囲
障がい者（18歳以上）＊施設に入所する18、19歳を除く	障がいのある人とその配偶者
障がい児（18歳未満）＊施設に入所する18、19歳を含む	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●その他

- 介護保険サービスの対象者は、介護保険制法が優先となります。
- 障がいの程度、種類により給付の対象が異なりますので、詳細は福祉課までお問い合わせください。

■ 自立支援医療

●更生医療

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの人が対象で、身体の障がいを除去、軽減して日常生活を容易にするための医療です（主なものとして、心臓手術、人工透析、角膜移植手術など）。

●育成医療

18歳未満の児童で、身体に法律で定められた障がいがある人、または疾患を放置した場合にこれと同じ程度の障がいを残すと認められる人で、手術などによって治癒が見込まれる人を対象とした医療です（主なものとして、心臓手術、人工透析、角膜移植手術、口唇裂など）。

●精神通院医療

精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状がある人が対象で、精神障がいおよびその障がいによって生じた病態に対して、入院しないで行われる医療です（主なものとして、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障がい、薬物依存症など）。

●利用者負担

保険診療分の原則１割が自己負担となります（入院時の食事代は全額自己負担）。ただし、低所得者や高額治療継続者には支払上限額が設定されています。

区分	対象となる世帯	負担額	
		自己負担上限月額	重度かつ継続の場合
生活保護	生活保護世帯の人	0円	同左
低所得１	村民税非課税世帯で医療受診者の年収が80万円以下の人	2,500円	
低所得２	村民税非課税世帯で低所得１以外の人	5,000円	
中間的所得１	村民税課税世帯で市町村民税額（所得割額）が３万３千円未満の人	医療費保険の負担限度額	5,000円
中間的所得２	村民税課税世帯で市町村民税額（所得割額）が３万３千円以上23万５千円未満の人		10,000円
一定所得以上	村民税課税世帯で市町村民税額（所得割額）が23万５千円以上の人	公費負担の対象外	20,000円

●申請に必要なもの

- 申請書
- 保険証の写し（生活保護受給者は受給者証の写し）
- 同意書（課税状況の確認）
- 医師意見書　など
- 印鑑

＊医療ごとに申請書類が異なりますので、詳細は福祉課へお問い合わせください

＊障害年金などの非課税年金受給者は申請月が１月から６月の場合は前々年、７月から12月の場合は前年の受給額が分かるものの写しを併せて提出してください

●問い合わせ先

福祉課　介護・障がいグループ　☎0175-72-8141

■ 重度心身障害者医療費助成事業

身体の障害の等級が１級・２級（＊３級は内部障がい者に限る）、愛護手帳Ａ、精神障がい者福祉手帳１級を受けたときの年齢が65歳未満の所持者に対し、保険診療のうち自己負担分にかかる医療費を助成します。詳細は、お問い合わせください。

●問い合わせ

福祉課　介護・障がいグループ　☎0175-72-8141

■ 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成金

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能に障がいがある人に対し、酸素濃縮装置の使用に要する電気料金の一部を助成します。

対象者	村に住所があり、かつ在宅酸素療法を行っている人のうち、次の項目全てに該当しない人 ①身体障害者手帳の交付を受けていて、障害級別が１、２の人 ②特別児童扶養手当１級に該当する障害のある児童 ③障害者年金１級の障害等級に該当する人

●問い合わせ

福祉課　介護・障がいグループ　☎0175-72-8141

■ 障がい者の交通費助成事業

通院および就労先へ通勤する場合の交通費（片道分）を助成します。

対象者	①人工透析患者 ②精神障がい者でデイケア利用者 ③知的障がい者で自宅（GH・CH含む）から通勤する人 ④障がい福祉サービス（通院介助）利用者 ＊障害の程度により対象とならない場合があります

●問い合わせ

福祉課　介護・障がいグループ　☎0175-72-8141

■ 六ヶ所村障がい児通所支援利用者負担助成事業

児童（０歳以上18歳未満）が利用する、児童福祉法による障がい児通所支援および地域生活支援事業による日中一時支援の利用料の自己負担額を助成します。

対象者	村に住所があり、村税などの滞納がない保護者で助成対象サービスを利用し利用料を支払った人

●問い合わせ

福祉課　介護・障がいグループ　☎0175-72-8141

生活保護相談

病気や思いがけない事故、身体の障がいなどによって収入が減り、生活に困ったときに、国が決めた基準で生活を保障し、将来は自分で生活することができるように手助けする制度です。

●保護のしくみ

国が定めた基準に基づき、世帯人数、年齢、健康状態などにより計算される最低生活費と世帯の収入を比べ、世帯の収入が最低生活費より少ない場合に、その不足する部分について保護を受けることができます。

●８つの扶助

生活扶助	食費、衣服費、光熱水費などの日常生活費
住宅扶助	家賃、地代、家の簡単な修理費など
教育扶助	義務教育に必要な学用品費、給食費、通学費など
介護扶助	介護保険の給付対象となる介護サービス費用
医療扶助	病院、診療所にかかるときの費用、治療材料（眼鏡、コルセット）、移送費など
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	手に職を付けたり、仕事に就くための費用
葬祭扶助	葬儀の費用

●保護を受けるには

生活保護を受けるには、お住まいの地域の県民局（福祉事務所）、村役場に申請することが必要です。申請に基づいて生活保護の実施機関が必要な調査を行い、保護が必要であるかどうかを決定します。生活保護を受けるときには、その前提要件として、自分の持っている資産・能力を活用し、さらに扶養義務者などからの私的な援助、他の法律による給付を優先して活用しなければなりません。それでも生活に困窮する場合に、初めて保護が行われることになります。

生活保護は最低限度の生活を維持するための給付である一方で、世帯の自立の助長を目的としている制度です。そのため生活保護を受けられるようになった後も、生活保護の実施機関が必要な指導、援助を行います。

●問い合わせ先

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140
上北地方福祉事務所　☎0176-62-2145

妊婦・出産

■母子健康手帳・妊婦委託健康診査受診票交付

母子健康手帳および妊婦委託健康診査受診票（14回分〔多胎妊婦21回分〕）を交付します。

対象者	村に住所があり、妊娠している人
必要書類	①妊娠届出書 ②妊婦連絡票 ③個人番号（マイナンバー）の確認書類 ④身分証明書
受付時間	8：15～17：00（土日、祝祭日、年末年始は除く） ＊受付時間内に来所が難しい場合は、子ども支援課家庭支援室にお問い合わせください（要予約）
問い合わせ先	子ども支援課　家庭支援室　☎0175-72-8035

■妊婦10割給付証明書

申請から出産日翌月の末日まで、外来の医療費（保険適用分内）が10割給付となる（保険適用分の医療費がかからなくなる）証明書を交付します。

対象者	国民健康保険加入の妊婦
必要書類	保険証、母子健康手帳
問い合わせ先	税務課　課税グループ ☎0175-72-8019 子ども支援課　家庭支援室 ☎0175-72-8035

■産婦健康診査費用助成事業

産婦健診に要する費用を助成します。

対象者	村に住所があり、産婦健診を受けた人
助成額	1回の出産に対し2回まで(上限5,000円)
申請期限	出産後、半年以内
問い合わせ先	子ども支援課　家庭支援室 ☎0175-72-8035

■妊婦健康診査交通費給付事業

妊婦の皆さんの妊婦健康診査に係る交通費負担の軽減のため、交通費の一部を支給します。

対象者	村に住所があり、妊娠している人
助成額	妊婦健康診査1回に対し2,000円を14回分（多胎妊婦は、21回分）を限度に支給
申請期限	妊婦健康診査終了後、半年以内
問い合わせ先	子ども支援課　家庭支援室 ☎0175-72-8035

■新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業

新生児聴覚スクリーニング検査に要する費用を助成します。

対象者	村に住所があり、新生児聴覚スクリーニング検査を受けた子の保護者
助成額	検査1回に係る費用の全額
申請期限	新生児聴覚スクリーニング検査終了後、半年以内
問い合わせ先	子ども支援課　家庭支援室 ☎0175-72-8035

■ハイリスク妊産婦交通費等助成事業

ハイリスク妊産婦の通院などに係る交通費および宿泊費の一部を助成します。

対象者	以下の項目のいずれかに該当する人 ①医科診療報酬点数表におけるハイリスク妊娠管理加算またはハイリスク分娩管理加算が算定され、青森県内に設置する総合周産期母子医療センターおよび地域周産期母子医療センターに通院または入院している妊産婦 ②ハイリスク妊娠管理加算またはハイリスク分娩管理加算に相当する疾患があるなどのために、周産期母子医療センターに通院している妊産婦 ③周産期母子医療センターのNICU（新生児特定集中治療室）またはGCU（新生児治療回復室）に入院している新生児をもつ産婦
助成額	1回の分娩に対し、上限10万円
問い合わせ先	子ども支援課　家庭支援室　☎0175-72-8035

■ 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療費の全額、または一部を助成します。　＊治療費が保険適用となる場合は対象外です

対象者	次の項目の全てに該当する人 ①戸籍法の規定による婚姻が確認できる夫婦 ②対象者が青森県特定不妊治療費助成事業に該当する場合は、先に青森県特定不妊治療費助成事業の交付を受けている人 ③夫婦の双方またはその一方が申請した日において、１年以上前から住所がある人 ④村税の滞納がない人 ⑤医療機関は、青森県が指定した医療機関並びに指定したとみなす医療機関とする
助成額	１回の治療に対し15万円を限度
助成回数	年度を問わず10回を限度
問い合わせ先	子ども支援課　家庭支援室　☎0175-72-8035

■ 妊婦委託歯科健康診査

歯科健診と歯の健康に関するアドバイスを１回受けられる無料券を交付します。

対象者	村に住所があり、妊娠している人 ＊母子健康手帳交付時、発行します
実施医療機関	地域家庭医療センター　歯科
問い合わせ先	子ども支援課　家庭支援室 ☎0175-72-8035

■ マタニティ教室・パパママクラス

妊娠期を健やかに過ごすコツや、赤ちゃんを迎える準備などについて学ぶことができます。

対象者	村に住所があり、妊娠している人、夫（パートナー）
問い合わせ先	子ども支援課　家庭支援室 ☎0175-72-8035

■ 出産育児一時金申請

【出産育児一時金】

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金として42万円（産科医療補償制度対象外の場合は40万８千円）が支給されます。妊娠12週以上であれば流産・死産の場合にも支給されます。出産費用の負担軽減のため、直接支払制度があります。

【令和４年１月現在】

対象者	国民健康保険に加入している人

●申請に必要なもの

- 保険証
- 印鑑
- 母子健康手帳または出生届（死産届）
- 銀行の預金通帳または口座番号の控え
- 「産科医療補償制度加入機関」印の入った領収書、明細書（医療機関などから交付されます）
- 直接支払制度にかかる代理契約の文書（合意書）の写しもしくは直接支払制度を利用しなかった証明（医療機関などから交付されます）

【出産育児一時金直接支払制度】

少子化対策の一環として、医療機関などの窓口での出産費用の一時的な負担を軽減し、安心して出産できる環境を整えるため、医療機関との間で直接支払制度の利用に合意された被保険者について、出産育児一時金の範囲で、実際に出産にかかった費用を直接医療機関などに支払います。なお「助産制度」を利用する人や海外で出産される人は利用できません。

●手続き

▶出産前

- 分娩する医療機関などの窓口にて保険証を提示の上、直接支払の申請・受け取りにかかる手続きを医療機関などで行ってください。

▶出産後

- 出産費用が42万円（＊）を超える場合、超えた分の出産費用については医療機関などに支払ってください。出産費用が42万円（＊）に満たない場合、医療機関などでの出産費用の支払はありません。
- 出産育児一時金で受け取れる額と医療機関等に直接支払う額との間に差額がある場合は、差額支給の申請を健康課の窓口で行ってください。

＊産科医療補償制度に登録した医療機関など以外での出産は40万８千円となります

●問い合わせ先

健康課　医療・保険グループ　☎0175-72-8143

妊産婦・乳幼児

（問い合わせ先　子ども支援課　家庭支援室　☎0175-72-8035）

■ 乳児一般委託健康診査

乳児一般委託健康診査受診票（２回分）を交付します。

対象者	村に住所がある生後１年未満の子
必要書類	母子健康手帳
受付時間	８：15～17：00 （土日、祝日、年末年始は除く）

■ 家庭訪問（母子保健）

家庭訪問をします。

対象者	生後４カ月までの全ての乳児とその保護者、その他支援が必要な乳幼児とその保護者
日時	随時

■ 乳幼児健診・相談

乳幼児を対象とした健診・相談を実施します。対象者には、個別で通知を送付します。

４カ月児健診	内科診察、個別相談、個別指導、栄養相談など
７カ月児健診	個別相談など
１歳児健診	個別相談、個別指導、歯科相談など
１歳６カ月児健診	内科・歯科診察、個別相談、個別指導、栄養相談など
２歳児歯科健診	歯科診察、個別相談、個別指導など
３歳児健診	内科・歯科診察、個別相談、個別指導、栄養相談など
５歳児発達相談	個別発達相談など
乳幼児相談	個別相談、栄養相談など

■ 親子ふれあい事業

●ベビーマッサージ教室

ママ同士の交流、ママが赤ちゃんに行うタッチケアなどを行います。

対象者	生後１年未満の児と保護者

●アフタービクス教室

ママ同士の交流、産後の生理機能の回復、体力回復の促進、おっぱいの分泌促進などを目的とした産後の運動などを行います。

対象者	未就学児をもつ保護者

●リトミック教室

ママ同士の交流、楽しく音楽と触れ合いながらの親子遊びなどを行います。

対象者	未就学児と保護者

■ ワッ歯ッ歯ッ！むし歯０教室

歯についての相談、フッ素塗布を実施します。

対象者	未就学児

■ 定期予防接種

●乳幼児・学童の予防接種

個別接種…対象者には個別に通知しますので、通知をご確認ください。

＊定期予防接種は、接種間隔を守るようにしましょう。大幅に間隔が空いた場合、無料で接種できないことがあります

＊指定医療機関は、健康づくりカレンダーをご確認ください

■ 任意予防接種費用助成事業（おたふくかぜ）

おたふくかぜワクチンの接種にかかる費用を助成します。

対象者	村に住所があり、１歳から小学校就学の始期に達するまでの人
助成額	２回まで全額助成

■ 任意予防接種

【任意インフルエンザ予防接種】

健康の保持増進を図ることを目的にインフルエンザの予防接種にかかった費用の一部を助成します。

対象者	接種当日に村に住所があり、接種を希望する満１歳から64歳（接種日）の人
接種回数	接種日当日の年齢で回数が変わります ①１歳から12歳の人：２回 ②13歳から64歳の人：１回
助成額	• 妊婦および満１歳以上18歳以下：全額助成 • 19歳以上64歳以下：1,000円助成

●申請方法

①指定医療機関で接種する場合は、助成額を差し引いた金額で予防接種を受けられます。

②指定医療機関以外で接種する場合は、一旦窓口で予防接種にかかった費用全額を負担し、その後保健相談センターまたは、健康課、子ども支援課、各出張所で申請手続きが必要になります。

●申請に必要なもの

- 領収書
- 接種済証（妊婦・子どもは母子健康手帳）
- 通帳
- 印鑑

●その他

- 医療機関によって接種開始時期や料金が異なりますので、直接医療機関にご確認ください。
- 満１歳から12歳の２回接種対象者が、２回目の接種を別の医療機関で接種した場合は、１回目の接種料金になります。

●問い合わせ先

保健相談センター　☎0175-72-2794

【風しん等任意予防接種】

先天性風しん症候群を予防することを目的に、風しんの予防接種の費用を助成します。

対象者	接種当日に村に住所があり、次の項目全てに該当する人 ①10代後半から40代の女性で、妊娠を予定または希望しており、風しんにかかったことがない人、または風しんの予防接種を受けたことがない人 ＊現在、妊娠はしておらず、接種後２カ月間は妊娠を避けられる人 ②妊婦や妊娠可能な女性の夫（パートナー）で、風しんにかかったことがない人、または風しんの予防接種を受けたことがない人 ＊対象の女性と同一世帯で暮らしており、世帯分離をしていない人 ③妊婦や妊娠可能な女性の同居家族で、特に接種が必要と認められる人
助成額	費用の全額

●申請方法

①指定医療機関で接種する場合は、助成金の申請手続きは必要ありません。

＊指定医療機関などの詳細は、お問い合わせください

②指定医療機関以外で接種する場合は、一旦窓口で予防接種にかかった費用全額を負担し、その後、子ども支援課で申請手続きが必要になります。

●申請に必要な物

- 領収書
- 印鑑
- 通帳

＊子どもがいる人は、母子健康手帳をお持ちください

●その他

接種希望者は、事前に子ども支援課での申請手続きが必要です。手続きをしないまま接種した場合、助成が受けられなくなる可能性があります

●問い合わせ先

子ども支援課　家庭支援室　☎0175-72-8035

医療給付・医療費給付

■ 未熟児養育医療給付事業

養育医療とは、母子保健法に基づく医療給付制度です。村に住所がある未熟児で、医師が入院を必要と認めた場合に、入院医療費を村が負担します（対象医療費は、医療保険適用分に限られます）。

ただし、未熟児の扶養義務者の自己負担金（徴収金）があります。養育医療の給付が決定されると、医療費の自己負担分は医療機関の会計窓口に支払うことはありません（入院している医療機関が指定養育医療機関であることが条件です）。

対象者	1出生時の体重が2,000ｇ以下 2生活力が特に薄弱であって、次の項目いずれかの症状がある ①一般状態 • 運動不安、けいれんがあるもの • 運動が異常に少ないもの ②体温が摂氏34度以下のもの ③呼吸器系、循環器系 • 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの • 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向があるか、または毎分30以下のもの • 出血傾向の強いもの ④消化器系 • 生後24時間以上排便のないもの • 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの • 血性吐物、血性便のあるもの ⑤黄疸 • 黄疸が生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

●申請に必要なもの

①養育医療給付申請書（申請者＝保護者が記入）
②養育医療意見書(指定養育医療機関の担当医師が記入)
③世帯調書
④市町村民税が確認できる書類
＊村に給付判定に必要な世帯全員の課税情報があり、確認できる場合は省略できます
＊生活保護受給世帯の人は、生活保護証明書を提出してください
⑤健康保険証の写し（未熟児本人が加入しているまたは加入予定の保険証）

●自己負担金（徴収金）について

負担金は、徴収基準月額表により決定し、月ごとの請求となり、１カ月の入院日数により日割り計算を行います。後日、納入通知書を送付しますので金融機関などの窓口でお支払いください。

●その他

給付決定後「養育医療券」を送付します。「養育医療券」は届き次第、医療機関の窓口に必ず掲示してください。

●問い合わせ先

子ども支援課　家庭支援室　☎0175-72-8035

■ 乳幼児等医療費給付事業

子育て世代の医療費負担を軽減し、子育て支援を図ります。

対象者	０歳から18歳に達する年の３月31日まで
対象となる医療費	入院、外来の自己負担額および入院時食事負担額
対象とならない医療費	保険外診療および実費分

●申請方法

「乳幼児医療費受給資格証交付申請書」と申請に必要なものをお持ちの上、子ども支援課または各出張所へ申請してください。

●申請に必要なもの

- 対象児童が加入しているまたは加入予定の保険証
- 申請者名義の預金通帳
- 印鑑
- 所得証明書（対象となる年度の１月１日現在、村に住所がなかった人）

●その他

- 受給対象者には現物給付となります。一部負担金を支払った場合は、診療を受けた月の翌月から４カ月以内に、医療機関などが発行する領収書および受給資格証・印鑑をお持ちになり、子ども支援課または各出張所へ申請をしてください。
- 受給資格証の有効期限は、対象児童の翌年の誕生月末日までとなっています。有効期限が切れる前に、子ども支援課から新しい有効期限の受給資格証が郵送されます。有効期限以外に受診した分は、自己負担となります。
- 保険・住所・氏名・受給者・口座に変更がありましたら、速やかに手続をお願いします。

●問い合わせ先　子ども支援課　子育て支援グループ　☎0175-72-8145

■ ひとり親家庭等医療費給付事業

ひとり親家庭などの父母または養育者および児童の医療費の負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

区分	児童・生徒	父母または養育者
対象年齢	0歳から18歳に達する年の3月31日まで	左記の児童を扶養している期間
対象となる医療費	入院、外来の自己負担分および入院時食事負担額	入院、外来の自己負担分および入院時食事負担額（ただし医療機関ごとに毎月1,000円の自己負担があります）
対象とならない医療費	保険外診療および実費分	

●申請方法

「ひとり親家庭医療費受給資格証交付申請書」と申請に必要なものをお持ちの上、子ども支援課または各出張所へ提出してください。

●申請に必要なもの

- 健康保険証（申請者および対象児童のもの）
- 申請者名義の預金通帳
- 所得証明書（申請する年の1月1日現在、村に住所がなかった人）
- 印鑑

●その他

- 受給対象者には現物給付となります。一部負担金を支払った場合は、医療機関などが発行する領収書および受給資格証・印鑑をお持ちの上、子ども支援課または各出張所へ申請をしてください。
- 受給資格証の有効期限は7月31日までとなっており、期限が切れる前に更新手続が必要です。有効期限以外に受診した分は、自己負担となります。
- 保険・住所・氏名・受給者・口座に変更がありましたら、速やかに手続をお願いします。

●問い合わせ先　子ども支援課　家庭支援室　☎0175-72-8035

祝金・各種手当

■ 子宝祝金支給事業

子どもの出生を祝福し、健やかな成長を推進するため祝金を支給します。

対象者	村に住所があり、生活の根拠が村にあると認められる人
支給額および支給方法	• 第1子……10万円 • 第2子……20万円 • 第3子以降…30万円 ＊支給決定の翌月に全額支給します

●申請方法

「子宝祝金支給事業申請書」と申請に必要なものをお持ちの上、子ども支援課または各出張所へ提出してください。

●申請に必要なもの

- 申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
- 印鑑

●問い合わせ先　子ども支援課　子育て支援グループ　☎0175-72-8145

■ 児童手当

対象者	0歳から中学校卒業まで（15歳に達する年の3月31日まで）の児童を養育している人 • 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している人に優先的に支給します。 • 児童が児童福祉施設などに入所している場合や里親などに委託されている場合は、その施設の設置者や里親などに支給します。 • 未成年後見人や父母指定者（父母が外国にいる場合）がいる場合は、その人に支給します。

●支給額

区分	手当額（1人あたり月額）
0歳～3歳未満	15,000円(一律)
3歳以上～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳以上～小学校修了前（第3子）	15,000円
中学生	10,000円(一律)
特例給付	5,000円(一律)

●所得制限限度額・所得上限限度額

児童手当を養育している人の所得が、下記表の①「所得制限限度額」未満の場合は児童手当を、所得が①以上②「所得上限限度額」未満の場合は法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が下記表の②以上の場合、特例給付は支給されませんのでご注意ください。

＊特例給付が支給されなくなった後に所得が②を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要となります

扶養親族などの数（カッコ内は例）	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人（前年末に児童が生まれていない場合など）	622	833.3	858	1071
1人（児童1人の場合など）	660	875.6	896	1124
2人（児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合など）	698	917.8	934	1162
3人（児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合など）	736	960	972	1200
4人（児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合など）	774	1002	1010	1238
5人（児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合など）	812	1040	1048	1276

＊扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族など」といいます。）ならびに扶養親族などでない児童で前年の12月31日において生計を維持した人の数をいいます。扶養親族などの数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族などが同一生計配偶者（70歳以上の人に限ります。）または、老人扶養親族であるときは44万円を加算した額となります。

＊「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。あくまでも目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

支給月	• 6月（2月～5月分） • 10月（6月～9月分） • 2月（10月～1月分） ＊受給している人からの申し出により、児童手当支給額から保育料や学校給食費などを差し引くことができます

●各種手続き

次の場合は、届出が必要です。

理由
出生、転入などにより新たに受給資格が生じたとき
出生などにより支給対象となる子どもの人数が増えたとき
支給対象となる子どもの人数が減ったとき
他の市区町村へ住所が変わるとき 支給対象となる子どもを養育しなくなったとき
子どもが児童福祉施設などに入所したとき
振込先の金融機関を変更するとき （受給者名義以外の金融機関への変更はできません）
所得上限限度額により、給付が受けられなくなった後に、所得が所得上限限度額を下回ったとき

- 支給の開始は、請求した月の翌月分からとなります。請求が遅れると、遅れた分の手当が受けられなくなる場合があります。（ただし、出生や転入による請求の場合は、出生日や前市区町村を転出した翌日から15日以内の請求であれば、転出した日の翌月から支給されます）。
- 公務員の人は、所属庁から支給されますので勤務先で手続きしてください。

●申請場所

子ども支援課
千歳平・泊・平沼出張所

●問い合わせ先

子ども支援課　子育て支援グループ　☎0175-72-8145

■ 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない場合や、父または母に一定の障がいがある場合、18歳に達する年の３月31日まで児童を養育している親または養育者に支給される手当です。

支給要件	次のいずれかに該当する児童を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している人（養育者）に支給されます。児童とは、18歳に達する年の３月31日までの人をいいます。また心身におおむね中程度以上の障がいを有する児童については、20歳まで手当が支給されます。 ①父母が離婚した児童 ②父（母）が死亡した児童 ③父(母)が重度の障がい状態にある児童 ④父（母）の生死が明らかでない児童 ⑤父(母)に１年以上遺棄されている児童 ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦父（母）が法令により１年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 ⑨その他、①～⑦に該当するか明らかでない児童

＊手当制度の詳細、所得制限限度額などはホームページをご覧ください

●問い合わせ先

子ども支援課　家庭支援室　☎0175-72-8035

■ 特別児童扶養手当

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の保護者に対し支給される手当です。

支給要件	障がい児を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している人（養育者）に支給されます。障がい児を父および母が監護するときは、その父または母のうち主として当該障がい児の生計を維持する人に支給されます。

＊手当制度の詳細、所得制限限度額などはホームページをご覧ください

●問い合わせ先

子ども支援課　家庭支援室　☎0175-72-8035

保育・就園・就学など

■ こども園

こども園は、両親、祖父母が日中働いているなど、保育に欠ける児童を保護者にかわって保育する施設です。３歳以上児については、保護者の就労の有無にかかわらず入園することができます。

入所資格	村に居住する小学校就学前の乳幼児で、両親が次のいずれかに該当する場合に入園できます。 ①家庭外で仕事をする場合 ②家庭内で仕事をする場合 ③親のいない家庭の場合 ④求職活動 ⑤出産、疾病、負傷、心身障がいの場合 ⑥病人、心身障がいの看病の場合 ⑦家庭の災害の場合 ⑧３歳以上で１号認定希望の場合

●申し込みに必要な書類

- 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（マイナンバーの記載をお願いします）
- 家庭状況調査書
- 父親・母親の就労証明書（病気、出産の場合はそれを証明できるもの）
  ＊１号認定希望者は不要です
- 自営業の人は、民生委員から就労証明書の証明が必要です。

●問い合わせ先

子ども支援課　子育て支援グループ　☎0175-72-8145
泊こども園　☎0175-77-2128
おぶちこども園　☎0175-72-2302
南こども園　☎0175-75-2112
千歳平こども園　☎0175-74-2233

■ 保育料無料化

子育て世帯を応援し児童の健やかな成長を支援するとともに、負担軽減を図るため保育料を無料とします。

対象者	村に住所がある、０歳児から５歳児

●問い合わせ先

子ども支援課　子育て支援グループ　☎0175-72-8145

■ 病後児保育事業

村では、乳幼児をもつ保護者の子育てと就労などの両立支援を図るため、病後児保育室「なかよしルーム」を開設しています。

対象児	村に住所がある乳幼児で病気の回復期であって集団保育などが困難な乳幼児（生後６カ月から就学前まで）		
利用日	月曜日から金曜日（祝日、年末年始の期間を除く）		
利用時間	８：15～17：00		
場所	尾駮小学校放課後教室内（旧レイクタウン幼稚園）＊なかよし塾と入口は別になります		
定員	３人		
利用基準	熱が38℃を超えていないこと 強い腹痛がなく、嘔吐や激しい下痢もないこと		
利用料	１日あたり1,300円（利用料の中には食事代は含まれていないため、食事は持ち込みとなります。）		
利用当日の持ち物	書類	日用品	処方された薬
	• 利用申込書 • 医師連絡票 • 保護者連絡票 • 与薬依頼書	• 着替え１組 • 昼食、おやつ、飲み物 • ミルク、哺乳瓶 • おむつ、おしり拭き • ビニール袋など	• １回分ずつ分けて名前を記入 • 処方内容がわかるもの（お薬手帳など）

●病後児保育事業利用手順

登　録…事前登録票により事前登録が必要です。
↓　（提出先は子ども支援課です。）
受　診…かかりつけの医療機関を受診し、医師に利用連絡票を記入してもらいます。
↓　（利用連絡票は別途料金がかかる場合があります。）
予　約…医師の許可がでたら、前日の16：00までに電話予約してください（当日の予約はできませんが、休日・祝日の翌日に限り、当日の予約が可能です。受付時間は、８：15～12：30までです。）
↓　☎0175-72-8145
子ども支援課　子育て支援グループ
利　用…利用申込書（要印鑑）、医師連絡票および保護者連絡票を記入の上、なかよしルームまでお持ちください。

●問い合わせ先　子ども支援課　子育て支援グループ　☎0175-72-8145

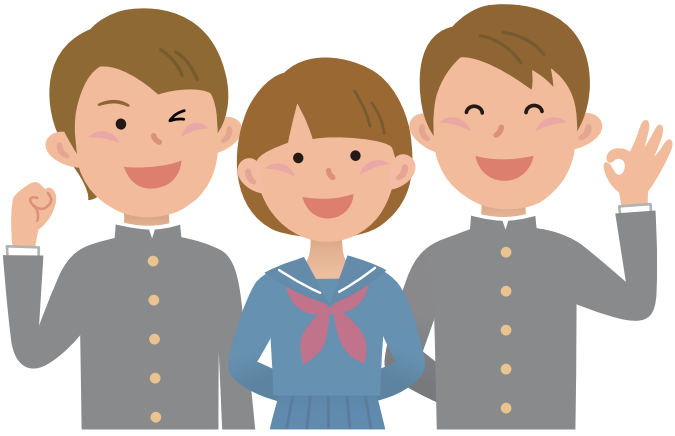

■ 奨学資金貸与事業

村に住所がある保護者の子どもで、経済的な理由により高等学校または大学などに就学が困難な人に対して、奨学資金を貸与しています。

【奨学資金の貸与を希望する人】

対象者	翌年４月に、学校教育法に規定する高等学校および大学などへ進学する人ならびに翌年４月現在在学中の人

●申請受付期間

３月１日～３月31日まで

広報や村ホームページに募集の案内を掲載しています。年度途中では受け付けていません。

●申請書の配布場所

学務課または各出張所

●申請方法

申請書に添付書類を添えて、保護者と奨学資金の貸与を受ける本人が直接学務課へ来庁してください。

【奨学資金の貸与を受けている人】

●提出書類

年度始めには、在学証明書と成績証明書を必ず提出してください。

●届出

次の場合には、教育委員会へ届け出てください。

- 奨学生の住所や身分に異動があったとき
- 転校、休学、退学したとき
- 連帯保証人に変更があったとき

●貸与の停止または取り消し

次のいずれかに該当した場合は、奨学資金の貸与を停止または取り消しをする場合があります。

- 奨学資金の貸与を受ける経済的な理由を失ったとき
- 保護者が転居などにより村に住所がなくなったとき
- 退学または休学したとき
- 在学証明書、成績証明書を提出しないとき
- 負傷または疾病などのために成業の見込みが無いとき
- 学業成績または素行が著しく不良であると認めたとき
- その他奨学生として適当でないと認めるとき

【奨学資金を返済している人】

●償還期間

貸与が終了した月の１年以内に償還を開始し、13年以内に償還を完了してください。

●償還計画

月払、半年払、年払のいずれかで償還します。償還期間内であれば、償還金額は個人で自由に設定できます。計画後であっても、変更や繰上償還も可能ですので学務課にご相談ください。

●償還方法

［口座振替］

「六ヶ所村奨学資金償還金口座振替依頼書」を学務課へ提出してください。依頼書は学務課で配布します。

口座振替取扱金融機関	「みちのく銀行」・「青森銀行」「青森県信用組合」の本支店
振替日	毎月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

口座振替が不納となった場合は、翌月に２カ月分を口座振替で請求します。その翌月も不納（２カ月連続）だった場合は口座振替を停止し、納付書を発送します。

［納付書］

毎年４月上旬に１年分をまとめて自宅に送付します。金融機関および役場出納窓口、各出張所に現金で直接納付してください。

●償還の猶予

奨学生であった人が進学、災害、疾病などの事由により償還が困難であると認められるときには償還を猶予することができます。猶予を希望する場合は、学務課まで申し出てください。

●奨学資金の貸与額

月額	学校種別
100,000円以内	大学院
70,000円以内	大学
50,000円以内	短期大学、高等専門学校、高等学校専攻科（５年制）
30,000円以内	専門学校
15,000円（定額）	高等学校（３年制）

- 入学一時金の貸与額は、30万円が限度です。ただし、高等学校および大学院は除きます。
- 入学一時金は、奨学生１人１回のみになります。

●問い合わせ先

学務課　総務・教育行政グループ　☎0175-72-8172

■ 児童生徒就学援助事業

経済的な理由により、子どもの小・中学校で係る経費の負担が困難な家庭に対し、援助を行っています。

支給対象者および認定要件	①村に住所があり、小・中学校（村内外）に在籍する児童生徒の保護者 ②村内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者 **1**要保護者 生活保護法により生活保護の認定を受けている人 **2**準要保護者 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる人で、次の認定要件を満たす人 ①生活保護法に基づく保護の停止または廃止 ②村民税の非課税 ③村民税の減免 ④個人事業税の減免 ⑤地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免 ⑥国民年金掛け金の減免 ⑦国民健康保険法に基づく保険料の減免 ⑧児童扶養手当の支給 ⑨生活福祉資金による貸付 ⑩保護者が失業対策適格者手帳を有する日雇い労働者または職業安定所登録日雇い労働者 ⑪保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる人 ⑫PTA会費、学級費などの学校納付金の減免を受けている人 ⑬学校納付金の納付状態が滞っているなど生活が困難と認められる人 ⑭経済的な理由による欠席日数が多い人 ⑮学校長が特に必要があると認める人
対象費目	**1要保護** 修学旅行費、医療費、卒業アルバム代など **2準要保護** 学用品・通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わない）、新入学児童生徒学用品費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、修学旅行費、医療費、卒業アルバム代など

【注意】

生活保護法に規定する生活扶助、教育扶助および医療扶助が行われている場合は支給費目を調整します。

区域外就学などの場合は、次のとおり支給します。

- 他市町村が設置する小・中学校に在籍する児童生徒で村に住所がある場合
  ▶学用品費を支給
- 本村が設置する小・中学校に在籍する児童生徒で他市町村に住所がある場合
  ▶学校給食費および医療費を支給

●支給

援助費は補助費目によって、振り込まれる口座が異なりますので、詳しくは通っている学校または学務課にご確認ください。

●申請方法

援助費の支給を希望する人は、その旨を在学する学校または学務課に申し出てください。一度認定されても、毎年申請が必要ですので、学校が指定する期日までに申請書を提出してください。年度途中での申請も随時受け付けます。

●問い合わせ先　学務課　総務・教育行政グループ　☎0175-72-8172

■ 学校給食費無償化事業

村内の小・中学校の児童生徒の保護者が負担する給食費を村が負担し、無償化することで、学校教育における保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を図ります。

対象者	村に住所があり、村内の小・中学校に就学している児童生徒の保護者

●問い合わせ先
学務課　総務・教育行政グループ　☎0175-72-8172

■ 六ヶ所村小・中学校入学祝金給付事業

村内の小・中学校へ入学する児童・生徒の保護者に対し、入学祝金を支給し、入学時における経済的負担の軽減を図ります。

対象者	村内の小・中学校ならびに特別支援学校に入学する児童生徒の保護者で、入学する年の４月１日現在において村に住所があり、現に居住している人

●問い合わせ先
学務課　総務・教育行政グループ　☎0175-72-8172

■ 六ヶ所村高等学校通学費等補助事業

村内から村外の高校（定時制及び通信制を除く）に通学する生徒の通学費などを援助します。

対象者	次の項目全てに該当する人 ①公共交通機関や借上バスなど（下宿なども含む）を利用して、村外の高校に通学している生徒の保護者 ②村に住所があり、村税または使用料などの滞納がないこと
助成額	月額7,000円で年２回支給（１回目：９月、２回目：２月または３月）

＊対象者には、教育委員会から通知を送付します

●問い合わせ先
学務課　総務・教育行政グループ　☎0175-72-8172

■ 進学奨励金（人材育成基金事業）

進学した人に対し、それぞれの教育機関に応じた奨励金を交付し、村の躍進、発展を担う幅広い人材の育成を図ります。

対象者	申請日時点で、村に１年以上住所がある保護者の子で、高等学校、専門学校、短期大学、大学、大学院などに進学した人

●問い合わせ先
総務課　総務・行政グループ　☎0175-72-8013

■ 人材育成事業（人材育成基金事業）

村の躍進・発展を担う幅広い人材の育成を目的として実施。大学院修学や資格取得などに対して助成します。

対象者	申請日時点で、村に１年以上住所がある人または村に本拠地を置く非営利団体

●問い合わせ先
総務課　総務・行政グループ　☎0175-72-8013

■ 修学及び実習等に係る予防接種等費用助成事業

大学および専門学校などの修学や実習履行・海外留学のために必要な予防接種・検査などについて助成します。

対象者	学校などにおける修学や実習履行・海外留学のために予防接種や抗体検査などを行った人（要件あり）
助成額	費用の２分の１（上限50,000円）

＊対象者であるか確認の上、申請用紙などを送付しますのでお問い合わせください

●問い合わせ先
保健相談センター　☎0175-72-2794

■ 六ヶ所村スポーツ補助金

村のスポーツ振興を促進するために活動する人に対し補助金を交付します。

対象事業	①スポーツ競技力向上に係る補助金 • 東北大会又は全国大会への出場 • 競技力向上のための遠征および合宿（県選抜合宿などの県レベル以上のものに限る。） • その他教育長が適当と認めるもの ②スポーツ指導者育成補助金 • スポーツ指導に係る資格試験の受験や講習の受講
対象者	• 村に住所がある人または村内出生者 • 村内の学校に在籍する人 • 村スポーツ少年団またはその他村内のスポーツ団体に在籍する人 • その他教育長が適当と認める個人または団体
対象経費	• スポーツ競技力向上に係る補助金…参加料、交通費、宿泊費、遠征および合宿に係る費用など • スポーツ指導者育成補助金…受験料（受講料）、交通費、宿泊費　など

●補助率

区　分			補助率
スポーツ競技力向上に係る補助金	大会出場	県予選などなし	1/2以内
		県予選などあり	2/3以内
	遠征および合宿		
スポーツ指導者育成補助金			

必要書類は村ホームページからダウンロードできるほか、中央公民館に準備しております。ご不明な点につきましては、社会教育課までお問い合わせください。

●問い合わせ先　社会教育課　社会教育グループ　☎0175-72-8173

住まい

■ 公営住宅など

募集があるときは広報または村ホームページでお知らせします。

【公営住宅】

真に住宅に困窮している低額所得者に対し、公営住宅法に基づき建設された住宅です。入居の申し込みについては、収入の制限などの資格要件がありますので、募集時に配布する案内で確認してください。

地区名	団地名	戸数	所得要件など
泊地区	川原団地	4	所得（月収）15万8千円以下など
	第二焼山団地	14	
	泊団地	10	
尾駮地区	猿子沢団地	32	
	第二老部川団地	29	
	第二レイクタウン団地	10	
戸鎖地区	室ノ久保団地	4	
平沼地区	平沼団地	10	
	久保団地	10	
倉内地区	倉内団地	17	
	第二倉内団地	12	
中志地区	中志団地	6	
千歳平地区	千歳団地	10	

【特定公共賃貸住宅】

中堅所得者向けの賃貸住宅の供給を促進することを目的とした住宅です。

●入居者の資格

①所得が一定の範囲のものであること
②自ら居住するため、住居を必要とすること
③同居親族を有すること

地区名	住宅名	戸数	所得要件
泊地区	泊住宅	6	入居者および同居者の合計所得（月収）15万8千円以上48万7千円以下
尾駮地区	尾駮住宅	15	
	レイクタウン住宅	10	
平沼地区	平沼住宅	6	

【定住促進住宅】

村内の企業、誘致企業などに対し、その団体などに従事する人の居住の用に供する賃貸住宅を供給することにより村内定住を促進し、もって地域振興を図り住民の生活向上に寄与することを目的とした住宅です。

地区名	住宅名	戸数	入居者の資格
尾駮地区	第一レイクタウン住宅	40	村に住所がある法人または研究者
	第二レイクタウン住宅	16	
	第三レイクタウン住宅	30	
	レイクタウン北住宅	3	

【村営住宅】

村が建設または買取りを行い、村民に賃貸するための住宅です。

地区名	団地・住宅名	戸数	入居者の資格
千歳平地区	千歳平団地	12	• 村に住所があること • 村税などを滞納していない人であること
尾駮地区	二又住宅	1	
戸鎖地区	室ノ久保住宅	1	
	戸鎖住宅	1	

●問い合わせ先

建設課　維持管理グループ　☎0175-72-8131

■ 短期滞在型宿泊施設「六迎館」

入居対象	村内の企業、国もしくは地方公共団体、学校などにおける研究者または研修生・地域おこし協力隊
施設概要	木造２階建 ①Ａタイプ　８部屋（約40㎡） ②Ｂタイプ　２部屋（約52㎡）
場所	尾駮字野附1319-3 （尾駮レイクタウン北地区内）
入居期間	３日以上１年以内
家賃	①Ａタイプ　月額43,000円（光熱水費込） ②Ｂタイプ　月額48,000円（〃） ＊学生などは、家賃の減額申請ができます

●申込方法

入居予定のおおむね10日前までに申込書に必要書類を添付のうえ、政策推進課までお申し込みください。
＊敷金、連帯保証人が必要となる場合があります（３カ月以上入居の場合）

●選考方法

申込者が多数の場合は、抽選または選考により入居者を決定します。

●問い合わせ先

政策推進課 政策推進グループ　☎0175-72-8136

■ 住宅用新エネルギー設備導入支援事業

自然エネルギーを効率的に活用し、地球温暖化の防止および環境保全意識の高揚を図るため、太陽光発電などの新エネルギー・省エネルギー設備を住宅に設置する費用について、補助金を交付します。

対象	• 村内に居住、または居住しようとしている人（賃貸住宅除く） • 対象機器などを設置する建物が、居住の用に供されていること
補助金対象機器および補助率・補助金の額	• 太陽光発電システム：１kW当たり４万８千円（上限24万円） • 高効率エネルギー設備：対象経費の３/10（上限10万円） • 家庭用蓄電池：対象経費の１/10（上限15万円） • HEMS機器・次世代自動車充電設備：対象経費の１/３（上限５万円）

●申込方法

対象機器の設置前に申請が必要です。詳しくは、村ホームページをご覧ください。

●問い合わせ先

政策推進課 政策推進グループ　☎0175-72-8136

■ 尾駮レイクタウン北地区宅地分譲

尾駮レイクタウン北地区で宅地の分譲を行っております。宅地購入助成や住宅建築助成などが受けられます。

対象者	宅地売買契約締結の日から５年以内に宅地の建築を完了できる人

●問い合わせ先

政策推進課　政策推進グループ　☎0175-72-8136

■ 空家等利活用事業

対象	空家等管理台帳に記載された空家など ＊アパートや事務所などの事業目的で建設された空家などは対象外となります。詳細はお問い合わせください
助成額	対象経費の２/３（上限100万円）

＊工事着工の14日前までに申請書を提出してください

●問い合わせ先

政策推進課　政策推進グループ　☎0175-72-8136

■ 尾駮レイクタウン北地区定住促進事業（宅地購入助成/住宅建築助成）

対象者	尾駮レイクタウン北地区の宅地を購入し、５年以内に住宅の新築を完了した人
助成額	▼宅地購入助成 6,500／㎡×宅地面積 ▼住宅建築助成 15,000円／㎡×延床面積（上限270万円） • 子育て世帯である場合は、子一人につき20万円加算 • 申請者または配偶者が40歳未満である場合は、20万円加算 • 転入世帯である場合は、100万円加算

●問い合わせ先

政策推進課　政策推進グループ　☎0175-72-8136

■ 住宅新築リフォーム支援事業

対象者	村内で住宅の新築工事またはリフォーム工事を行う人
助成額	▼新築工事 工事費の３％を助成（上限100万円、申請者または配偶者が40歳未満の場合は、20万円加算） ▼リフォーム工事 工事費の１/２を助成（上限50万円） ＊尾駮レイクタウン北地区の新築工事は対象外

＊工事着工の14日前までに申請書を提出してください

●問い合わせ先

政策推進課　政策推進グループ　☎0175-72-8136

■ 特定空家等除却補助事業

＊工事着工の14日前までに申請書を提出してください

対象	六ヶ所村空家等の適切な管理に関する条例の規定による認定を受けた特定空家など ※アパートや事務所などの事業目的で建築された住宅などは対象外となります。詳細はお問い合わせください
助成額	▼対象経費の１/２（上限150万円）

●問い合わせ先

政策推進課　政策推進グループ　☎0175-72-8136

水道・電気関係

原則電話での受け付けは行っておりませんので、上下水道課窓口までお越しください。

	申請人	申請期間	申請に必要なもの
給水装置使用(開始、中止、廃止)申請書	給水装置使用者	開始、中止、廃止の１週間前	所定の用紙に記入・印鑑
給水装置所有者変更届	給水装置の新所有者	所有者が変わったとき、速やかに	
給水装置使用者変更届	給水装置の新使用者	使用者が変わったとき、速やかに	
水道料口座振替依頼書	給水装置使用者	金融機関へ直接申請	所定の用紙へ記入・銀行印

＊下水道に関しては、水道関係書類が届けられた場合、同様の届出があったものとみなします

■ 浄化槽設置整備

補助の対象となるのは、BOD(生物化学的酸素要求量)除去率が90％以上で、放流水のBODが20mg/L以下の機能を有する浄化槽で、設置場所が下水道などの認可区域外であることが必要です。

人槽区分および配管費	上限金額
５人槽	390,000円
６～７人槽	474,000円
８～人槽	660,000円
配管費	300,000円

＊配管費は、くみ取りおよび単独転換のみ対象となります

●問い合わせ先

上下水道課　下水道グループ　☎0175-72-2700

■ 原子力立地給付金【電気料金の割引】

補助対象	電気料金
交付対象	原子力発電施設などの立地地域および周辺地域の企業や家庭
交付要件	毎年10月１日時点で電力会社などと電気需給契約を締結していること
交付金額	企業１kwあたり3,372円、家庭１口あたり24,672円（年額、六ヶ所村の場合）
基準日	10月１日
算定例	基準日の電力契約が1,000kwの場合 3,372円／kw×1,000kw＝3,372,000円

●問い合わせ先

財政課　財政グループ　☎0175-72-8018

■ 水洗便所加入促進事業

下水道利用のための工事（排水設備工事）に対し工事費の一部を助成、または水洗化工事に対して工事費を貸し付けています。

対象	住居用建物の排水設備工事などをする人（新築物件を除く）
助成金制度 (自己資金で行う人)	助成金は供用開始時期、工事費などによって算出されます。 ①水洗化工事（20万円以下） ②浄化槽切替工事（10万円以下） ③配管費　3,000円／m（上限なし）
貸付制度 (一時的な資金の用意が困難な人)	①貸付金限度額　60万円 ②償還限度回数　60回（月払い） ③貸付利息　無利息 ＊浄化槽切替工事は対象外となります ＊工事費が60万円以下の場合は、その額が限度額となります ＊村税や水道料金などを滞納していないこと、連帯保証人がいる人

●申込方法

利用を希望する人は、指定排水設備工事業者へご相談ください。

●問い合わせ先

上下水道課　下水道グループ　☎0175-72-2700

家庭ごみ

ごみの分別方法や出し方は、ポスターを参考にして決められた曜日に排出してください。
＊ポスターは毎戸配布されています。お手元のポスターをご確認ください。

家庭での「ごみ分別及び出し方」

これらは収集しません!!

家屋等の解体やリフォームで発生した廃棄物

自己解体する前に最終処分場へ相談
※業者へ解体を依頼した場合は搬入することは出来ません

農業用廃棄物・漁業系廃棄物

農業用は農協へ 漁業系は漁協へ相談

家電リサイクル法の対象品

購入した販売店または
お近くの家電小売店へ引取依頼

その他の廃棄物

購入した販売店へ引取依頼

収集を行うごみ

収集区分	収集日	対象物	出し方の注意事項
可燃ごみ	毎週 月・水・金 曜日	水をよく切る／生ごみ／汚れた下着・布類／枝・枯れ葉／天ぷら油(紙、布にしみこませる)／CD・DVD／紙おむつ(汚物は取り除く)／使い捨てカイロ／靴類／クッション／貝類	◆生ゴミは、水切りしてください。 ◆紙おむつは、汚物を取り除いてください。 ◆食用油は、紙や布にしみこませるか、凝固剤で固めてください。 ◆枝、根、枯れ葉類は、土をよく落としてください。 ◆発泡スチロールは、できるだけ細かくしてください。 ※村指定袋に入れて各地区指定の収集場所に出してください。
カン類	毎週 火曜日	アルミ／スチール／洗浄して出す	◆回収する缶の大きさは、缶の径直径100㎜程度まで、缶の長さ205㎜程度まで、これ以外のサイズは粗大ごみとして処理します。 ◆缶の中には、吸い殻等の異物を絶対に入れないで出してください。 ◆ジュース、ビール、かんづめ缶は、洗ってから出してください。 ※各地区指定の収集場所に設置してあるコンテナへ入れてください。
ペットボトル	毎週 火曜日	PET このマークの付いているもの／・ジュース・水・しょうゆ・酒／洗浄して出す 軽くつぶす／キャップを取る	◆ペットボトルのキャップ(プラスチック製はプラスチック類、金属製は不燃ごみ)を外し、中を水ですすいでから出してください。 ※村指定袋に入れて各地区指定の収集場所に出してください。
ビン類	毎週 水曜日	栓を取る(栓は不燃ごみ)／洗浄して出す	◆びんの直径　30㎜～120㎜ ◆びんの長さ　30㎜～400㎜ ◆びんは中を洗ってフタを外して出してください。 ※各地区指定の収集場所に設置してあるコンテナへ入れてください。
紙類	毎週 木曜日	紙パック／紙箱(ティッシュ箱・お菓子など)／ダンボール／新聞紙／雑誌	◆紙パック・段ボール・新聞紙・雑誌・紙箱を種類ごとに束ねてください。 ・アルミはくや発泡スチロールは段ボールからはがしてください。 ・防水加工がされた紙類は、可燃ごみとして出してください。 ◆紙パックは水ですすぎ、乾燥させてから出してください。 ◆紙製以外のカバー及びビニールをはがしてから出してください。 ※各地区指定の収集場所に出してください。
プラスチック(容器のみ)	毎週 木曜日	トレー／ポンプ類／洗剤／プラスチック容器／レジ袋／注)プラスチック・ビニール容器のうち、紙・アルミはくが付いているものは可燃ごみ プラスチック・ビニール製で金属が付いているもの及び小物は小型粗大ごみ	◆食べ残し及び汚物が付いているものは、水で洗い流してください。 ※村指定袋に入れて各地区指定の収集場所に出してください。 (袋に入らないものは、ビニール紐で結ぶ)
衣類	毎月第4 木曜日	・ジャケット、スーツ、ジーパン、セーター、ジャージ、Tシャツやポロシャツ(下着にしていないもの)等の衣類／・タオル、シーツ等の布類／・ハンカチ、マフラー、ネクタイ、手袋、帽子等の服飾雑貨／・水が入り込まないように縛り、衣類・服飾雑貨・布類ごとに分けていれる／汚れた下着・布類	◆回収できないもの ・下着類、制服(作業服)、履き物、鞄類、ベルト、アクセサリー、タオルやシーツ以外の布団類、マットや絨毯、雑巾、便座カバー等 ・濡れているもの、湿っているもの ・カビが生えているもの、カビ臭のするもの ・汚れや破れているもの、虫に食われているもの ・飼っているペットが使用した布類等(獣臭がするもの) ◆上記の回収できないものは可燃ごみへ出してください。 ※村指定袋に入れて水が入り込まないように縛り、各地区指定の収集場所に出してください。
有害ごみ	毎月第2 木曜日	蛍光灯、電球／ライター／カートリッジガス缶、スプレー缶(中身の入っていないもの)／電池	◆ガスボンベやスプレー缶は、中身を使い切ってから、ガス抜きをせずに出してください。 ※各地区指定の収集場所に設置してあるコンテナへ入れてください。
不燃ごみ	毎月第2・第4 土曜日	哺乳ビン／ガラス類／包丁／せともの	◆先が鋭く危険な物は、新聞紙等に包んで出してください。 ※各地区指定の収集場所に設置してあるコンテナへ入れてください。
小型粗大ごみ	毎月第2・第4 金曜日	カメラ／傘／ポット／ドライヤー／金属製スプーン・フォーク／・小型ラジオ、電話機、おもちゃ、テニスラケット、ホース、小型電化製品、置時計類、工具類、照明器具、小物事務用品、スポーツ用品(金属製のもの)、小型金属類、フライパンなど、双眼鏡、他／・四方30cm以下のもの	※各地区指定の収集場所に設置してあるコンテナへ袋に入れないで直接入れてください。 ●「クリーン・ペア・はまなす」にて、小型家電リサイクル法制度対象28品目からパソコンを除いた27品目を小型粗大ごみの中から取り出しリサイクルしています。
大型粗大ごみ	毎月第4月曜日 (冬期間の12月・1月・2月を除く)	自転車／机／いす／ベッド／スーツケース／・家具類、湯沸器、網戸、布団、座布団、煙突、ストーブ、オーブンレンジ、こたつ、ジュータン類、ステレオ、スキー板、鞄類、他／・四方30cm以上のもの	◆石油ストーブ等を出す場合には、中の油を完全に抜き取ってから出してください。 ◆一斗缶等は、内容物を取り除き、キャップをはずして出してください。 ◆畳は、7枚以上ある場合、直接クリーン・ペア・はまなすへ出してください。 ※各地区で指定している粗大ごみ収集場所へ出してください。

問い合わせ先 **六ヶ所村役場福祉課** TEL.72-8140
●一般廃棄物最終処分場 TEL.75-2086
●クリーン・ペア・はまなす TEL.68-2508

●問い合わせ先

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140
一般廃棄物最終処分場　☎0175-75-2086
クリーン・ペア・はまなす　☎0175-68-2508

■ 家屋等自己解体物の搬入について

村では個人で家屋の解体ができる人に限り、一般廃棄物処理施設への搬入を許可しています。個人で解体する場合には解体する規模（平米数）によって申請の方法が変わりますので、解体する前に一般廃棄物最終処分場までご相談ください。

＊解体を業者に依頼する場合には産業廃棄物になってしまうため、上記の対象にはなりません

【一般的な流れ】

①家屋解体を行う前に最終処分場へ相談する
②最終処分場の職員が現場確認を行う
③家屋を解体する
④木材などの可燃性ごみはクリーン・ペア・はまなすへ搬入する
⑤耐火ボードやモルタルなどの不燃性ごみは最終処分場まで搬入する

●問い合わせ先

一般廃棄物最終処分場　☎0175-75-2086

■ 災害ごみについて

自然災害に伴って生じた廃棄物について、原子力対策課にて罹災証明書が発行された場合に限り、一般廃棄物最終処分場への廃棄物搬入を許可しています。搬入する際には以下のお願いを確認してから、罹災証明書を忘れずに持って処分場まで搬入してください。

【搬入する際のお願い】

○ビニールなどの飛散しやすい廃棄物に関しては、袋詰めや紐で縛るなどの対策をお願いします。
○可燃ごみやカン・ビン・ペットボトルなど、通常の収集日に出せるものは、分別をお願いします。
○テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機の家電リサイクル対象品は搬入できません。
○ガスボンベやバッテリー、タイヤなどの業者引取が必要なものは搬入できません。

●問い合わせ先

【罹災証明の手続きについて】

原子力対策課　消防・防災グループ　☎0175-72-8132

【廃棄物の搬入について】

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

■ 起業・創業チャレンジ応援事業

役場内にワンストップ起業相談窓口を設置し、対象者の起業を支援します。「経営・財務・人材育成・販売」の４つの知識習得のための専門家による個別相談や創業融資にかかる利子または保証料を補給し、起業直後の資金繰りなどをサポートします。

対象者	起業を希望している人、起業して間もない人

●問い合わせ先

政策推進課　企画グループ　☎0175-72-8180

■ 地域交流会

村に関わりのある人が気軽に集い、交流できる機会として、村の魅力や課題などを共有しながら村への想いを語り合う場所を提供します。

対象者	村内に在住または勤務している人、村に興味・関心のある人

●問い合わせ先

政策推進課　政策推進グループ　☎0175-72-8136

■ 雇用奨励金

対象	工場などの指定を受けた誘致企業
交付要件	工場などの指定要件を継続して満たしていること
交付金額	指定工場などの村の従業員数が３人（特定事業２人）を超える人数１人につき10万円を乗じた額
交付期間	３年間
交付限度額	500万円／年

●問い合わせ先

政策推進課　政策推進グループ　☎0175-72-8136

■ 福利厚生施設奨励金

対象	工場などの指定を受けた誘致企業
交付要件	指定工場の操業開始後５年以内に設置した以下施設 • 寮などの住宅施設 • 保育施設および体育施設
交付期間	３年間
交付限度額	300万円／年

●問い合わせ先

政策推進課　政策推進グループ　☎0175-72-8136

六ヶ所村七戸十和田駅間乗合タクシー

村では、村内と七戸十和田駅を結ぶ「事前予約制乗合タクシー」を運行しています。他の人と乗り合いをすることで、お得な運賃でご利用いただけます。

●予約

予約センター／㈲泊観光タクシー内
☎0175-77-3086
受付時間　９：00～17：00

●運賃（片道１人当たり）

大人	3,500円
小学生	1,750円
６歳未満の乳幼児	無料

●利用案内

- 利用日前日の17：00までに電話で予約ください。
- 予約時に名前・連絡先・利用日時・乗降場所をお知らせください。
- 運賃は乗車時にお支払いください。
（領収書が必要な場合は、運転手にお伝えください。）
- 予約をキャンセルする場合は、利用日前日の17：00までに予約センターへご連絡ください。
（キャンセル料が発生する場合があります。）
- 運行時刻などの詳細は、村ホームページをご覧ください。

●問い合わせ先

政策推進課　企画グループ　☎0175-72-8180

動物関係

■ 犬の登録

犬の所有者は、犬を飼うことになった日から（生後３カ月以内の犬を取得した場合は、生後３カ月以降から）30日以内に登録申請をしてください。

犬の登録は生涯１回です。登録料3,000円と引き換えに鑑札証を交付します。

●犬が死亡したとき

死亡届の提出が必要となります。鑑札証・注射済票をお持ちください。

＊死骸の処理は、飼い主の責任で行ってください

●登録事項に変更があったとき

犬の所在地、飼い主の住所、氏名などの変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に変更届を提出してください。

［他市区町村から転入されたとき］

転入届の提出が必要となります。前住所地で取得している鑑札証と引き換えに、村の鑑札証を交付します。

［他市区町村へ転出されるとき］

転出届の提出が必要となります。

新住所にて転入届を提出し、村の鑑札証と引き換えに新住所地で鑑札証の交付を受けてください。

●狂犬病予防注射について

狂犬病予防法により、毎年１回の狂犬病予防注射接種が義務付けられています。

村では、毎年５月と10月に、集合注射を実施しています。登録を済ませている飼い主には、案内はがきを送付しますの忘れずにお持ちください。

対象	生後３カ月以上の全ての犬
注射料	3,300円（注射済票交付手数料含む）

＊村の集合注射でも犬の登録ができますので、犬の生年月日、種類など分かる人が犬を連れてきてください

＊動物病院などで予防注射をした場合は、注射済票交付申請が必要となります。動物病院などで発行された注射済票を福祉課までお持ちになり、手続きしてください。交付手数料550円と引き換えに、注射済票を交付します

●飼い主のマナー

犬が好きな人ばかりではありません。他人に迷惑や危害を加えないようマナーを守って正しく飼いましょう。

①犬を放し飼いにしない。

＊放し飼いにより人に危害を加えた場合は、動物愛護管理法などにより罰則規定が科される可能性があります

②犬の散歩に出かけるときは、袋とシャベルを携帯し、フンの後始末を必ず行う。

③近所に迷惑がかからないようにきちんとしつけをする。

④望まれない命が生まれないよう、不妊去勢手術を行う。

●問い合わせ先

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

■ スズメバチの巣の駆除

村では、村民安全の確保などの観点から、スズメバチの巣の駆除事業を実施しています。駆除をご希望の際は、福祉課までご連絡ください。

駆除実施条件	1．村内にできたスズメバチの巣であること。 2．対象物件の所有者、管理者または居住者の依頼であること。 3．駆除作業時に立会い、確認ができること。
駆除の利用方法	予　約…福祉課へ連絡し、駆除作業日を予約する。 ↓ 作業日…業者が訪問しますので、同意書に記入をする。 その後作業に立会い、駆除完了を確認する。
村が負担する費用	スズメバチの巣の駆除費用のみ、村が負担します。駆除に伴い、壁や天井などの取り外しなどが生じる場合の修繕費などは個人負担となります。

●問い合わせ先

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

■ 野犬の捕獲について

野犬やつながれていない犬の苦情があった場合は、人への危害防止のため捕獲用檻を設置します。捕獲された野犬については、青森県動物愛護センターに引き渡します。登録されていても首輪に鑑札がついていないと野犬と判断されることがありますので、必ず鑑札はつけてください。また、猫の捕獲は行いません。

●問い合わせ先

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

■ 野生鳥獣の捕獲について

野生の鳥獣はむやみに捕獲を行ってはいけません。野生鳥獣による生活環境や農林水産業などに被害が生じている場合には、捕獲することができますので福祉課にご相談ください。

狩猟免許を持っていない個人の人でも捕獲した個体の適切な処分ができると認められる場合には、次に掲げる捕獲を許可する場合があります。

- 住宅などの建物内における被害を防止する目的で、小型の箱わなや手捕りによりアライグマ、カラス、ハトなどの小型の鳥獣を捕獲する場合
- 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてシカや鳥獣を捕獲する場合

●問い合わせ先

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

民生委員・児童委員および主任児童委員

●民生委員・児童委員ってどんな人？

社会奉仕の精神を持ち、常に地域住民の立場に立って良き相談相手となり、また社会福祉増進のために福祉行政とのパイプ役として活躍しています。

担当地区を持つ民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

委員には守秘義務があり、相談者のプライバシーは守られますので、お気軽にご相談ください。お住まいの地区の民生委員が分からない場合は、お問い合わせください。

●問い合わせ先

福祉課　福祉・環境グループ　☎0175-72-8140

●どんな活動をするの？

1	１人暮らし高齢者や高齢者世帯への訪問・見守りなどを行います。
2	地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に応じます。
3	相談内容に応じたサービスについて情報提供をしたり、行政の窓口を紹介したりします。
4	高齢者世帯への配食サービス・見舞金など、社会福祉協議会の事業に協力しています。
5	災害時の要支援者名簿を把握し、災害時には要支援者の避難誘導などの活動をします。
6	いじめ、不登校、児童虐待の早期発見や問題解決に向けて、関係機関との連携を図ります。

自主放送「ロックTV」・広報ろっかしょ

■自主放送「ロックTV」

地域の話題、学校行事、産業および文化など幅広く取材。また独自の企画番組や生活に役立つ情報など、地域に密着した番組を11チャンネルで放送しています。

●問い合わせ先

【番組に関する連絡先】

総務課　情報システムグループ　☎0175-72-8015

【テレビが映らない、受信状況が悪いなどの連絡先】

六ヶ所村故障受付　☎0120-357-252

受付時間：毎日８：00～19：00

【テレビ受信設備の新設・移設などの連絡先】

六ヶ所村サポートセンター　☎0120-357-727

受付時間：平日９：00～17：00

■広報ろっかしょ

村で行われるさまざまな行事や暮らしに役立つ情報などを、毎月１回お届けしています。

公共施設に備え付けてある他、村ホームページからもご覧になれます。

●問い合わせ先

総務課　情報システムグループ　☎0175-72-8015

六ヶ所村民参加型地域デザインプロジェクト

■見つけよう六ヶ所村のいいところ

村の魅力を配信・共有するインスタグラム（SNS）『見つけよう六ヶ所村のいいところ』がスタートしました。合言葉は「＃見つけよう六ヶ所村のいいところ」。

皆さんの投稿で村の魅力を伝え、村を盛り上げようという活動です。おいしい・楽しい・美しい情報やイベント情報など、村での暮らしぶりを配信・共有し、村を元気にしていきましょう。

●さまざまな方法で活動を応援できます

- 村で楽しんだことを投稿する
- ポスターなどを口コミで広げる
- フォロー（応援）する
- シェア（情報提供）する

ROKKASHO_IITOKORO

●問い合わせ先

政策推進課　政策推進グループ　☎0175-72-8136

原子燃料サイクル施設　（問い合わせ先　原子力対策課　原子力対策グループ　☎0175-72-8132）

●安全対策

国では、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、これまでの大規模な地震・津波等の自然災害や重大事故への対策などを強化した「新規制基準」を運用しています。またこの基準を満たした施設であっても、工事や運転などの各段階で、国の検査により厳しく規制されます。

村では県とともに、地域住民の安全確保のため、事業者（日本原燃㈱）と安全協定を締結しています。

●環境モニタリング

原子燃料サイクル施設が安全に運転されていることを確認するため、放出される放射線や放射性物質を環境モニタリング施設で監視しています。

この施設は県と日本原燃㈱が、村や周辺市町村などに設置したもので、１年365日休むことなく測定しています。

なおこの結果は県が設置した「青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議」で評価・確認され、広報誌「モニタリングつうしんあおもり」や新聞などへ定期的に公表しています。

●原子力防災

原子燃料サイクル施設は、設計・工事・運転等の各段階で国による厳しい規制が行われますが、万が一の事故の場合にも迅速、的確に対応できるよう、村でも地域防災計画（原子力災害対策編）や、住民避難計画を策定しています。

国、県とともに必要な原子力防災体制を確立し、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図っています。

津波ハザードマップ　（問い合わせ先　原子力対策課　消防・防災グループ　☎0175-72-8132）

津波被害の低減を目的として、村内において今後予想される津波の浸水域・基準水位や各地区の避難所の位置などを示した地図です。

このマップに表示してある「津波浸水想定区域」は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波想定に基づいて作成したものです。

ご自身のお住まいの地域でどのような危険が想定されるかを把握し、いざというときの備えをしましょう。

土砂災害ハザードマップ　（問い合わせ先　原子力対策課　消防・防災グループ　☎0175-72-8132）

集中豪雨などによって「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」などが発生した場合に、危害が及ぶおそれがある範囲や、各地区の避難場所などを示した地図です。

またこのようなときには、浸水被害なども生じるおそれがあります。

土砂災害や水害は大雨などに伴って発生しますが、いつどこで起きるかを正確に予測することは困難です。

災害が発生しそうなときや災害が発生してしまったときに被害を最小限に食い止められるよう、日常から災害を意識し、訓練を心掛けておく必要があります。

集中豪雨などにより、土砂災害などが発生するおそれがあるときには、テレビ・ラジオなどの最新情報に注意し、状況に応じて速やかに安全な避難場所やそこまでの道順を確認しておきましょう。

なお土砂災害は、このハザードマップに示した区域以外でも発生することがありますので、現地の状況に十分注意し、危険を感じたら近づかないようにしてください。

洪水ハザードマップ　（問い合わせ先　原子力対策課　消防・防災グループ　☎0175-72-8132）

高瀬川が大雨によって浸水し、村内で堤防が決壊した場合の浸水予想結果に基づいて、浸水する範囲とその程度ならびに避難が必要な区域と避難場所を示した地図です。

このマップを利用して、日頃から洪水に対する備えをしていただくとともに、洪水氾濫の危険性がある場合にどのような行動をとるべきかについて考え、洪水時の安全な避難行動に役立ててください。

＊津波・土砂災害・洪水ハザードマップは村ホームページでご覧ください。

指定緊急避難場所一覧

＊災害が発生、または発生するおそれのある場合にその危険から逃れるための緊急の避難場所

番号	施設・場所名	所在地	対象災害					
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事
1	泊小学校グラウンド	泊字川原75-17	○	○	○	○	○	○
2	旧泊中学校グラウンド	泊字焼山611-1	○		○		○	○
3	泊避難所	泊字滝川53-1	○	○	○	○	○	
4	石川集会所	出戸字棚沢62-74	○		○		○	
5	地域交流ホーム	出戸字棚沢130-17	○	○	○	○	○	
6	第一中学校グラウンド	尾駮字野附1054	○	○	○	○	○	○
7	尾駮小学校グラウンド	尾駮字野附1304-1	○	○	○	○	○	○
8	文化交流プラザ(スワニー)	尾駮字野附1-8	○	○	○	○	○	
9	大石総合運動公園	尾駮字野附533-1	○	○	○	○	○	○
10	尾駮レイクタウン北１号公園	尾駮字野附1320-1	○	○	○	○	○	○
11	尾駮レイクタウン北２号公園	尾駮字野附1336	○	○	○	○	○	○
12	尾駮レイクタウン北３号公園	尾駮字野附1335	○	○	○	○	○	○
13	尾駮コミュニテーセンター	尾駮字野附1161-1	○	○	○	○	○	○
14	二又夢はぐ館	尾駮字二又83-26	○	○	○	○	○	
15	室ノ久保地区学習等供用センター	尾駮字川向30-12	○	○	○	○		
16	児童厚生体育施設	鷹架字久保ノ内77-1		○	○	○		
17	戸鎖小公園	鷹架字久保ノ内46-2		○	○	○		○
18	スパハウスろっかぽっか	鷹架字内子内337	○	○	○	○	○	
19	千歳平小学校グラウンド	倉内字笹崎396	○	○	○	○	○	○
20	旧千歳中学校グラウンド	倉内字笹崎1021-1	○	○	○	○	○	○
21	千歳平はるき小公園	倉内字笹崎394	○	○	○	○	○	○
22	千歳平ひがし児童公園	倉内字笹崎288	○	○	○	○	○	○
23	千歳平にし児童公園	倉内字笹崎435	○	○	○	○	○	○
24	千歳平こども園	倉内字笹崎289-3	○	○	○	○	○	
25	千歳平地区体育館	倉内字笹崎289-1	○	○	○	○	○	
26	千歳平地区公民館	倉内字笹崎289-5	○	○	○	○	○	
27	青森県立六ケ所高等学校グラウンド	倉内字笹崎305	○	○	○	○	○	○
28	第二中学校グラウンド	倉内字湯沢112-1	○	○	○	○	○	○
29	南小学校グラウンド	倉内字湯沢12-8	○	○	○	○	○	○
30	南こども園	倉内字唐貝地5-328	○	○	○	○	○	
31	倉内コミュニティーセンター	倉内字道ノ上21-1	○	○	○	○	○	
32	青森宝栄工業株式会社	平沼字田面木246	○	○	○	○	○	
33	熊野近隣公園	平沼字追舘123-6	○	○	○	○	○	○

＊空欄は対象災害の緊急避難場所には適しません

指定避難所一覧　＊災害の危険性があるため避難し、その危険性がなくなるまで滞在したり、家に戻れない場合に滞在する施設

番号	避難所名	所在地	電話番号	福祉避難所該当
1	泊小学校	泊字川原75-17	77-3014	
2	旧泊中学校	泊字焼山611-1	―	
3	地域交流ホーム	出戸字棚沢130-17	72-3455	
4	第一中学校	尾駮字野附1054	72-2040	
5	文化交流プラザ(スワニー)	尾駮字野附1-8	72-3400	
6	尾駮小学校	尾駮字野附1304-1	72-2016	
7	総合体育館	尾駮字野附521-1	72-2191	
8	室ノ久保地区学習等供用センター（講堂）	尾駮字川向30-12	―	
9	児童厚生体育施設	鷹架字久保ノ内77-1	74-2735	
10	千歳平小学校	倉内字笹崎396	74-2161	
11	旧千歳中学校	倉内字笹崎1021-1	―	
12	千歳平こども園	倉内字笹崎289-3	74-2233	
13	千歳平地区体育館	倉内字笹崎289-1	74-3005	
14	千歳平地区公民館	倉内字笹崎289-5	74-2074	
15	青森県立六ケ所高等学校	倉内字笹崎305	74-2304	
16	第二中学校	倉内字湯沢112	75-3141	
17	南小学校	倉内字湯沢12-8	73-8835	
18	南こども園	倉内字唐貝地5-328	75-2112	
19	倉内コミュニティーセンター	倉内字道ノ上21-1	75-2972	
20	ぼんてん荘	出戸字棚沢130-16	72-3886	○
21	かけはし寮	出戸字棚沢130-23	72-4700	○

防災行政用無線（防災無線）

防災無線は、防災関連情報（警報の発令、災害時の避難指示）や行政情報（各課からのお知らせ）を放送します。

●電池交換について

防災無線は停電時にも放送できますが、内蔵の電池が切れている場合は放送できません（電源ランプが緑⇔赤交互に点滅します）。

電池は時間が経つにつれて摩耗します。年に１回を目安に交換してください。

【交換手順】

①本体右側側面の電源スイッチを切る。
②電池を入れ替える。
③電源スイッチを入れる。
＊電源を切らずに交換した場合「電池を交換してください」のアナウンスが放送ごとに流れます。一度電源を切ってから、電源を入れ直してください

●強制音量制御について

Ｊアラートなどの緊急放送時は、各お宅の音量設定に関わらず最大音量で放送が流れます。人命に関わる放送なのでご理解をお願いします。

＊ボリュームボタンを押すことで、強制音量制御を解除できます

●防災無線についての問い合わせ

防災無線の新設・移設・撤去工事は、申し込みから対応まで日数がかかります。工事の予定がある人は、お早めに担当までお申し込みください。

●問い合わせ先

総務課 情報システムグループ　☎0175-72-8015

六ヶ所村津波・高潮ハザードマップ

■ 津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ	とるべき行動	想定される被害
大津波警報（巨大）	10m超	◆沿岸部や川沿いにいる人は、**ただちに高台の安全な場所へ避難**。 ◆**津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない**。 ◆津波は繰り返し襲ってくるので、**安全と思わず、より高い場所を目指して避難**。 ◆ただちに**海から上り、海岸から離れる**。 ◆**津波注意報が解除されるまで海岸に近づかない**。	◆木造家屋が全壊・流失し、人は津波の流れに巻き込まれる。
	5m～10m		
	3m～5m		
津波警報（高い）	1m～3m		◆低い場所では津波の浸水被害が発生する。人は津波の流れに巻き込まれる。
津波注意報	0.2m～1m		◆海の中では人は速い津波の流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失、小型船舶が転覆する。

◆村民の生命・安全を守るために、**必要な緊急情報を防災行政無線**で伝えます。
◆大津波警報、津波警報が発表された場合、**「屋外スピーカー」や各家庭の「個別受信機」**からサイレンや音声で情報をお伝えします。

大津波警報	**3秒吹鳴・2秒休止×3回** 大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。
津波警報	**5秒吹鳴・2秒休止×3回** 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。

■ 津波に対する心得

1. 地震から身を守る
◆机の下などで**落下物から身を守る！**
◆安全を確保し**火の元を確認！**
◆テレビ、ラジオなどで**正しい情報収集！**

津波警報など発表

2. 津波避難場所に避難
◆津波注意報が出たら**海岸や河川のそばから早く離れる！**
◆津波警報以上が出たらすぐに**避難を開始！**
（津波は猛スピードで襲ってきます！）
◆避難は「遠く」より「高く」。**少しでも高い所へ避難！**
◆周りに**声を掛けて率先して避難！**
◆高齢者など**支援が必要な方を、助け合いながら避難！**
◆原則**徒歩で避難！**（車は渋滞に巻き込まれ、逃げ遅れる可能性があります。）

避難場所へ避難完了

3. 避難場所に留まる
◆津波警報**解除まで自宅には戻らない！**
◆津波は第1波よりも第2波、第3波の方が大きくなる場合があります。

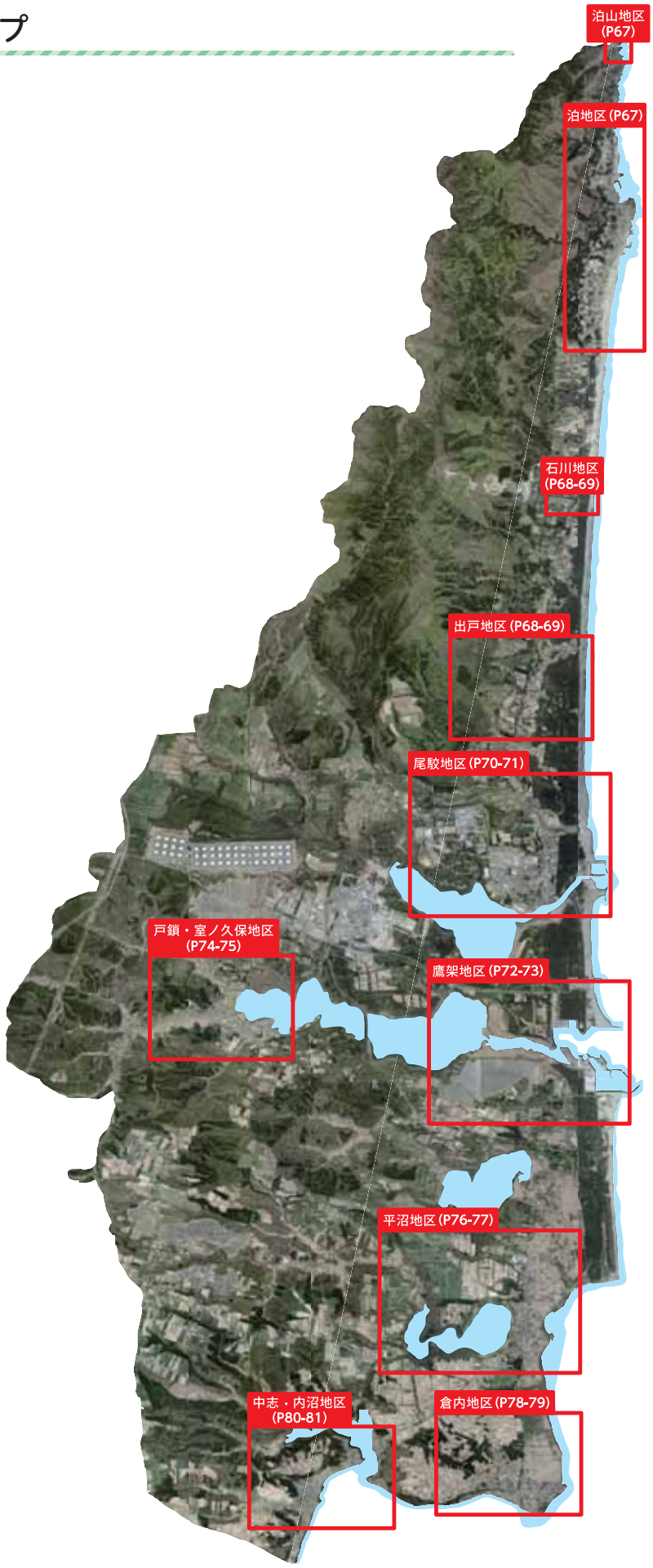

■泊・泊山地区

●このハザードマップは？

◆津波発生時に想定される浸水区域や深さ、津波避難場所等の情報を掲載しています。
命を守るため、この**ハザードマップ**で**避難場所**や**避難経路**を確認しましょう。

六ヶ所村内で最も早く津波が到達する時間は**地震発生後約20分**の予想です。

◆**強い揺れ**、**津波警報**など**発表時**は、ただちに**高台か避難場所**へ避難しましょう。

●もしもに備えて、家族で話し合いましょう。

◆**地震**や**津波**の正しい**知識を確認**。
◆**家族**の**避難場所**や**退避ルートを確認**。
◆家族間の**連絡方法**や**連絡先を確認**。

●ハザードマップの利用にあたっての注意

①これよりも大きな津波が発生するおそれもあります。
②浸水域や浸水深は、第二波以降に最大となる場合があります。
③地形の凸凹などで浸水域以外で津波が発生したり浸水深さが大きくなる場合もあります。
④津波の遡上で河川や湖沼で水位が変化する場合があります。
⑤震源が陸地に近い場合は、想定よりも早く津波が襲来することがあります。

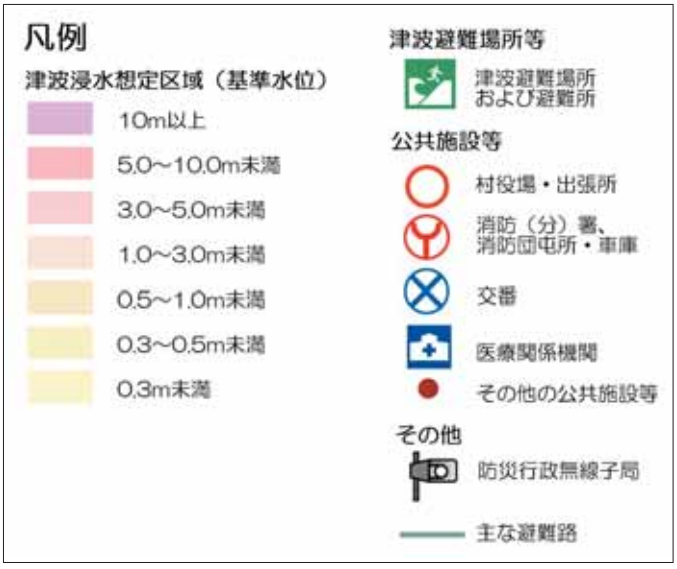

本地区における津波避難場所および避難所

施設名	所在地	電話番号
泊小学校（校舎・グラウンド）	泊字川原 75-17	77-3014
旧泊中学校（校舎・グラウンド）	泊字焼山 611-1	
泊避難所	泊滝川 53-1	

■ 出戸・石川地区

本地区における津波避難場所および避難所

施設名	所在地	電話番号
石川集会所	出戸字棚沢 62-74	
地域交流ホーム	出戸字棚沢 130-17	72-3455
ぼんてん荘	出戸字棚沢 130-16	72-3886
かけはし寮	出戸字棚沢 130-23	72-4700

凡例

津波浸水想定区域（基準水位）

- 10m以上
- 5.0～10.0m未満
- 3.0～5.0m未満
- 1.0～3.0m未満
- 0.5～1.0m未満
- 0.3～0.5m未満
- 0.3m未満

津波避難場所等

- 津波避難場所および避難所

公共施設等

- 村役場・出張所
- 消防（分）署、消防団屯所・車庫
- 交番
- 医療関係機関
- その他の公共施設等

その他

- 防災行政無線子局
- 主な避難路

■ 尾駮地区

本地区における津波避難場所および避難所

施設名	所在地	電話番号
第一中学校（校舎・グラウンド）	尾駮字野附 1054	72-2040
尾駮小学校（校舎・グラウンド）	尾駮字野附 1304-1	72-2016
文化交流プラザ（スワニー）	尾駮字野附 1-8	72-3400
尾駮レイクタウン北1号公園	尾駮字野附 1320-1	
尾駮レイクタウン北2号公園	尾駮字野附 1336	
尾駮レイクタウン北3号公園	尾駮字野附 1335	
尾駮コミュニティーセンター	尾駮字野附 1161-1	72-2361

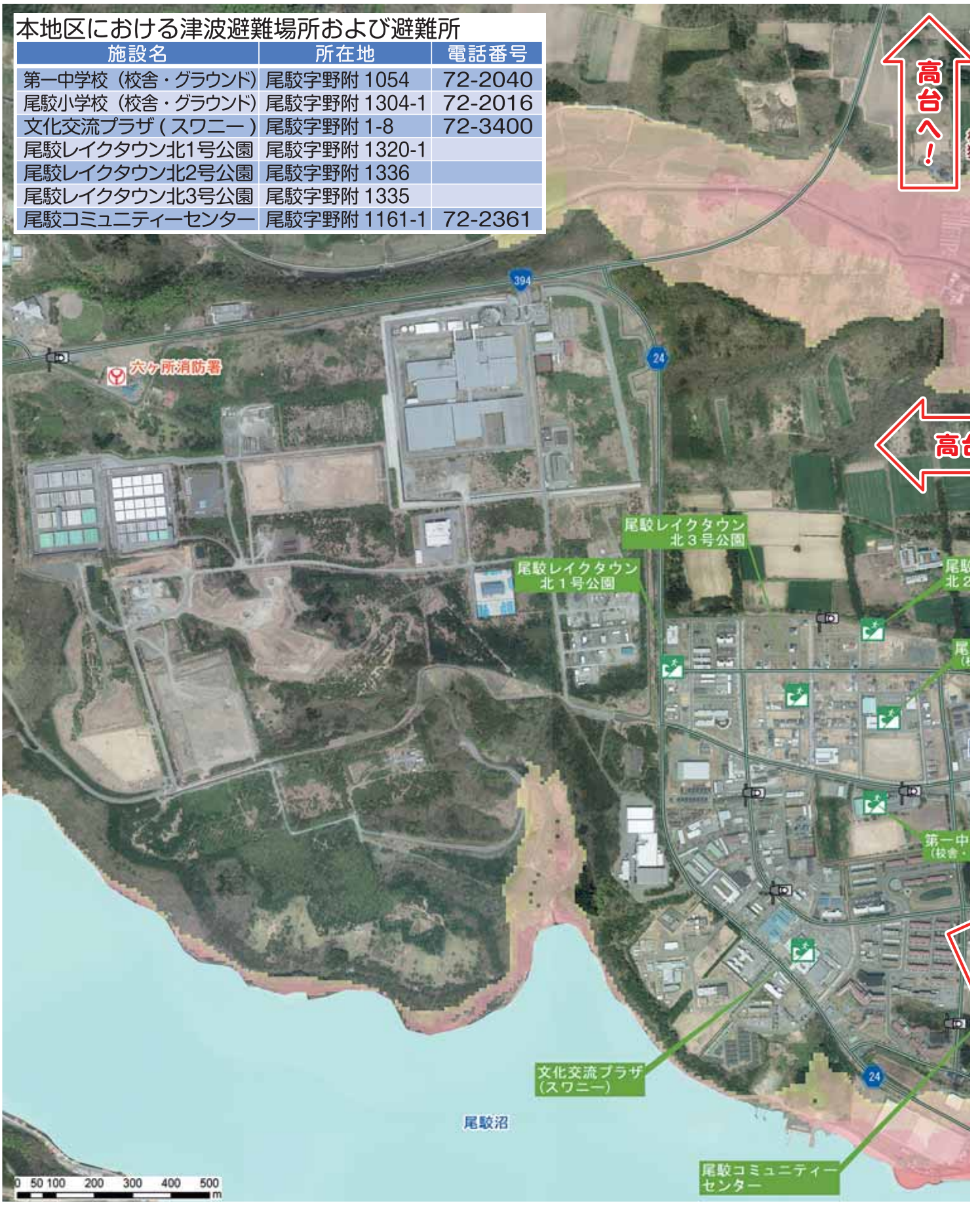

凡例

津波浸水想定区域（基準水位）

- 10m以上
- 5.0～10.0m未満
- 3.0～5.0m未満
- 1.0～3.0m未満
- 0.5～1.0m未満
- 0.3～0.5m未満
- 0.3m未満

津波避難場所等

- 津波避難場所および避難所

公共施設等

- 村役場・出張所
- 消防（分）署、消防団屯所・車庫
- 交番
- 医療関係機関
- その他の公共施設等

その他

- 防災行政無線子局
- 主な避難路

■ 鷹架地区

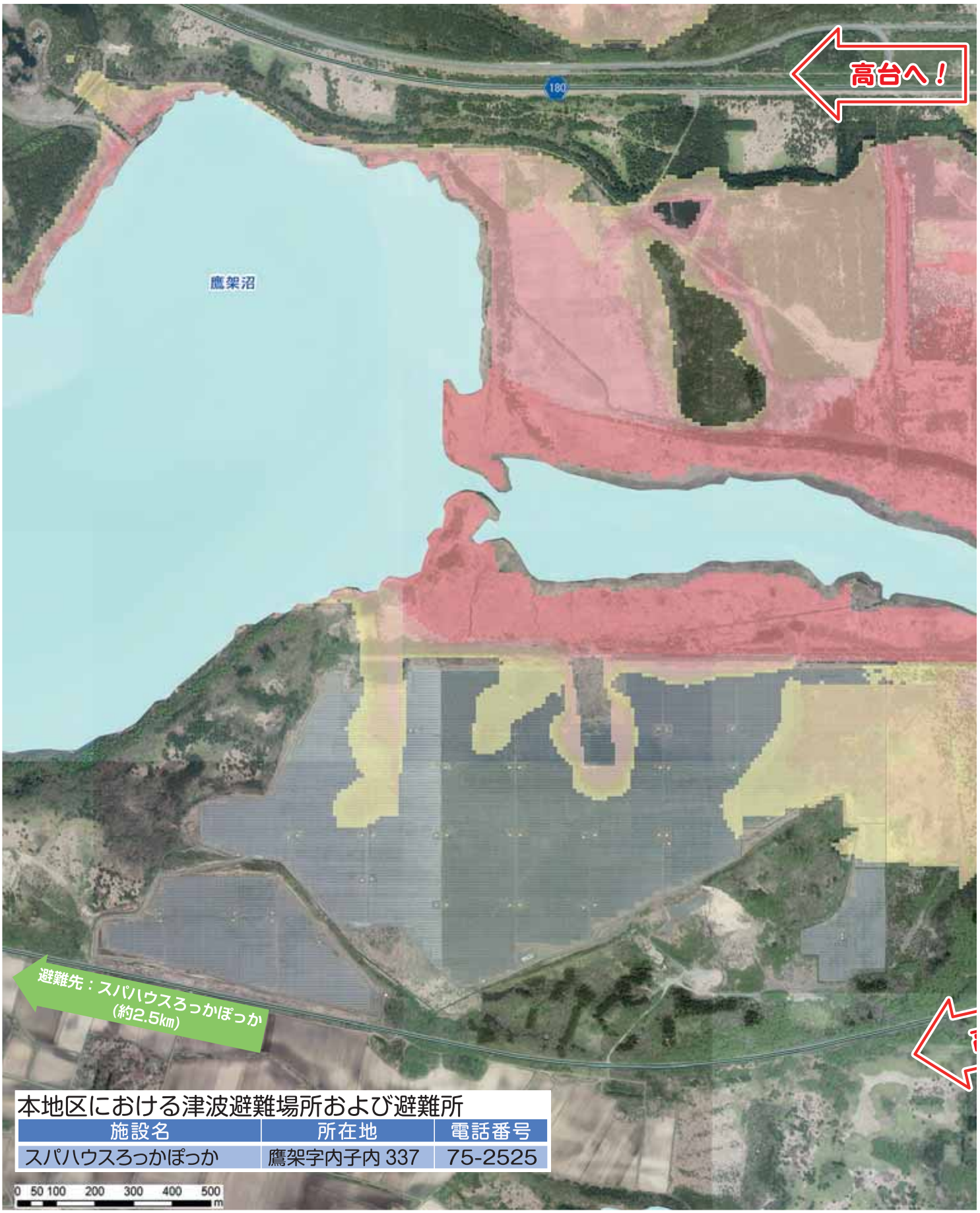

本地区における津波避難場所および避難所

施設名	所在地	電話番号
スパハウスろっかぽっか	鷹架字内子内 337	75-2525

凡例

津波浸水想定区域（基準水位）

- 10m以上
- 5.0～10.0m未満
- 3.0～5.0m未満
- 1.0～3.0m未満
- 0.5～1.0m未満
- 0.3～0.5m未満
- 0.3m未満

津波避難場所等

- 津波避難場所および避難所

公共施設等

- 村役場・出張所
- 消防（分）署、消防団屯所・車庫
- 交番
- 医療関係機関
- その他の公共施設等

その他

- 防災行政無線子局
- 主な避難路

■ 戸鎖・室ノ久保地区

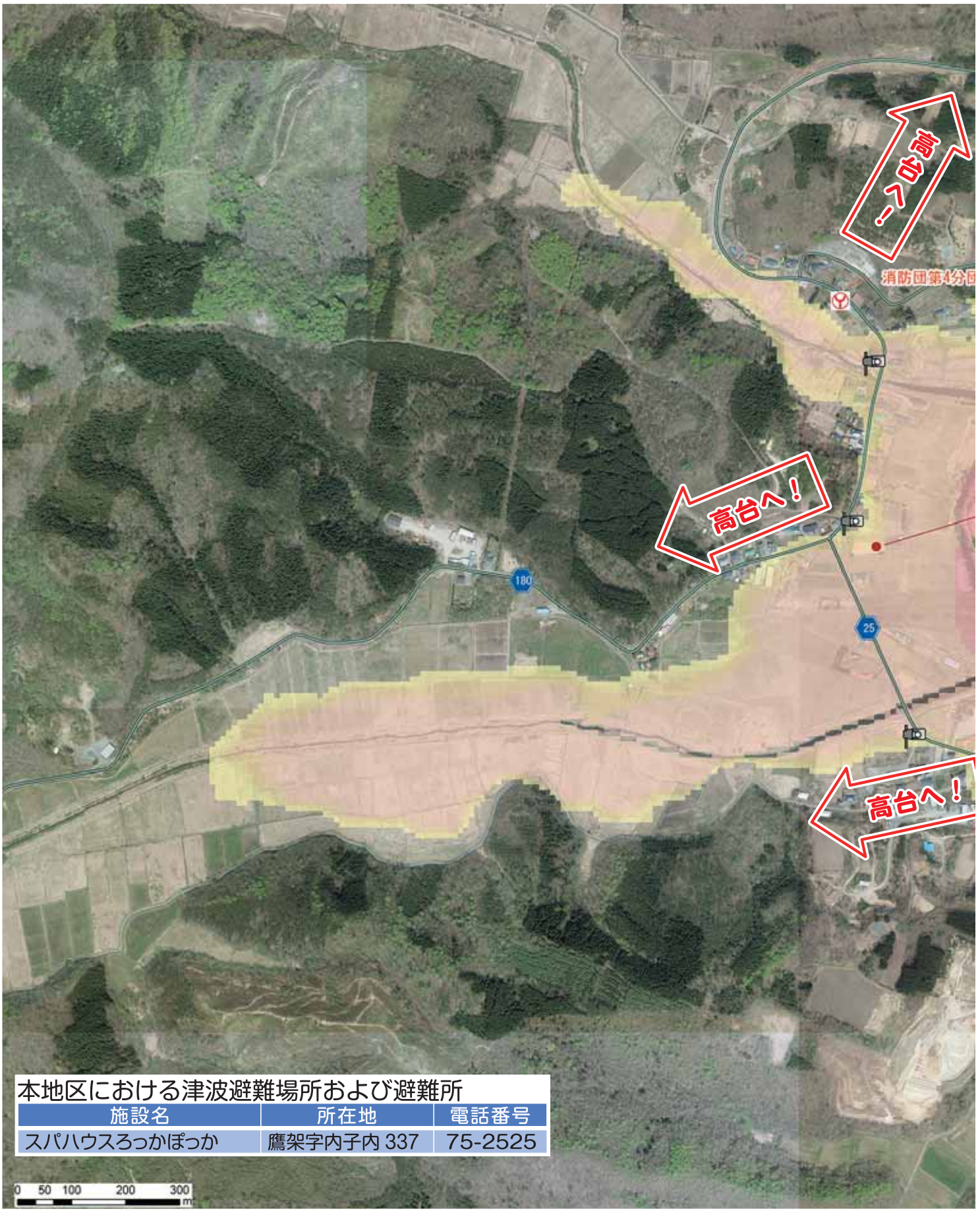

本地区における津波避難場所および避難所

施設名	所在地	電話番号
スパハウスろっかぽっか	鷹架字内子内 337	75-2525

凡例

津波浸水想定区域（基準水位）

- 10m以上
- 5.0～10.0m未満
- 3.0～5.0m未満
- 1.0～3.0m未満
- 0.5～1.0m未満
- 0.3～0.5m未満
- 0.3m未満

津波避難場所等

- 津波避難場所および避難所

公共施設等

- 村役場・出張所
- 消防（分）署、消防団屯所・車庫
- 交番
- 医療関係機関
- その他の公共施設等

その他

- 防災行政無線子局
- 主な避難路

■ 平沼地区

本地区における津波避難場所および避難所

施設名	所在地	電話番号
青森宝栄工業株式会社	平沼字田面木 246	75-3121
熊野近隣公園	平沼字追舘 123-6	

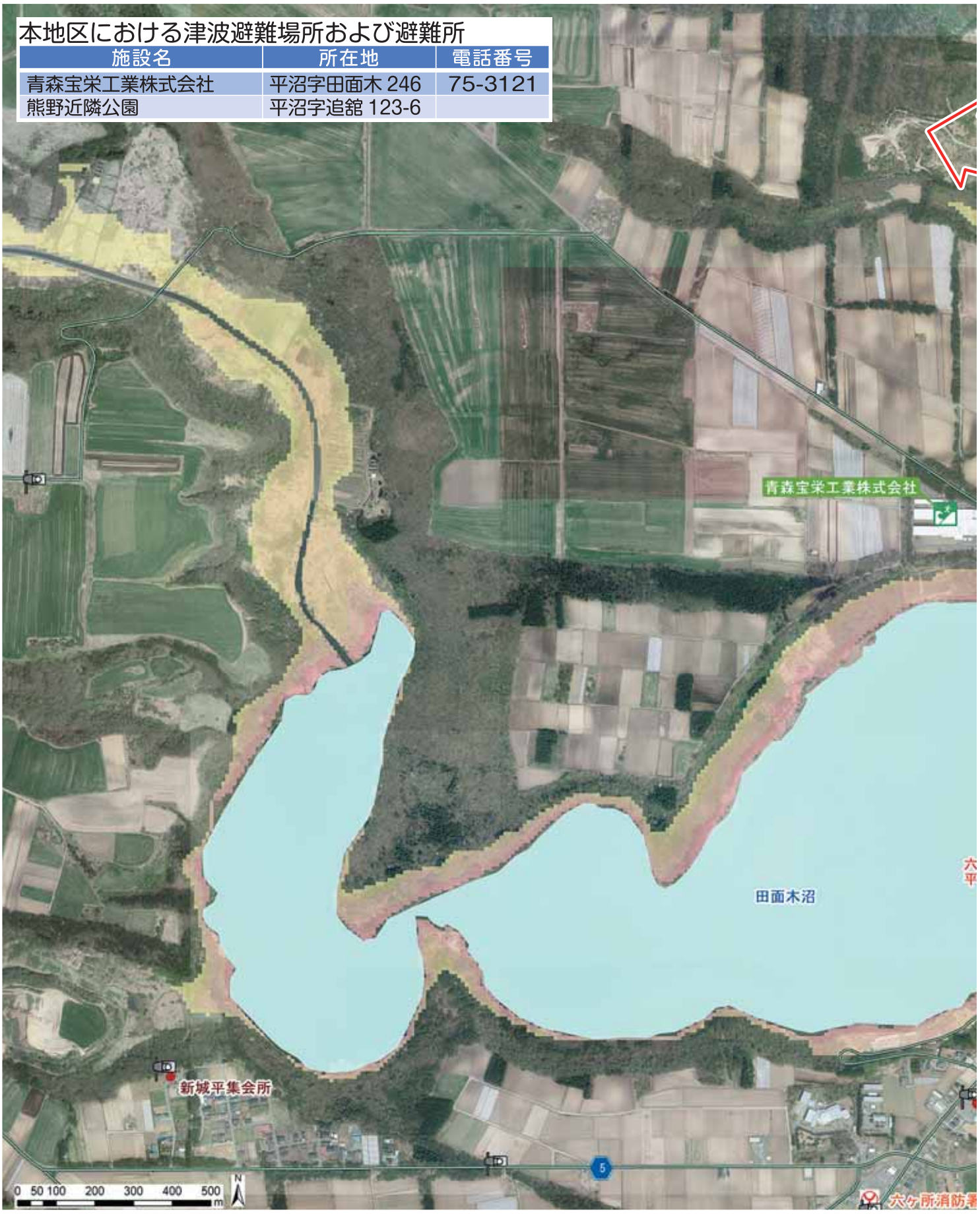

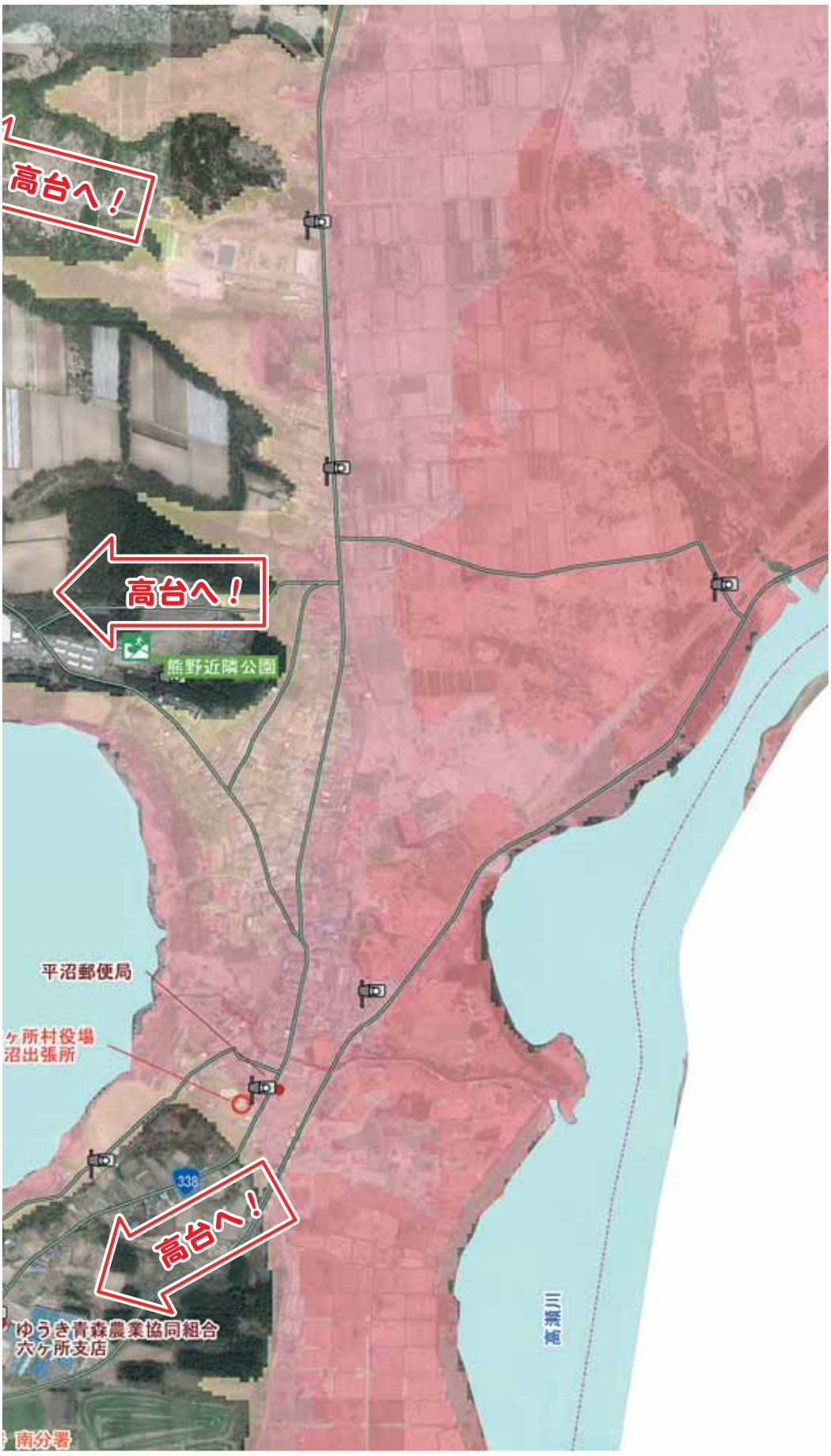

凡例

津波浸水想定区域（基準水位）

- 10m以上
- 5.0～10.0m未満
- 3.0～5.0m未満
- 1.0～3.0m未満
- 0.5～1.0m未満
- 0.3～0.5m未満
- 0.3m未満

津波避難場所等

- 津波避難場所および避難所

公共施設等

- 村役場・出張所
- 消防（分）署、消防団屯所・車庫
- 交番
- 医療関係機関
- その他の公共施設等

その他

- 防災行政無線子局
- 主な避難路

■ 倉内地区

本地区における津波避難場所および避難所

施設名	所在地	電話番号
倉内コミュニティーセンター	倉内字道ノ上 21-1	75-2972

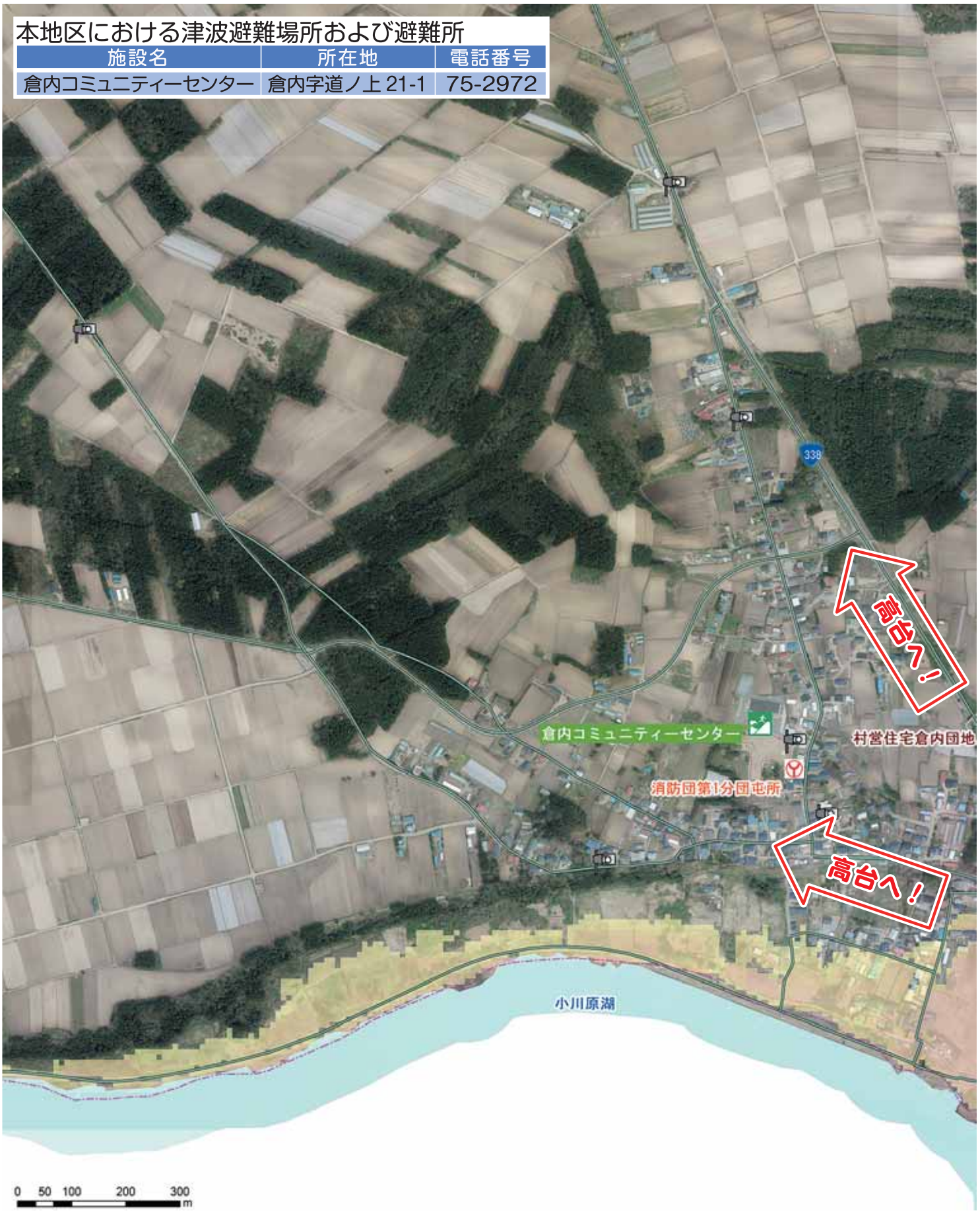

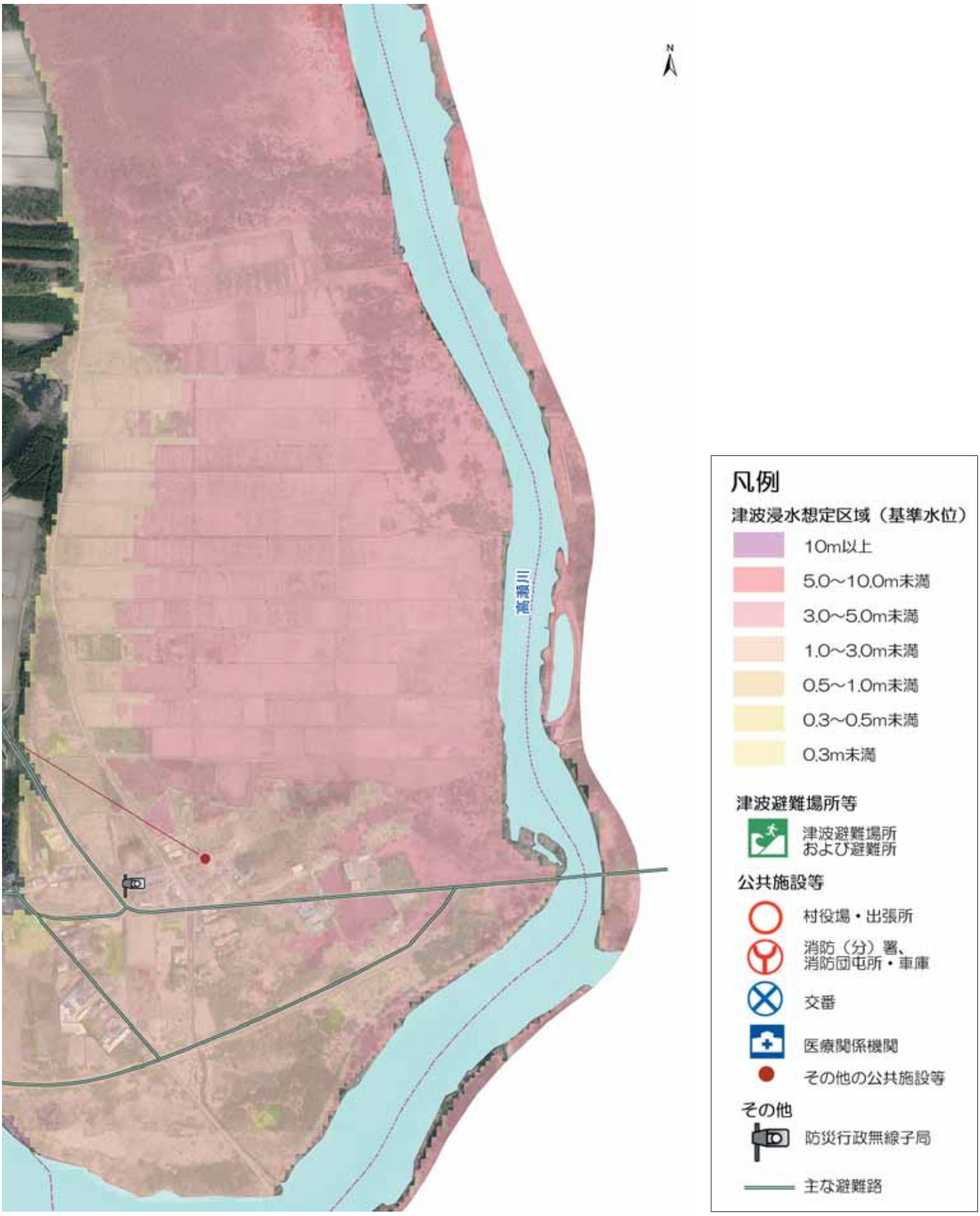
N
高瀬川
凡例
津波浸水想定区域（基準水位）
10m以上
5.0～10.0m未満
3.0～5.0m未満
1.0～3.0m未満
0.5～1.0m未満
0.3～0.5m未満
0.3m未満
津波避難場所等
津波避難場所
および避難所
公共施設等
村役場・出張所
消防（分）署、
消防団屯所・車庫
交番
医療関係機関
その他の公共施設等
その他
防災行政無線子局
主な避難路

■ 中志・内沼地区

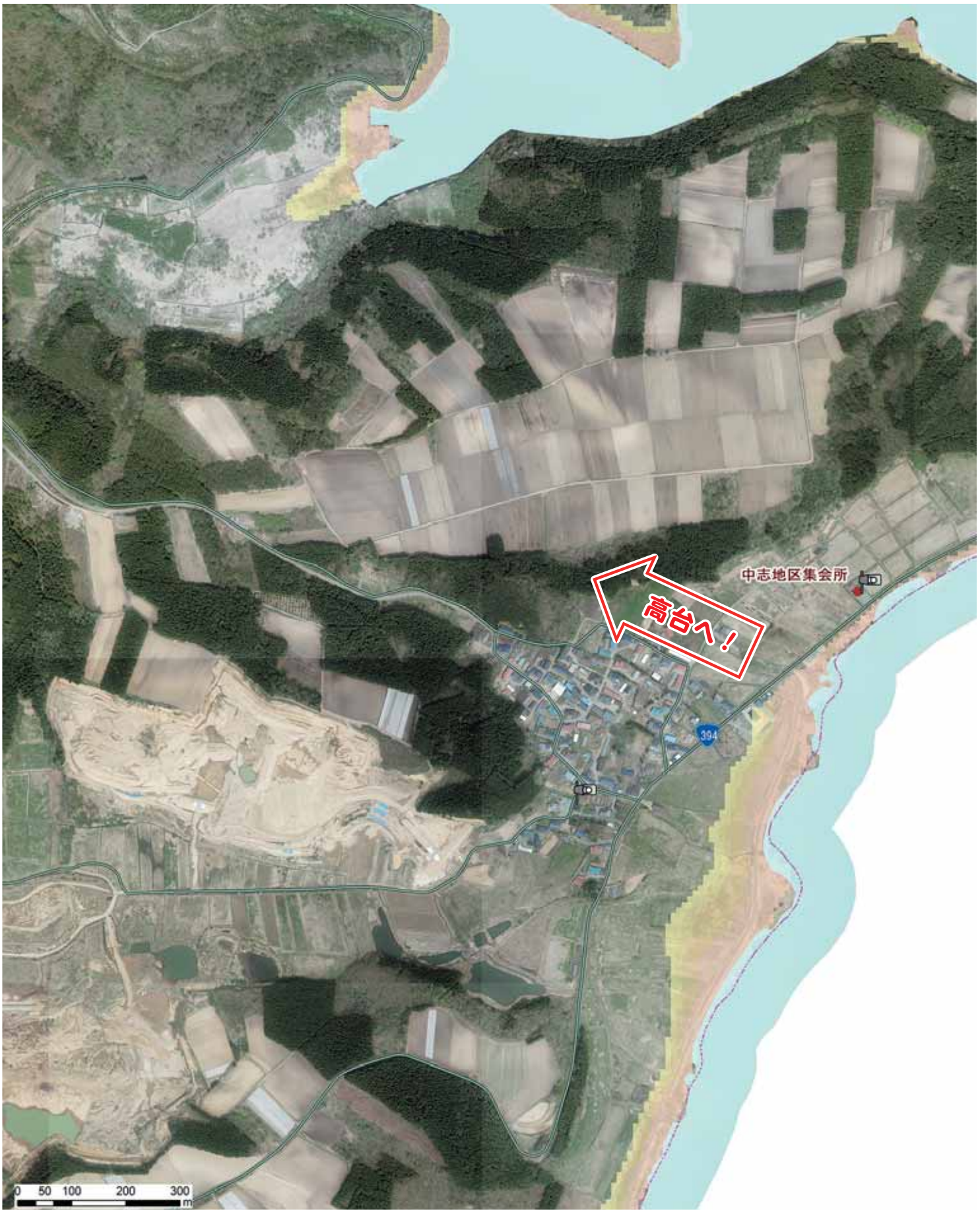

凡例

津波浸水想定区域（基準水位）

- 10m以上
- 5.0～10.0m未満
- 3.0～5.0m未満
- 1.0～3.0m未満
- 0.5～1.0m未満
- 0.3～0.5m未満
- 0.3m未満

津波避難場所等

- 津波避難場所および避難所

公共施設等

- 村役場・出張所
- 消防（分）署、消防団屯所・車庫
- 交番
- 医療関係機関
- その他の公共施設等

その他

- 防災行政無線子局
- 主な避難路

本地区における津波避難場所および避難所

施設名	所在地	電話番号
第二中学校（校舎・グラウンド）	倉内字湯沢 112-1	75-3141
南小学校（校舎・グラウンド）	倉内字湯沢 12-8	73-8835
南こども園	倉内字唐貝地 5-328	75-2112

公共施設一覧

六ヶ所村役場	
住	尾駮字野附475
☎	0175-72-2111（代）
時	８：15～17：00
休	土日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）

六ヶ所村　泊出張所	
住	泊字川原159-17
☎	0175-77-2004
時	月　８：15～18：00、火～金　８：15～17：00
休	土日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）

六ヶ所村　平沼出張所	
住	平沼字二階坂26-4
☎	0175-75-2111
時	月　８：15～18：00、火～金　８：15～17：00
休	土日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）

六ヶ所村　千歳平出張所	
住	倉内字笹崎289-5
☎	0175-74-2074
時	月　８：15～18：00、火～金　８：15～17：00
休	土日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）

六ヶ所村立中央公民館	
住	尾駮字野附478-2
☎	0175-72-8173
時	８：30～21：00（受付時間８：15～17：00）
休	土日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日） ＊予約している場合は土日祝でも利用可能

泊地区ふれあいセンター	
住	泊字川原66-1
☎	0175-77-2239
時	公民館　８：30～21：00（受付時間８：15～17：00） 浴場　９：00～21：00 ＊入浴券購入は、20：30まで
休	公民館　土日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日） ＊予約している場合は、土日祝でも利用可能 浴場　毎週火曜、12月29日～１月３日（時間変更あり）

六ヶ所村二又夢はぐ館	
住	尾駮字二又83-26
☎	0175-72-2919
時	９：00～16：00
休	月曜（祝日の場合は翌日） 年末年始（12月29日～１月３日）

千歳平地区公民館	
住	倉内字笹崎289-5
☎	0175-74-2074
時	８：30～21：00（受付時間８：15～17：00） ＊予約している場合は、21：00まで利用可能
休	土日 ＊予約している場合は、土日でも利用可能

六ヶ所村ふれあい笹原館	
住	倉内字芋ヶ崎745
☎	0175-74-2201
時	９：00～16：00
休	不定休

六ヶ所村文化交流プラザ「スワニー」	
住	尾駮字野附1-8
☎	0175-72-3400
時	９：00～22：00（受付時間８：30～16：30）
休	月曜、12月28日～１月４日 ＊月曜が祝日と重なった場合は翌日 ＊設備点検などによる、臨時休館あり

六ヶ所村立郷土館	
住	尾駮字野附535
☎	0175-72-2306
時	９：00～16：00
休	月曜、祝日の翌日、12月27日～１月４日

住…住所　☎…電話番号　時…ご利用／受付時間　休…休庁日、休業日　備…備考

六ヶ所村民図書館	
住	尾駮字野附1-8
☎	0175-72-3405
時	平日　9：30～19：00、土日、祝日　9：30～17：00
休	月曜、12月27日～１月４日 ＊祝日が月曜と重なった場合は翌日 ＊特別整理期間（年15日以内）

六ヶ所村立総合体育館	
住	尾駮字野附521-1
☎	0175-72-2191
時	平日　8：30～21：00、土日、祝日　8：30～16：30
休	年末年始（12月29日～１月３日）

六ヶ所村立千歳平地区体育館	
住	倉内字笹崎289-1
☎	0175-74-3005
時	8：00～21：00
休	年末年始（12月29日～１月３日）

六ヶ所村立屋内温水プール	
住	尾駮字野附992
☎	0175-73-7307
時	10：00～21：00
休	月曜、年末年始（12月28日～１月３日）、 プール清掃作業期間（年１回） ＊月曜が祝日と重なった場合は翌日

六ヶ所村立レスリング道場	
住	倉内字笹崎521-5
☎	0175-74-3005（窓口は六ヶ所村千歳平地区体育館）
時	9：00～21：00
休	年末年始（12月28日～１月３日）

大石総合運動公園	
住	尾駮字野附533-1
☎	0175-72-2191
時	平日　8：30～21：00、土日、祝日　8：30～16：30
休	年末年始（12月29日～１月３日）

千歳平はるき小公園	
住	倉内字笹崎394-1

千歳平ひがし児童公園	
住	倉内字笹崎435

千歳平にし児童公園	
住	倉内字笹崎288

千歳平小公園１号	
住	倉内字笹崎454

千歳平小公園２号	
住	倉内字笹崎573

千歳平小公園３号	
住	倉内字笹崎344

千歳平小公園４号	
住	倉内字笹崎235

熊野近隣公園	
住	平沼字追舘116-1

鷹架野鳥の里森林公園	
住	鷹架字道ノ上66-10

市柳総合公園	
住	鷹架字内子内61

尾駮レイクタウン北１号公園	
住	尾駮字野附1320-１

尾駮レイクタウン北２号公園	
住	尾駮字野附1336

尾駮レイクタウン北３号公園	
住	尾駮字野附1335

尾駮レイクサイドパーク	
住	尾駮字家ノ前4-34先

馬門川観光公園	
住	泊字川原919

六ヶ所村野鳥観察公園	
住	尾駮字家ノ前109

戸鎖小公園	
住	鷹架字久保ノ内46-2

住…住所　☎…電話番号　時…ご利用／受付時間　休…休庁日、休業日　備…備考

公共施設一覧

新城平ふれあい広場	
住	倉内字切揚場107-4

泊地区イベント広場	
住	泊字村ノ内218-8
☎	0175-77-3139
時	９：00～16：00
休	土日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日） ＊臨時休館あり（年数回）

六ヶ所村農山村広場	
住	鷹架字内子内337-1
☎	0175-75-3393
時	９：00～21：00
休	月曜、年末年始（12月29日～１月３日） ＊月曜が祝日と重なった場合は翌日

泊こども園	
住	泊字川原75-20
☎	0175-77-2128
時	7:15～18：30
休	日曜、祝日、年末年始
備	入所定員　70人

おぶちこども園	
住	尾駮字野附1305
☎	0175-72-2302
時	７：15～18：30
休	日曜、祝日、年末年始
備	入所定員　215人

南こども園	
住	倉内字唐貝地5-328
☎	0175-75-2112
時	７：15～18：30
休	日曜、祝日、年末年始
備	入所定員　46人

千歳平こども園	
住	倉内字笹崎289-3
☎	0175-74-2233
時	７：15～18：30
休	日曜、祝日、年末年始
備	入所定員　60人

国際教育研修センター	
住	尾駮字野附1304-2
☎	0175-73-8575
時	８：15～17：00
休	土日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）

学校給食センター	
住	尾駮字野附1322-2
☎	0175-72-2675

六ヶ所村老人福祉センター	
住	平沼字二階坂92-7
☎	0175-75-3000
時	平日　９：00～21：00
休	月曜、年末年始（12月29日～１月３日）

高齢者生活福祉センター	
住	平沼字二階坂92-7
☎	0175-71-3311

六ヶ所村地域交流ホーム	
住	出戸字棚沢130-17
☎	0175-72-3455
時	９：00～21：00
休	月曜、年末年始（12月29日～１月３日）

六ヶ所村保健相談センター	
住	尾駮字野附986-4
☎	0175-72-2794
時	８：15～17：00
休	土日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）

住…住所　☎…電話番号　時…ご利用／受付時間　休…休庁日、休業日　備…備考

六ヶ所村介護老人保健施設ニッコウキスゲ	
住	尾駮字野附986-4
☎	0175-73-7200
時	【通所リハビリ】 月曜～金曜９：00～17：00
休	土日、祝日、年末年始

六ヶ所村地域家庭医療センター	
住	尾駮字野附986-4
☎	0175-73-7122（代）
時	受付時間 【医科】 月・火・木・金曜 ８：00～11：00／13：30～16：00 水曜 ８：00～11：00 夜間診療あり（要予約） 【歯科】 月・火・木・金曜 ８：15～11：30／13：30～16：15 水曜 ８：15～11：30／14：00～18：15
休	土日、祝日、年末年始

泊診療所	
住	泊字川原159-17
☎	0175-77-2030
時	受付時間 月曜・水曜・木曜 ８：30～11：00／13：30～15：00 火曜・金曜 ８：30～11：00／13：30～17：00 土曜 ８：30～11：00
休	日曜、祝日、お盆期間、年末年始

千歳平診療所	
住	倉内字笹崎398-1
☎	0175-74-2301
時	受付時間（要電話予約） 月曜～木曜 ８：30～11：00／13：30～15：30 金曜（要電話予約） ８：30～11：00
休	金曜午後、土日、祝日、年末年始

六ヶ所村特産品販売所「六旬館」	
住	鷹架字道ノ下561-6
☎	0175-71-3115
時	９：00～18：00
休	12月31日～１月１日 ＊施設点検などによる、臨時休館あり

六ヶ所消防署	
住	尾駮字野附536-1
☎	0175-72-2301

六ヶ所消防署　北分署	
住	泊字川原75-101
☎	0175-77-3525

六ヶ所消防署　南分署	
住	平沼字二階坂94-1
☎	0175-75-2000

クリーン・ペア・はまなす	
住	尾駮字家ノ後12-159
☎	0175-68-2508
時	月曜～金曜　８：30～16：30 土曜　８：30～12：00／13：00～16：30
休	日曜、年末年始

六ヶ所村一般廃棄物最終処分場	
住	鷹架字道ノ上66-184
☎	0175-75-2086
時	８：30～16：30
休	月曜、第１・第３日曜日、 年末年始（12月29日～１月３日）

住…住所　☎…電話番号　時…ご利用／受付時間　休…休庁日、休業日　備…備考

村役場窓口案内

［住所］尾駮字野附475　　［代表電話番号］0175-72-2111

課	グループ	設置場所	主な業務内容
総務課	総務・行政G ☎72-8013	本庁舎 2F	表彰、議会の招集、行政改革、情報公開、行政連絡員、文書の収受、村長副村長の秘書、庁舎管理、電話交換、安全運転管理、出張所との連絡調整、自衛官募集、交通安全・防犯、交通災害共済、消費生活、人材育成基金事業
	人事・政策法務G		職員の任免、人事、給与、福利・厚生、研修、行政不服審査、訴訟、政策法務
	デジタル化推進室	分庁舎 1F	デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、行政事務のデジタル化、ICT施策の調査研究
	情報システムG ☎72-8015		電算システム開発、電算機器導入、ホームページ、広報「ろっかしょ」、自主放送（ロックTV）、防災行政用無線放送、情報セキュリティ対策、電算システムおよび電算機器の運用・保守管理、社会保障・税番号制度、地域情報基盤施設の維持管理
財政課 ☎72-8018	財政G	本庁舎 2F	財政運営計画の策定、予算編成・執行管理
	管財・営繕G		公有財産の管理・運用・処分、物品の購入・管理・処分、入札の執行および契約の締結、入札参加資格審査
税務課 ☎72-8019	課税G	分庁舎 1F	村税（国民健康保険税含む）の賦課、固定資産評価審査委員会、各種証明書の交付、地籍調査、地籍調査の成果の管理および運用、国民健康保険の資格に関すること
	徴収対策G		村税の徴収および滞納処分、納税貯蓄組合
政策推進課	政策推進G ☎72-8136	本庁舎 3F	総合振興計画、重要施策の企画および調整、核融合エネルギー計画推進、地方創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略、むつ小川原開発に係る諸対策および諸調査、研究開発プロジェクトおよびエネルギー関連企業の誘致、原子燃料サイクル施設、再生可能エネルギー、尾駮北地区整備推進、企業誘致
	企画G ☎72-8180		観光振興計画、商工業振興、観光団体、観光物産展、観光イベント、広域市町村圏振興計画、度量衡、火薬類の消費の許可、観光・物産の宣伝、都市計画、開発行為、都市公園、景観形成、屋外広告物、統計、村勢要覧、総合交通政策、泊地区イベント広場の維持管理、特産品販売施設の維持管理、土地利用計画、まちづくり（地域活性化）
原子力対策課 ☎72-8132	原子力対策G	本庁舎 3F	安全協定、原子力安全管理、原子力防災、環境放射線など監視
	消防・防災G		消防団、消防施設、防災計画、災害救助、山岳遭難防止、国民保護計画、石油コンビナートなど防災、基地渉外、航空機騒音
農林水産課 ☎72-8134	農林G	本庁舎 3F	農林業振興、農業振興計画、農産物流対策、営農指導、病害虫防除、農業者団体の育成、農業金融
	畜産・水産G		畜産業振興、畜産経営および改良指導、家畜防疫、村営放牧場管理、酪農振興センターの維持管理、漁業振興、水産業振興計画、内水面漁業、沿岸漁業構造改善
農業委員会		本庁舎 3F	農地などの利用関係調整および自作農の創設維持、農地利用関係のあっせんおよび争議の防止、農地基本台帳、農地などの交換分合、農業委員会総会、農業者年金
建設課 ☎72-8131	土木・建築G	本庁舎 3F	道路・橋梁整備、河川砂防、海岸保全、土木災害公営住宅の建設、公共建築物の建設、湾岸整備促進
	維持管理G		村道の維持管理、公営住宅の維持管理、除雪対策、住宅防音、住宅ブロック塀の耐震改修促進
福祉課	地域包括支援センター室 ☎72-4457	本庁舎 1F	高齢者相談、高齢者健康づくり事業、権利擁護、認知症関連事業、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、介護予防支援・ケアマネジメント
	福祉・環境G ☎72-8140		老人福祉、生活保護、民生委員・児童委員、日本赤十字、献血、狂犬病予防、野犬対策、スズメ蜂駆除、共同墓地の許可、軍人恩給および引揚者給付金、戦没者遺族援護国民年金給付、資格異動、裁定請求、年金相談、自然環境および生活環境の保全、公害防止対策、資源リサイクル、廃棄物
	介護・障がいG ☎72-8141		介護保険料の賦課・徴収、介護保険資格、介護保険認定、介護保険給付、重度心身障害者医療費助成、障がい者福祉、障がい関係全般
健康課 ☎72-8143	医療・保険G	本庁舎 1F	村民の健康増進対策、国民健康保険の保険給付、後期高齢者医療、健康相談、保健指導、健康診査および検診、疾病予防、健康教育

課	グループ	設置場所	主な業務内容
住民課 ☎72-8161	戸籍・住民登録G	本庁舎 1 F	戸籍に関する届出（出生、死亡、婚姻、離婚など）、住民票に関する届出（転入、転居、転出など）、印鑑登録、証明書交付（戸籍謄本、身分証明書、住民票、印鑑証明書など）、マイナンバーカード交付、火葬・埋葬許可、人口移動統計
子ども支援課	子育て支援G ☎72-8145	分庁舎 2 F	施設整備、子育て支援、保育・児童福祉、病後児保育
	家庭支援室 ☎72-8035		母子の健康づくりに関連する事業（健康相談、保健指導、健康教育、健康診査、予防接種、相談窓口など）
出納室　☎72-8164		本庁舎 1 F	現金の出納および保管、小切手の振出し、国県支出金の歳入歳出、有価証券・物品の出納および保管、現金および財産の記録管理、決算の調製
議会事務局　☎72-8121		本庁舎 4 F	議会の広報、議長会、議員の報酬・費用弁償・福利厚生、本会議、全員協議会、委員会、発言通告および一般質問、会議録および委員会記録の作成、村行政の調査、地方行政制度の調査研修、請願陳情の受理、議会図書など
監査委員事務局		本庁舎 4 F	委員の報酬・費用弁償・福利厚生、例月監査、決算審査、住民監査請求、定期監査、上北郡監査委員協議会など
学務課 ☎72-8172	総務・教育行政G	分庁舎 2 F	教育委員会の会議、委員の報酬・費用弁償・福利厚生など、褒章および表彰、学校施設の営繕・保全・財産管理、学校の設置および廃止、通学区域の指定、学級編制、奨学資金、海外体験学習、児童生徒の入学・退学・転学・就学、教科書の無償給付、学校保健
	指導G		教育政策の策定、教職員の研修、ALT、学力向上施策の推進、教育行政の相談、学習指導、生徒指導、学力・学習状況調査、学校教育
社会教育課 ☎72-8173	社会教育G	中央 公民館	社会教育施設・社会体育施設管理運営、村民文化祭、成人式、民俗芸能発表会、各種講座（成人講座・生涯学習など）、文化賞・スポーツ奨励賞の褒章および表彰、青少年健全育成事業、スポーツに関するイベント・大会などの開催、文化財
選挙管理委員会事務局 ☎72-8185		分庁舎 1 F	選挙人名簿の調製、各種選挙の管理・執行選挙啓発、直接請求の審査
上下水道課 ☎72-2700	水道G	第2 分庁舎	水道メーターの検針、水道料金・水道メーター使用料の徴収、金銭出納水道用水の供給、水道工事の計画、設計および施工、水質検査
	下水道G		下水道建設計画、事業認可（変更）申請、下水道台帳の整備・保管下水道施設建設、水洗化および雑排水設備、下水道施設の維持管理、下水道使用料の賦課・徴収、し尿処理

出先機関

機関名	住所	主な業務内容
泊出張所 ☎77-2004	泊字川原159-17	各種届出などの手続き
平沼出張所 ☎75-2111	平沼字二階坂26-4	各種届出などの手続き
千歳平出張所 ☎74-2074	倉内字笹崎289-5	各種届出などの手続き
国際教育研修センター ☎73-8575	尾駮字野附1304-2	国際交流推進委員会運営、国際交流員派遣、語学教室開催、村内在住外国人支援
保健相談センター ☎72-2794	尾駮字野附986-4	健康づくりに関連する事業（健康相談、保健指導、健康教育、健康診査および検診、予防接種、健康増進事業、こころの相談窓口など）

六ヶ所村　暮らしのガイドブック

2023年3月発行

発行：六ヶ所村役場

無断で複写・転載することはご遠慮ください。著作権者に無断で本誌の全部、または一部を複製及び転載することは、著作権法により禁止されています。

●行政情報およびその手続きについては、六ヶ所村役場・各担当課までお問い合わせください。
＊掲載内容は、2023年3月現在のものです。発行後、掲載情報に変更がある場合もありますのでご了承ください。

◆お問い合わせ先
六ヶ所村役場　〒039-3212　青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475　TEL 0175-72-2111（代表）
URL：https://www.rokkasho.jp/